

土木工事施工管理基準

令和 7年 4月版

愛知県 建設局

目次

※文書内の青色文字はリンクを設定

準用する出来形管理基準	準-1
-------------	-----

施工管理基準

1 目的	1
2 適用	1
3 構成	1
4 管理の実施	1
5 管理項目及び方法	1
6 規格値	2
7 その他	2

出来形管理基準及び規格値

第3編 工事共通編	4
第1章 土工	4
第2章 無筋・鉄筋コンクリート	9
第3章 一般施工	9
第4章 共通施工	37
第4編 河川編	74
第1章 築堤・護岸	74
第3章 樋門・樋管	75
第4章 水門	76
第5章 堰	76
第6章 排水機場	78
第7章 床止め・床固め	79
第8章 河川維持	79
第5編 海岸編	80
第1章 堤防・護岸	80
第2章 突堤・人工岬	82
第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	83
第6編 砂防編	84
第1章 砂防堰堤	84
第2章 流路	87
第3章 斜面对策	87
第7編 道路編	89
第1章 道路改良	89
第2章 舗装	91
第3章 橋梁下部	94
第4章 鋼橋上部	99
第5章 コンクリート橋上部	99
第6章 トンネル（NATM）	99

第11章 共同溝	102
第12章 電線共同溝	104
第13章 道路維持	106
第15章 道路修繕	107
第9編 下水道編	108
第1章 管路	108
第2章 処理場・ポンプ場	118
第10編 港湾編	120
第2章 海中土工 ～ 第12章 埋立	120
様式1～8	126

品質管理基準及び規格値

1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	143
2 ガス圧接	151
3 既製杭工	153
4 基礎工	154
5 場所杭工	155
6 既製杭工(中掘り杭工コンクリート打設方式)	155
7 下層路盤	155
8 上層路盤	158
9 アスファルト安定処理路盤	161
10 セメント安定処理路盤	161
11 アスファルト舗装	163
12 転圧コンクリート	170
13 グースアスファルト舗装	175
14 路床安定処理工	180
15 表層安定処理工(表層混合処理)	182
16 固結工	184
17 アンカー工	184
18 補強土壁工	185
19 吹付工	187
20 現場吹付法砕工	192
21 河川・海岸土工	197
22 砂防土工	199
23 道路土工	201
24 捨石工	204
25 覆工コンクリート(NATM)	205
26 吹付けコンクリート(NATM)	211
27 ロックボルト(NATM)	216
28 路上再生路盤工	217
29 路上表層再生工	219
30 排水性舗装工・透水性舗装工	220

31	簡易舗装工.....	225
32	ガス切断工.....	226
33	溶接工.....	227
34	工場製作工(鋼橋用鋼材)	230
35	中層混合処理.....	231
36	鉄筋挿入工.....	232
37	鋼材等【港湾・漁港】	233
38	石材等【港湾・漁港】	239
39	防舷材【港湾・漁港】	242
40	マット類【港湾・漁港】	243
	様式・品質5-1 防舷材形状管理表(例)、防舷材形状測定箇所(例)	245
	様式 フレアー溶接施工試験報告書(基準試験)・(日常管理試験)、フレアー溶接 日常管理 外観・形状寸法データシート	249
	(資料) ロックボルトの引抜試験	252

準用する出来形管理基準

【第3編 工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 土工					
第4節 河川土工・海岸土工・砂防土工	1-4-2	掘削工		4	
	1-4-3	盛土工		5	
	1-4-4	盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法		6
			多数アンカー式補強土工法		6
			ジオテキスタイルを用いた補強土工法		6
1-4-5	堤防天端工		6		
第5節 道路土工	1-5-2	掘削工		7	
	1-5-3	路体盛土工		8	
	1-5-4	路床盛土工		8	
	1-5-6	盛土補強工	第3編 1-4-4 盛土補強工	6	
第2章 無筋・鉄筋コンクリート					
第7節 鉄筋工	2-7-4	鉄筋の組立て		9	
第3章 一般施工					
第3節 共通の工種	3-3-4	矢板工	鋼矢板		9
			軽量鋼矢板		9
			コンクリート矢板		9
			広幅鋼矢板		9
			可とう鋼矢板		9
	3-3-6	縁石工	縁石・アスカープ		10
	3-3-7	小型標識工			10
	3-3-8	防止柵工	立入防止柵		10
			転落（横断）防止柵		10
			車止めポスト		10
	3-3-9	路側防護柵工	ガードレール		10
			ガードケーブル		11
	3-3-10	区画線工			11
	3-3-11	道路付属物工	視線誘導標		11
距離標				11	
3-3-12	桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		12	
		シミュレーション仮組立検査を実施する場合		12	
		仮組立検査を実施しない場合		14	
		鋼製堰堤製作工（仮組立時）		15	
3-3-13	工場塗装工			15	

【第3編 工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第3節 共通の工種	3-3-14コンクリート面塗装工			16
第4節 基礎工	3-4-1一般事項	切込砂利		16
		碎石基礎工		16
		割ぐり石基礎工		16
		均しコンクリート		16
	3-4-3基礎工(護岸)	現場打		16
		プレキャスト		16
	3-4-4既製杭工	既製コンクリート杭		17
		鋼管杭		17
		H鋼杭		17
		鋼管ソイルセメント杭		17
	3-4-5場所打杭工			17
	3-4-6深礎工			17
	3-4-7オープンケーソン基礎工			18
	3-4-8ニューマチックケーソン基礎工			18
3-4-9鋼管矢板基礎工			18	
第5節 法面工	3-5-2法面整形工	盛土部		19
	3-5-3法枠工	現場打法枠工		19
		現場吹付法枠工		19
		プレキャスト法枠工		19
	3-5-6吹付工	コンクリート		19
		モルタル		19
	3-5-7植生工	種子散布工		19
		張芝工		19
		筋芝工		19
		市松芝工		19
		植生シート、マット工		19
		植生筋工		19
		人工張芝工		19
植生穴工			19	
植生基材吹付工			19	
客土吹付工			19	
第6節 石・ブロック積(張)工	3-6-3コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		20
		コンクリートブロック張り		20
		連節ブロック張り		20

【第3編 工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 石・ブロック積 (張)工	3-6-3	コンクリート ブロック工	天端保護ブロック	20	
	3-6-4	緑化ブロッ ク工		21	
	3-6-5	石積(張) 工		21	
第8節 一般舗装工	3-8-5	アスファルト 舗装工	下層路盤工	22	
		上層路盤工(粒度調 整路盤工)	23		
		上層路盤工(セメン ト(石灰)安定処理 工)	24		
		加熱アスファルト安 定処理工	25		
		基層工	26		
		表層工	27		
	3-8-6	コンクリート 舗装工	下層路盤工	28	
		粒度調整路盤工	28		
		セメント(石灰・瀝 青)安定処理工	28		
		アスファルト中間層	28		
		コンクリート舗装版 工	29		
		転圧コンクリート版 工(下層路盤工)	29		
		転圧コンクリート版 工(粒度調整路盤 工)	29		
		転圧コンクリート版 工(セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工)	30		
		転圧コンクリート版 工(アスファルト中 間層)	30		
		転圧コンクリート版 工	30		
	3-8-7	薄層カラー 舗装工	下層路盤工	30	
		上層路盤工(粒度調 整路盤工)	31		
		上層路盤工(セメン ト(石灰)安定処理 工)	31		
		加熱アスファルト安 定処理工	31		
	3-8-8	ブロック舗 装工	下層路盤工	31	
		基層工	31		
		上層路盤工(粒度調 整路盤工)	32		
		上層路盤工(セメン ト(石灰)安定処理 工)	32		
		加熱アスファルト安 定処理工	32		
	第9節 地盤改良工	3-9-2	路床安定処 理工		33
		3-9-3	置換工		33
3-9-4		表層安定処 理工	サンドマット海上	33	

【第3編 工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第9節 地盤改良工	3-9-5	パイルネット工		34	
	3-9-6	サンドマット工		34	
	3-9-7	バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		34
			ペーパードレーン工		34
			袋詰式サンドドレーン工		34
	3-9-8	締固め改良工	サンドコンパクションパイル工	34	
	3-9-9	固結工	粉体噴射攪拌工		35
			高圧噴射攪拌工		35
			スラリー攪拌工		35
			生石灰パイル工		35
中層混合処理				35	
第12節 仮設工	3-12-5	土留・仮締切工	H鋼杭	35	
			鋼矢板	35	
			アンカー工	35	
			連節ブロック張り工	35	
			締切盛土	35	
			中詰盛土	36	
	3-12-9	地中連続壁工（壁式）		36	
	3-12-10	地中連続壁工（柱列式）		36	
	3-12-22	法面吹付工		36	
第13節 軽量盛土工	3-13-2	軽量盛土工	第3編 1-5-3 路体盛土工	8	
第4章 共通施工（第4編～第10編）					
第1節 共通関係	4-1-1	現場塗装工		37	
	4-1-2	場所打擁壁工		38	
	4-1-3	プレキャスト擁壁工		38	
	4-1-4	井桁ブロック工		39	
	4-1-5	アンカー工		39	
	4-1-6	側溝工	プレキャストU型側溝		39
			L型側溝		39
			自由勾配側溝		39
			管渠		39
	4-1-7	側溝工	場所打水路工		40
	4-1-8	集水桝工		40	
	4-1-9	側溝工	暗渠工		40
4-1-10	刃口金物製作工		40		
4-1-11	階段工		41		

【第3編 工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第2節 河川関係	4-2-1 巨石張り、 巨石積み			41
	4-2-2 かごマット			41
	4-2-3 じゃかご			41
	4-2-4 ふとんか ご、かご枠			42
	4-2-5 根固めブ ロック工			42
	4-2-6 沈床工			42
	4-2-7 捨石工			43
	4-2-8 護岸付属物 工			43
第3節 海岸関係	4-3-1 浚渫船運 転工	ポンプ浚渫船		43
		グラブ浚渫船		43
		バックホウ浚渫船		43
第4節 道路関係	4-4-1 プレキャスト カルバート工	プレキャストボック ス工		44
		プレキャストパイプ 工		44
	4-4-2 落石防護柵 工			44
	4-4-3 検査路製作 工			44
	4-4-4 鋼製伸縮継 手製作工			44
	4-4-5 落橋防止装 置製作工			45
	4-4-6 鋼製排水管 製作工			45
	4-4-7 プレベーム 用桁製作工			45
	4-4-8 橋梁用防護 柵製作工			46
	4-4-9 鑄造費	金属支承工		46
		大型ゴム支承工		47
	4-4-10 アンカーフ レーム製作工			48
	4-4-11 仮設材製作 工			48
	4-4-12 床版・横組 工			48
	4-4-13 伸縮装置工	ゴムジョイント		48
		鋼製フィンガージョ イント		49
		埋設型ジョイント		49
4-4-14 地覆工			49	
4-4-15 橋梁用防護 柵工、橋梁用高欄工			49	
4-4-16 検査路工			49	
4-4-17 支承工	鋼製支承		50	
	ゴム支承		50	

【第3編 工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第4節 道路関係	4-4-18架設工（鋼橋）	クレーン架設		51	
		ケーブルクレーン架設		51	
		ケーブルエレクション架設		51	
		架設桁架設		51	
		送出し架設		51	
		トラベラークレーン架設		51	
	4-4-19プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		52	
		スラブ桁		52	
	4-4-20ポストテンション桁製作工			52	
	4-4-21プレキャストセグメント製作工（購入工）			53	
	4-4-22プレキャストセグメント主桁組立			53	
	4-4-23PCホロースラブ製作工			53	
	4-4-24PC箱桁製作工			54	
	4-4-25PC押出し箱桁製作工			54	
	4-4-26架設工（コンクリート橋）	架設工（クレーン架設）		54	
		架設工（架設桁架設）		54	
		架設工支保工（固定）		54	
		架設工支保工（移動）		54	
		架設桁架設（片持架設）		54	
		架設桁架設（押出し架設）		54	
		下層路盤工		55	
	4-4-27半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		56	
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		57	
		加熱アスファルト安定処理工		58	
		基層工		59	
		表層工		60	
		4-4-28排水性舗装工	下層路盤工		61
			上層路盤工（粒度調整路盤工）		62
	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）			63	
	加熱アスファルト安定処理工			64	
	基層工			65	
	表層工			66	

【第3編 工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第4節 道路関係	4-4-29グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		67
		基層工		68
		表層工		69
	4-4-30透水性舗装工	路盤工		70
		表層工		71
	4-4-31路面切削工			72
	4-4-32舗装打換え工			72
	4-4-33オーバーレイ工			73
4-4-34落橋防止装置工			73	

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 築堤・護岸				
第3節 護岸基礎工	1-3-3 基礎工		第3編3-4-3 基礎工(護岸)	16
	1-3-4 矢板工		第3編3-3-4 矢板工	9
第4節 矢板護岸工	1-4-3 笠コンクリート工		第3編3-4-3 基礎工(護岸)	16
	1-4-4 矢板工		第3編3-3-4 矢板工	9
第5節 法覆護岸工	1-5-3 コンクリートブロック工		第3編3-6-3 コンクリートブロック工	20
	1-5-4 護岸付属物工			74
	1-5-5 石積(張)工		第3編3-6-5 石積(張)工	21
	1-5-6 法枠工		第3編3-5-3 法枠工	19
	1-5-7 かごマット工	かごマット	第3編4-2-2 かごマット	41
	1-5-8 多自然川づくり関連工	巨石張り	第3編4-2-1 巨石張り、巨石積み	41
		巨石積み	第3編4-2-1 巨石張り、巨石積み	41
	1-5-9 吹付工		第3編3-5-6 吹付工	19
	1-5-10 植生工		第3編3-5-7 植生工	19
	1-5-11 覆土工		第3編第1章第4節河川土工・海岸土工・砂防土工に準じる	準-1
	1-5-12 羽口工		第3編4-2-3 じゃかご	41
			第3編4-2-4 ふとんかご、かご枠	42
		第3編4-2-4 ふとんかご、かご枠	42	
		第3編3-6-3-2 連節ブロック張り	20	
第6節 擁壁護岸工	1-6-3 場所打擁壁工		第3編4-1-2 場所打擁壁工	38
	1-6-4 プレキャスト擁壁工		第3編4-1-3 プレキャスト擁壁工	38
第7節 根固め工	1-7-3 根固めブロック工		第3編4-2-5 根固めブロック工	42
	1-7-5 沈床工		第3編4-2-6 沈床工	42
	1-7-6 捨石工		第3編4-2-7 捨石工	43
	1-7-7 かご工	じゃかご	第3編4-2-3 じゃかご	41
		ふとんかご	第3編4-2-4 ふとんかご、かご枠	42
第8節 水制工	1-8-3 沈床工		第3編4-2-6 沈床工	42
	1-8-4 捨石工		第3編4-2-7 捨石工	43
	1-8-5 かご工	じゃかご	第3編4-2-3 じゃかご	41
		ふとんかご	第3編4-2-4 ふとんかご、かご枠	42
	1-8-8 杭出し水制工			74
第9節 付帯道路工	1-9-3 路側防護柵工		第3編3-3-9 路側防護柵工	10
	1-9-5 アスファルト舗装工		第3編3-8-5 アスファルト舗装工	22
	1-9-6 コンクリート舗装工		第3編3-8-6 コンクリート舗装工	28

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第9節 付帯道路工	1-9-7 薄層カラー舗装工		第3編3-8-7 薄層カラー舗装工	30	
	1-9-8 ブロック舗装工		第3編3-8-8 ブロック舗装工	32	
	1-9-9 側溝工		第3編4-1-6 側溝工	39	
	1-9-10 集水柵工		第3編4-1-8 集水柵工	40	
	1-9-11 縁石工		第3編3-3-6 縁石工	10	
	1-9-12 区画線工		第3編3-3-10 区画線工	11	
第10節 付帯道路施設工	1-10-3 道路付属物工		第3編3-3-11 道路付属物工	11	
	1-10-4 標識工		第3編3-3-7 小型標識工	10	
第11節 光ケーブル配管工	1-11-3 配管工			74	
	1-11-4 ハンドホール工			74	
第2章 浚渫（川）					
第2節 浚渫工 （ポンプ浚渫船）	2-2-2 浚渫船運転工（民船・官船）		第3編4-3-1 浚渫船運転工	43	
第3節 浚渫工 （グラブ浚渫船）	2-3-2 浚渫船運転工		第3編4-3-1 浚渫船運転工	43	
第4節 浚渫工 （バックホウ浚渫船）	2-4-2 浚渫船運転工		第3編4-3-1 浚渫船運転工	43	
第3章 樋門・樋管					
第3節 樋門・樋管本体工	3-3-3 既製杭工		第3編3-4-4 既製杭工	17	
	3-3-4 場所打杭工		第3編3-4-5 場所打杭工	17	
	3-3-5 矢板工		第3編3-3-4 矢板工	9	
	3-3-6 函渠工	本体工			75
		ヒューム管			75
		PC管			75
		コルゲートパイプ			75
		ダクタイル鋳鉄管			75
		PC函渠	第3編4-4-1 プレキャストカルバート工		44
	3-3-7 翼壁工			76	
3-3-8 水叩工			76		
第4節 護床工	3-4-3 根固めブロック工		第3編4-2-5 根固めブロック工	42	
	3-4-5 沈床工		第3編4-2-6 沈床工	42	
	3-4-6 捨石工		第3編4-2-7 捨石工	43	
	3-4-7 かご工	じゃかご	第3編4-2-3 じゃかご	41	
		ふとんかご	第3編4-2-4 ふとんかご、かご枠	42	
第5節 水路工	3-5-3 側溝工		第3編4-1-7 場所打水路工	40	
	3-5-4 集水柵工		第3編4-1-8 集水柵工	40	
	3-5-5 暗渠工		第3編4-1-9 暗渠工	40	
	3-5-6 樋門接続暗渠工		第3編4-4-1 プレキャストカルバート工	44	

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第6節 付属物設置工	3-6-3 防止柵工		第3編3-3-8 防止柵工	10
	3-6-7 階段工		第3編4-1-11 階段工	41
第4章 水 門				
第3節 工場製作工	4-3-3 桁製作工		第3編3-3-12 桁製作工	12
	4-3-4 鋼製伸縮継手製作工		第3編4-4-4 鋼製伸縮継手製作工	44
	4-3-5 落橋防止装置製作工		第3編4-4-5 落橋防止装置製作工	45
	4-3-6 鋼製排水管用製作工		第3編4-4-6 鋼製排水管用製作工	45
	4-3-7 橋梁用防護柵製作工		第3編4-4-8 橋梁用防護柵製作工	46
	4-3-8 鋳造費		第3編4-4-9 鋳造費	46
	4-3-9 仮設材製作工		第3編4-4-11 仮設材製作工	48
	4-3-10 工場塗装工		第3編3-3-13 工場塗装工	15
第4節 水門本体工	4-4-4 既製杭工		第3編3-4-4 既製杭工	17
	4-4-5 場所打杭工		第3編3-4-5 場所打杭工	17
	4-4-6 矢板工 (遮水矢板)		第3編3-3-4 矢板工	9
	4-4-7 床版工			76
	4-4-8 堰柱工			76
	4-4-9 門柱工			76
	4-4-10 ゲート操作台工			76
	4-4-11 胸壁工			76
	4-4-12 翼壁工		第4編3-3-7 翼壁工	76
	4-4-13 水叩工		第4編3-3-8 水叩工	76
第5節 護床工	4-5-3 根固めブロック工		第3編4-2-5 根固めブロック工	42
	4-5-5 沈床工		第3編4-2-6 沈床工	42
	4-5-6 捨石工		第3編4-2-7 捨石工	43
	4-5-7 かご工	じゃかご	第3編4-2-3 じゃかご	41
ふとんかご		第3編4-2-4 ふとんかご、かご枠	42	
第6節 付属物設置工	4-6-3 防止柵工		第3編3-3-8 防止柵工	10
	4-6-8 階段工		第3編4-1-11 階段工	41
第7節 鋼管理橋上部工	4-7-4 架設工(クレーン架設)		第3編4-4-18 架設工(鋼橋)	51
	4-7-5 架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編4-4-18 架設工(鋼橋)	51
	4-7-6 架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編4-4-18 架設工(鋼橋)	51
	4-7-7 架設工(架設桁架設)		第3編4-4-18 架設工(鋼橋)	51
	4-7-8 架設工(送出し架設)		第3編4-4-18 架設工(鋼橋)	51
	4-7-9 架設工(トラベラークレーン架設)		第3編4-4-18 架設工(鋼橋)	51
	4-7-10 支承工		第3編4-4-17 支承工	50

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第8節 橋梁現場塗装工	4-8-2 現場塗装工		第3編4-1-1 現場塗装工	37
第9節 床版工	4-9-2 床版工		第3編4-4-12 床版・横組工	48
第10節 橋梁附属物工(鋼管理橋)	4-10-2 伸縮装置工		第3編4-4-13 伸縮装置工	48
	4-10-4 地覆工		第3編4-4-14 地覆工	49
	4-10-5 橋梁用防護柵工		第3編4-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	49
	4-10-6 橋梁用高欄工		第3編4-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	49
	4-10-7 検査路工		第3編4-4-16 検査路工	49
第12節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	4-12-2 プレテンション桁製作工(購入工)		第3編4-4-19 プレテンション桁製作工(購入工)	52
	4-12-3 ポストテンション桁製作工		第3編4-4-20 ポストテンション桁製作工	52
	4-12-4 プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編4-4-21 プレキャストセグメント製作工(購入工)	53
	4-12-5 プレキャストセグメント主桁組立工		第3編4-4-22 プレキャストセグメント主桁組立工	53
	4-12-6 支承工		第3編4-4-17 支承工	50
	4-12-7 架設工(クレーン架設)		第3編4-4-26 架設工(コンクリート橋)	54
	4-12-8 架設工(架設桁架設)		第3編4-4-26 架設工(コンクリート橋)	54
	4-12-9 床版・横組工		第3編4-4-12 床版・横組工	48
	4-12-10 落橋防止装置工		第3編4-4-34 落橋防止装置工	73
第13節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	4-13-2 架設支保工(固定)		第3編4-4-26 架設工(コンクリート橋)	54
	4-13-3 支承工		第3編4-4-17 支承工	50
	4-13-4 落橋防止装置工		第3編4-4-34 落橋防止装置工	73
	4-13-5 PCホロースラブ製作工		第3編4-4-23 PCホロースラブ製作工	53
第14節 橋梁附属物工(コンクリート管理橋)	4-14-2 伸縮装置工		第3編4-4-13 伸縮装置工	48
	4-14-4 地覆工		第3編4-4-14 地覆工	49
	4-14-5 橋梁用防護柵工		第3編4-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	49
	4-14-6 橋梁用高欄工		第3編4-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	49
	4-14-7 検査路工		第3編4-4-16 検査路工	49
第16節 舗装工	4-16-5 アスファルト舗装工		第3編3-8-5 アスファルト舗装工	22
	4-16-6 半たわみ性舗装工		第3編4-4-27 半たわみ性舗装工	55
	4-16-7 排水性舗装工		第3編4-4-28 排水性舗装工	61
	4-16-8 透水性舗装工		第3編4-4-30 透水性舗装工	70
	4-16-9 グースアスファルト舗装工		第3編4-4-29 グースアスファルト舗装工	67
	4-16-10 コンクリート舗装工		第3編3-8-6 コンクリート舗装工	28
	4-16-11 薄層カラー舗装工		第3編3-8-7 薄層カラー舗装工	30
	4-16-12 ブロック舗装工		第3編3-8-8 ブロック舗装工	32

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第5章 堰				
第3節 工場製作工	5-3-3 刃口金物製作工		第3編4-1-10刃口金物製作工	40
	5-3-4 桁製作工		第3編3-3-12桁製作工	12
	5-3-5 検査路製作工		第3編4-4-3 検査路製作工	44
	5-3-6 鋼製伸縮継手製作工		第3編4-4-4 鋼製伸縮継手製作工	44
	5-3-7 落橋防止装置製作工		第3編4-4-5 落橋防止装置製作工	45
	5-3-8 鋼製排水管製作工		第3編4-4-6 鋼製排水管製作工	45
	5-3-9 プレベーム用桁製作工		第3編4-4-7 プレベーム用桁製作工	45
	5-3-10 橋梁用防護柵製作工		第3編4-4-8 橋梁用防護柵製作工	46
	5-3-11 鋳造費		第3編4-4-9 鋳造費	46
	5-3-12 アンカープレート製作工		第3編4-4-10 アンカープレート製作工	48
	5-3-13 仮設材製作工		第3編4-4-11 仮設材製作工	48
	5-3-14 工場塗装工		第3編3-3-13 工場塗装工	15
	第4節 可動堰本体工	5-4-3 既製杭工		第3編3-4-4 既製杭工
5-4-4 場所打杭工			第3編3-4-5 場所打杭工	17
5-4-5 オープンケーソン基礎工			第3編3-4-7 オープンケーソン基礎工	18
5-4-6 ニューマチックケーソン基礎工			第3編3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	18
5-4-7 矢板工			第3編3-3-4 矢板工	9
5-4-8 床版工			第4編4-4-7 床版工	76
5-4-9 堰柱工			第4編4-4-8 堰柱工	76
5-4-10 門柱工			第4編4-4-9 門柱工	76
5-4-11 ゲート操作台工			第4編4-4-10 ゲート操作台工	76
5-4-12 水叩工			第4編3-3-8 水叩工	76
5-4-13 閘門工				76
5-4-14 土砂吐工				76
5-4-15 取付擁壁工			第3編4-1-2 場所打擁壁工	38
第5節 固定堰本体工	5-5-3 既製杭工		第3編3-4-4 既製杭工	17
	5-5-4 場所打杭工		第3編3-4-5 場所打杭工	17
	5-5-5 オープンケーソン基礎工		第3編3-4-7 オープンケーソン基礎工	18
	5-5-6 ニューマチックケーソン基礎工		第3編3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	18
	5-5-7 矢板工		第3編3-3-4 矢板工	9
	5-5-8 堰本体工			76
	5-5-9 水叩工			76
	5-5-10 土砂吐工			76
	5-5-11 取付擁壁工		第3編4-1-2 場所打擁壁工	38

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第6節 魚道工	5-6-3 魚道本体工			77
第7節 管理橋下部工	5-7-2 管理橋橋台工			77
第8節 鋼管理橋上部工			第4編第4章第7節鋼管理橋上部工に準ずる	準-10
第9節 橋梁現場塗装工			第4編第4章第8節橋梁現場塗装工に準ずる	準-11
第10節 床版工			第4編第4章第9節床版工に準ずる	準-11
第11節 橋梁付属物工(鋼管理橋)			第4編第4章第10節橋梁付属物工(鋼管理橋)に準ずる	準-11
第13節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)			第4編第4章第12節コンクリート管理橋上部工(PC橋)に準ずる	準-11
第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋ホロースラブ橋)			第4編第4章第13節コンクリート管理橋上部工(PC橋ホロースラブ橋)に準ずる	準-11
第15節 コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)	5-15-2 架設支保工(固定)		第3編4-4-26架設工(コンクリート橋)	54
	5-15-3 支承工		第3編4-4-17支承工	50
	5-15-4 PC箱桁製作工		第3編4-4-24PC箱桁製作工	54
	5-15-5 落橋防止装置工		第3編4-4-34落橋防止装置工	73
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)			第4編第4章第14節橋梁付属物工(コンクリート管理橋)に準ずる	準-11
第18節 付属物設置工	5-18-3 防止柵工		第3編3-3-8 防止柵工	10
	5-18-7 階段工		第3編4-1-11階段工	41
第6章 排水機場				
第3節 機場本体工	6-3-3 既製杭工		第3編3-4-4 既製杭工	17
	6-3-4 場所打杭工		第3編3-4-5 場所打杭工	17
	6-3-5 矢板工		第3編3-3-4 矢板工	9
	6-3-6 本体工			78
	6-3-7 燃料貯油槽工			78
第4節 沈砂池工	6-4-3 既製杭工		第3編3-4-4 既製杭工	17
	6-4-4 場所打杭工		第3編3-4-5 場所打杭工	17
	6-4-5 矢板工		第3編3-3-4 矢板工	9
	6-4-6 場所打擁壁工		第3編4-1-2 場所打擁壁工	38
	6-4-7 コンクリート床版工			78
	6-4-8 ブロック床版工		第3編4-2-5 根固めブロック工	42
	6-4-9 場所打水路工		第3編4-1-7 場所打水路工	40
第5節 吐出水槽工	6-5-3 既製杭工		第3編3-4-4 既製杭工	17
	6-5-4 場所打杭工		第3編3-4-5 場所打杭工	17
	6-5-5 矢板工		第3編3-3-4 矢板工	9
	6-5-6 本体工		第4編6-3-6 本体工	78

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第7章 床止め・床固め					
第3節 床止め工	7-3-4	既製杭工	第3編3-4-4既製杭工	17	
	7-3-5	矢板工	第3編3-3-4矢板工	9	
	7-3-6	本体工	床固め本体工		79
		植石張り	第3編3-6-5石積(張)工	21	
		根固めブロック	第3編4-2-5根固めブロック工	42	
	7-3-7	取付擁壁工	第3編4-1-2場所打擁壁工	38	
	7-3-8	水叩工	水叩工		79
		巨石張り	第3編4-2-1巨石張り、巨石積み	41	
		根固めブロック	第3編4-2-5根固めブロック工	42	
第4節 床固め工	7-4-4	本堤工	第4編7-3-6本体工	79	
	7-4-5	垂直壁工	第4編7-3-6本体工	79	
	7-4-6	側壁工		79	
	7-4-7	水叩工	第4編7-3-8水叩工	79	
第5節 山留擁壁工	7-5-3	コンクリート擁壁工	第3編4-1-2場所打擁壁工	38	
	7-5-4	ブロック積擁壁工	第3編3-6-3コンクリートブロック工	20	
	7-5-5	石積擁壁工	第3編3-6-5石積(張)工	21	
	7-5-6	山留擁壁基礎工	第3編3-4-3基礎工(護岸)	16	
第8章 河川維持(第4節 除草工の出来形管理基準 削除)					
第7節 路面補修工	8-7-3	不陸整正工	第3編1-4-5堤防天端工	6	
	8-7-4	コンクリート舗装補修工	第3編3-8-6コンクリート舗装工	28	
	8-7-5	アスファルト舗装補修工	第3編3-8-5アスファルト舗装工	22	
第8節 付属物復旧工	8-8-2	付属物復旧工	第3編3-3-9路側防護柵工	10	
第9節 付属物設置工	8-9-3	防護柵工	第3編3-3-8防止柵工	10	
	8-9-5	付属物設置工	第3編3-3-11道路付属物工	11	
第10節 光ケーブル配管工	8-10-3	配管工	第4編1-11-3配管工	74	
	8-10-4	ハンドホール工	第4編1-11-4ハンドホール工	74	
第12節 植栽維持工	8-12-3	樹木・芝生管理工	第3編3-5-7植生工	19	
第9章 河川修繕					
第3節 腹付工	9-3-2	覆土工	第3編3-5-2法面整形工	19	
	9-3-3	植生工	第3編3-5-7植生工	19	
第4節 側帯工	9-4-2	縁切工	第3編4-2-3じゃかご	41	
		連節ブロック張り	第3編3-6-3コンクリートブロック工	20	
		コンクリートブロック張り	第3編3-6-3コンクリートブロック工	20	
		石張り	第3編3-6-5石積(張)工	21	

【第4編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第4節 側帯工	9-4-3 植生工		第3編3-5-7 植生工	19
第5節 堤脚保護工	9-5-3 石積工		第3編3-6-5 石積(張)工	21
	9-5-4 コンクリートブロック工		第3編3-6-3 コンクリートブロック工	20
第6節 管理用通路工	9-6-2 防護柵工		第3編3-3-8 防止柵工	10
	9-6-4 路面切削工		第3編4-4-31 路面切削工	72
	9-6-5 舗装打換え工		第3編4-4-32 舗装打換え工	72
	9-6-6 オーバーレイ工		第3編4-4-33 オーバーレイ工	73
	9-6-7 排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠集水榭工	第3編4-1-6 側溝工	39
			第3編4-1-8 集水榭工	40
9-6-8 道路付属物工	歩車道境界ブロック	第3編3-3-6 縁石工	10	
第7節 現場塗装工	9-7-3 付属物塗装工		第3編4-1-1 現場塗装工	37
	9-7-4 コンクリート面塗装工		第3編3-3-14 コンクリート面塗装工	16

【第5編 海岸編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 堤防・護岸					
第3節 護岸基礎工	1-3-4 捨石工		第3編4-2-7 捨石工	43	
	1-3-5 場所打コンクリート工			80	
	1-3-6 海岸コンクリートブロック工			80	
	1-3-7 笠コンクリート工		第3編3-4-3 基礎工(護岸)	16	
	1-3-8 基礎工		第3編3-4-3 基礎工(護岸)	16	
	1-3-9 矢板工		第3編3-3-4 矢板工	9	
第4節 護岸工	1-4-3 石積(張)工		第3編3-6-5 石積(張)工	21	
	1-4-4 海岸コンクリートブロック工			80	
	1-4-5 コンクリート被覆工			81	
第5節 擁壁工	1-5-3 場所打擁壁工		第3編4-1-2 場所打擁壁工	38	
第6節 天端被覆工	1-6-2 コンクリート被覆工			81	
第7節 波返工	1-7-3 波返工			81	
第8節 裏法被覆工	1-8-2 石積(張)工		第3編3-6-5 石積(張)工	21	
	1-8-3 コンクリートブロック工		第3編3-6-3 コンクリートブロック工	20	
	1-8-4 コンクリート被覆工		第5編1-4-5 コンクリート被覆工	81	
	1-8-5 法枠工		第3編3-5-3 法枠工	19	
第9節 カルバート工	1-9-3 プレキャストカルバート工		第3編4-4-1 プレキャストカルバート工	44	
第10節 排水構造物工	1-10-3 側溝工		第3編4-1-6 側溝工	39	
	1-10-4 集水柵工		第3編4-1-8 集水柵工	40	
	1-10-5 管渠工	プレキャストパイプ		第3編4-1-9 暗渠工	40
		プレキャストボックス		第3編4-1-9 暗渠工	40
		コルゲートパイプ		第3編4-1-9 暗渠工	40
		タグタイル铸铁管		第3編4-1-9 暗渠工	40
	1-10-6 場所打水路工		第3編4-1-7 場所打水路工	40	
第11節 付属物設置工	1-11-3 防止柵工		第3編3-3-8 防止柵工	10	
	1-11-6 階段工		第3編4-1-11 階段工	41	
第12節 付帯道路工	1-12-3 路側防護柵工		第3編3-3-9 路側防護柵工	10	
	1-12-5 アスファルト舗装工		第3編3-8-5 アスファルト舗装工	22	
	1-12-6 コンクリート舗装工		第3編3-8-6 コンクリート舗装工	28	
	1-12-7 薄層カラー舗装工		第3編3-8-7 薄層カラー舗装工	30	
	1-12-8 側溝工		第3編4-1-6 側溝工	39	
	1-12-9 集水柵工		第3編4-1-8 集水柵工	40	
	1-12-10 縁石工		第3編3-3-6 縁石工	10	
	1-12-11 区画線工		第3編3-3-10 区画線工	11	

【第5編 海岸編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第13節 付帯道路施設工	1-13-3 道路付属物工		第3編3-3-11道路付属物工	11
	1-13-4 小型標識工		第3編3-3-7小型標識工	10
第2章 突堤・人工岬				
第3節 突堤基礎工	2-3-4 捨石工		港湾関係出来形に準じる	121
	2-3-5 吸出し防止工			82
第4節 突堤本体工	2-4-2 捨石工		港湾関係出来形に準じる	121
	2-4-5 海岸コンクリートブロック工			83
	2-4-6 既製杭工		第3編3-4-4既製杭工	17
	2-4-7 詰杭工		第3編3-4-4既製杭工	17
	2-4-8 矢板工		第3編3-3-4矢板工	9
	2-4-9 場所打コンクリート工			83
第5節 根固め工	2-5-2 捨石工		港湾関係出来形に準じる	121
第6節 消波工	2-6-2 捨石工		港湾関係出来形に準じる	121
第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）				
第3節 海域堤基礎工	3-3-3 捨石工		港湾関係出来形に準じる	121
	3-3-4 吸出し防止工		第5編2-3-5吸出し防止工	82
第4節 海域堤本体工	3-4-2 捨石工		港湾関係出来形に準じる	121
	3-4-3 海岸コンクリートブロック工		第5編2-4-5海岸コンクリートブロック工	83
	3-4-4 場所打コンクリート工		第5編2-4-9場所打ちコンクリート工	83
第4章 浚渫（海）				
第2節 浚渫工 （ポンプ浚渫船）	4-2-2 浚渫船運転工		第3編4-3-1浚渫船運転工	43
第3節 浚渫工 （グラブ浚渫船）	4-3-2 浚渫船運転工		第3編4-3-1浚渫船運転工	43
第5章 養 浜				
第2節 砂止工	5-2-2 根固めブロック工		第3編4-2-5根固めブロック工	42

【第6編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 砂防堰堤					
第3節 工場製作工	1-3-3 鋼製堰堤製作工		第3編 3-3-12桁製作工（鋼製堰堤製作工（仮組立時））	15	
	1-3-4 鋼製堰堤仮設材製作工			84	
	1-3-5 工場塗装工		第3編 3-3-13工場塗装工	15	
第4節 法面工	1-4-2 植生工		第3編 3-5-7 植生工	19	
	1-4-3 法面吹付け工		第3編 3-5-6 吹付け工	19	
	1-4-4 法枠工		第3編 3-5-3 法枠工	19	
	1-4-6 アンカー工		第3編 4-1-5 アンカー工	39	
	1-4-7 かご工	じゃかご		第3編 4-2-3 じゃかご	41
		ふとんかご		第3編 4-2-4 ふとんかご、かご枠	42
第6節 コンクリート堰堤工	1-6-4 コンクリート堰堤本体工			84	
	1-6-5 コンクリート副堰堤工		第6編 1-6-4 コンクリート堰堤本体工	84	
	1-6-7 コンクリート側壁工			84	
	1-6-9 水叩工			85	
第7節 鋼製堰堤工	1-7-5 鋼製堰堤本体工	不透過型		85	
		透過型		86	
	1-7-6 鋼製側壁工			87	
	1-7-7 コンクリート側壁工		第6編 1-6-7 コンクリート側壁工	84	
	1-7-9 水叩工		第6編 1-6-9 水叩工	85	
	1-7-10 現場塗装工		第3編 4-1-1 現場塗装工	37	
第8節 護床工・根固め工	1-8-4 根固めブロック工		第3編 4-2-5 根固めブロック工	42	
	1-8-6 沈床工		第3編 4-2-6 沈床工	42	
	1-8-7 かご工	じゃかご		第3編 4-2-3 じゃかご	41
		ふとんかご		第3編 4-2-4 ふとんかご、かご枠	42
第9節 砂防堰堤付属物設置工	1-9-3 防止柵工		第3編 3-3-8 防止柵工	10	
第10節 付帯道路工	1-10-3 路側防護柵工		第3編 3-3-9 路側防護柵工	10	
	1-10-5 アスファルト舗装工		第3編 3-8-5 アスファルト舗装工	22	
	1-10-6 コンクリート舗装工		第3編 3-8-6 コンクリート舗装工	28	
	1-10-7 薄層カラー舗装工		第3編 3-8-7 薄層カラー舗装工	30	
	1-10-8 側溝工		第3編 4-1-7 場所打水路工	40	
	1-10-9 集水柵工		第3編 4-1-8 集水柵工	40	
	1-10-10 縁石工		第3編 3-3-6 縁石工	10	
	1-10-11 区画線工		第3編 3-3-10 区画線工	11	
第11節 付帯道路施設工	1-11-3 道路付属物工		第3編 3-3-11 道路付属物工	11	

【第6編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第11節 付帯道路施設工	1-11-4 小型標識工		第3編 3-3-7 小型標識工	10
第2章 流路				
第3節 流路護岸工	2-3-4 基礎工(護岸)		第3編 3-4-3 基礎工(護岸)	16
	2-3-5 コンクリート擁壁工		第3編 4-1-2 場所打擁壁工	38
	2-3-6 ブロック積擁壁工		第3編 3-6-3 コンクリートブロック工	20
	2-3-7 石積擁壁工		第3編 3-6-5 石積(張)工	21
	2-3-8 護岸付属物工		第3編 4-2-8 護岸付属物工	43
	2-3-9 植生工		第3編 3-5-7 植生工	19
第4節 床固め工	2-4-4 床固め本体工		第6編 1-6-4 コンクリート堰堤本体工	84
	2-4-5 垂直壁工		第6編 1-6-4 コンクリート堰堤本体工	84
	2-4-6 側壁工		第6編 1-6-7 コンクリート側壁工	84
	2-4-7 水叩工		第6編 1-6-9 水叩工	85
	2-4-8 魚道工			87
第5節 根固め・水制工	2-5-4 根固めブロック工		第3編 4-2-5 根固めブロック工	42
	2-5-6 捨石工		第3編 4-2-7 捨石工	43
	2-5-7 かご工	じゃかご	第3編 4-2-3 じゃかご	41
		ふとんかご	第3編 4-2-4 ふとんかご、かご枠	42
		かごマット	第3編 4-2-2 かごマット	41
第6節 流路付属物設置工	2-6-2 階段工		第3編 4-1-11 階段工	41
	2-6-3 防止柵工		第3編 3-3-8 防止柵工	10
第3章 斜面对策				
第3節 法面工	3-3-2 植生工		第3編 3-5-7 植生工	19
	3-3-3 吹付工		第3編 3-5-6 吹付工	19
	3-3-4 法枠工		第3編 3-5-3 法枠工	19
	3-3-5 かご工	じゃかご	第3編 4-2-3 じゃかご	41
		ふとんかご	第3編 4-2-4 ふとんかご、かご枠	42
	3-3-6 アンカー工(プレキャストコンクリート板)		第3編 4-1-5 アンカー工	39
	3-3-7 抑止アンカー工		第3編 4-1-5 アンカー工	39
第4節 擁壁工	3-4-3 既製杭工		第3編 3-4-4 既製杭工	17
	3-4-4 場所打擁壁工		第3編 4-1-2 場所打擁壁工	38
	3-4-5 プレキャスト擁壁工		第3編 4-1-3 プレキャスト擁壁工	38
	3-4-6 補強土壁工		第3編 1-4-4 盛土補強工	6
	3-4-7 井桁ブロック工		第3編 4-1-4 井桁ブロック工	39
	3-4-8 落石防護工		第3編 4-4-2 落石防護柵工	44

【第6編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第5節 山腹水路工	3-5-3 山腹集水路・排水路工		第3編4-1-7 場所打水路工	40
	3-5-4 山腹明暗渠工			87
	3-5-5 山腹暗渠工		第3編4-1-9 暗渠工	40
	3-5-6 現場打水路工		第3編4-1-7 場所打水路工	40
	3-5-7 集水柵工		第3編4-1-8 集水柵工	40
第6節 地下水排除工	3-6-4 集排水ボーリング工			88
	3-6-5 集水井工			88
第7節 地下水遮断工	3-7-3 場所打擁壁工		第3編4-1-2 場所打擁壁工	38
	3-7-4 固結工		第3編3-9-9 固結工	35
	3-7-5 矢板工		第3編3-3-4 矢板工	9
第8節 抑止杭工	3-8-3 既製杭工		第3編3-4-4 既製杭工	17
	3-8-4 場所打杭工		第3編3-4-5 場所打杭工	17
	3-8-5 シャフト工(深礎工)		第3編3-4-6 深礎工	17
	3-8-6 合成杭工			88

【第7編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良				
第3節 工場製作工	1-3-2 遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		89
		工場塗装工	第3編3-3-13工場塗装工	15
第4節 法面工	1-4-2 植生工		第3編3-5-7植生工	19
	1-4-3 法面吹付工		第3編3-5-6吹付工	19
	1-4-4 法枠工		第3編3-5-3法枠工	19
	1-4-6 アンカー工		第3編4-1-5アンカー工	39
	1-4-7 かご工	じゃかご	第3編4-2-3じゃかご	41
ふとんかご		第3編4-2-4ふとんかご、かご枠	42	
第5節 擁壁工	1-5-3 既製杭工		第3編3-4-4既製杭工	17
	1-5-4 場所打杭工		第3編3-4-5場所打杭工	17
	1-5-5 場所打擁壁工		第3編4-1-2場所打擁壁工	38
	1-5-6 プレキャスト擁壁工		第3編4-1-3プレキャスト擁壁工	38
	1-5-7 補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	第3編1-4-4盛土補強工	6
		多数アンカー式補強土工法	第3編1-4-4盛土補強工	6
ジオテキスタイルを用いた補強土工法		第3編1-4-4盛土補強工	6	
1-5-8 井桁ブロック工		第3編4-1-4井桁ブロック工	39	
第6節 石・ブロック積（張）工	1-6-3 コンクリートブロック工		第3編3-6-3コンクリートブロック工	20
	1-6-4 石積（張）工		第3編3-6-5石積（張）工	21
第7節 カルバート工	1-7-4 既製杭工		第3編3-4-4既製杭工	17
	1-7-5 場所打杭工		第3編3-4-5場所打杭工	17
	1-7-6 場所打函渠工			89
	1-7-7 プレキャストカルバート工		第3編4-4-1プレキャストカルバート工	44
第8節 排水構造物工（小型水路工）	1-8-3 側溝工		第3編4-1-6側溝工	39
	1-8-4 管渠工		第3編4-1-6側溝工	39
	1-8-5 集水桝・マンホール工		第3編4-1-8集水桝工	40
	1-8-6 地下排水工		第3編4-1-9暗渠工	40
	1-8-7 場所打水路工		第3編4-1-7場所打水路工	40
	1-8-8 排水工（小段排水・縦排水）		第3編4-1-6側溝工	39
第9節 落石雪害防止工	1-9-4 落石防止網工			89
	1-9-5 落石防護柵工		第3編4-4-2落石防護柵工	44
	1-9-6 防雪柵工			89
	1-9-7 雪崩予防柵工			90
第10節 遮音壁工	1-10-4 遮音壁基礎工			90
	1-10-5 遮音壁本体工			90

【第7編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第2章 舗装				
第3節 舗装工	2-3-4 橋面防水工			91
	2-3-5 アスファルト舗装工		第3編3-8-5 アスファルト舗装工	22
	2-3-6 半たわみ性舗装工		第3編4-4-27半たわみ性舗装工	55
	2-3-7 排水性舗装工		第3編4-4-28排水性舗装工	61
	2-3-8 透水性舗装工		第3編4-4-30透水性舗装工	70
	2-3-9 グースアスファルト舗装工		第3編4-4-29グースアスファルト舗装工	67
	2-3-10 コンクリート舗装工		第3編3-8-6 コンクリート舗装工	28
	2-3-11 薄層カラー舗装工		第3編3-8-7 薄層カラー舗装工	30
	2-3-12 ブロック舗装工		第3編3-8-8 ブロック舗装工	32
	2-3 歩道路盤工			91
	2-3 取合舗装路盤工			91
	2-3 路肩舗装路盤工			91
	2-3 歩道舗装工			91
	2-3 取合舗装工			91
	2-3 路肩舗装工			91
2-3 表層工			91	
第4節 排水構造物工（路面排水工）	2-4-3 側溝工		第3編4-1-6 側溝工	39
	2-4-4 管渠工		第3編4-1-6 側溝工	39
	2-4-5 集水柵（街渠柵）・マンホール工		第3編4-1-8 集水柵工	40
	2-4-6 地下排水工		第3編4-1-9 暗渠工	40
	2-4-7 場所打水路工		第3編4-1-7 場所打水路工	40
	2-4-8 排水工（小段排水・縦排水）		第3編4-1-6 側溝工	39
	2-4-9 排水性舗装用路肩排水工			92
第5節 縁石工	2-5-3 縁石工		第3編3-3-6 縁石工	10
第6節 踏掛版工	2-6-4 踏掛版工	コンクリート工		92
		ラバーシュー		92
		アンカーボルト		92
第7節 防護柵工	2-7-3 路側防護柵工		第3編3-3-9 路側防護柵工	10
	2-7-4 防止柵工		第3編3-3-8 防止柵工	10
	2-7-5 ボックスビーム工		第3編3-3-9 路側防護柵工	10
	2-7-6 車止めポスト工		第3編3-3-8 防止柵工	10
第8節 標識工	2-8-3 小型標識工		第3編3-3-7 小型標識工	10
	2-8-4 大型標識工	標識基礎工		92
		標識柱工		92

【第7編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第9節 区画線工	2-9-2 区画線工		第3編3-3-10区画線工	11	
第11節 道路付属施設工	2-11-4 道路付属物工		第3編3-3-11道路付属物工	11	
	2-11-5 ケーブル配管工	ケーブル配管工		93	
		ハンドホール		93	
	2-11-6 照明工	照明柱基礎工		93	
第3章 橋梁下部					
第3節 工場製作工	3-3-2 刃口金物製作工		第3編4-1-10刃口金物製作工	40	
	3-3-3 鋼製橋脚製作工			94	
	3-3-4 アンカーフレーム製作工		第3編4-4-10アンカーフレーム製作工	48	
	3-3-5 工場塗装工		第3編3-3-13工場塗装工	15	
第4節 橋台工	3-4-3 既製杭工		第3編3-4-4 既製杭工	17	
	3-4-4 場所打杭工		第3編3-4-5 場所打杭工	17	
	3-4-5 深礎工		第3編3-4-6 深礎工	17	
	3-4-6 オープンケーソン基礎工		第3編3-4-7 オープンケーソン基礎工	18	
	3-4-7 ニューマチックケーソン基礎工		第3編3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	18	
	3-4-8 橋台躯体工			95	
第5節 RC橋脚工	3-5-3 既製杭工		第3編3-4-4 既製杭工	17	
	3-5-4 場所打杭工		第3編3-4-5 場所打杭工	17	
	3-5-5 深礎工		第3編3-4-6 深礎工	17	
	3-5-6 オープンケーソン基礎工		第3編3-4-7 オープンケーソン基礎工	18	
	3-5-7 ニューマチックケーソン基礎工		第3編3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	18	
	3-5-8 鋼管矢板基礎工		第3編3-4-9 鋼管矢板基礎工	18	
	3-5-9 橋脚躯体工	張出式			96
		重力式		第7編3-5-9 橋脚躯体工	96
		半重力式		第7編3-5-9 橋脚躯体工	96
ラーメン式				97	
第6節 鋼製橋脚工	3-6-3 既製杭工		第3編3-4-4 既製杭工	17	
	3-6-4 場所打杭工		第3編3-4-5 場所打杭工	17	
	3-6-5 深礎工		第3編3-4-6 深礎工	17	
	3-6-6 オープンケーソン基礎工		第3編3-4-7 オープンケーソン基礎工	18	
	3-6-7 ニューマチックケーソン基礎工		第3編3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	18	
	3-6-8 鋼管矢板基礎工		第3編3-4-9 鋼管矢板基礎工	18	
	3-6-9 橋脚フーチング工	I型・T型			97
		門型			98

【第7編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第6節 鋼製橋脚工	3-6-10橋脚架設工	I型・T型		98
		門型		98
	3-6-11現場継手工			98
	3-6-12現場塗装工		第3編4-1-1現場塗装工	37
第7節 護岸基礎工	3-7-3基礎工		第3編3-4-3基礎工(護岸)	16
	3-7-4矢板工		第3編3-3-4矢板工	9
第8節 矢板護岸工	3-8-3笠コンクリート工		第3編3-4-3基礎工(護岸)	16
	3-8-4矢板工		第3編3-3-4矢板工	9
第9節 法覆護岸工	3-9-2コンクリートブロック工		第3編3-6-3コンクリートブロック工	20
	3-9-3護岸付属物工		第3編4-2-8護岸付属物工	43
	3-9-4緑化ブロック工		第3編3-6-4緑化ブロック工	21
	3-9-5環境護岸ブロック工		第3編3-6-3コンクリートブロック工	20
	3-9-6石積(張)工		第3編3-6-5石積(張)工	21
	3-9-7法枠工		第3編3-5-3法枠工	19
	3-9-8かごマット工	かごマット	第3編4-2-2かごマット	41
	3-9-9多自然川づくり関連工	巨石張り	第3編4-2-1巨石張り、巨石積み	41
		巨石積み	第3編4-2-1巨石張り、巨石積み	41
	3-9-10吹付工		第3編3-5-6吹付工	19
	3-9-11植生工		第3編3-5-7植生工	19
	3-9-12覆土工		第3編3-5-2法面整形工	19
	3-9-13羽口工	じゃかご	第3編4-2-3じゃかご	41
		ふとんかご	第3編4-2-4ふとんかご、かご枠	42
かご枠		第3編4-2-4ふとんかご、かご枠	42	
連節ブロック張り		第3編3-6-3-2連節ブロック張り	20	
第10節 擁壁護岸工	3-10-3場所打擁壁工		第3編4-1-2場所打擁壁工	38
	3-10-4プレキャスト擁壁工		第3編4-1-3プレキャスト擁壁工	38
第4章 鋼橋上部				
第3節 工場製作工	4-3-3桁製作工		第3編3-3-12桁製作工	12
	4-3-4検査路製作工		第3編4-4-3検査路製作工	44
	4-3-5鋼製伸縮継手製作工		第3編4-4-4鋼製伸縮継手製作工	44
	4-3-6落橋防止装置製作工		第3編4-4-5落橋防止装置製作工	45
	4-3-7鋼製排水管製作工		第3編4-4-6鋼製排水管製作工	45
	4-3-8橋梁用防護柵製作工		第3編4-4-8橋梁用防護柵製作工	46
	4-3-9橋梁用高欄製作工			99
	4-3-10横断歩道橋製作工		第3編3-3-12桁製作工	12

【第7編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第3節 工場製作工	4-3-11 鑄造費		第3編4-4-9 鑄造費	46	
	4-3-12 アンカーフレーム製作工		第3編4-4-10 アンカーフレーム製作工	48	
	4-3-13 工場塗装工		第3編3-3-13 工場塗装工	15	
第4節 鋼橋架設工	4-4-4 架設工(クレーン架設)		第3編4-4-18 架設工(鋼橋)	51	
	4-4-5 架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編4-4-18 架設工(鋼橋)	51	
	4-4-6 架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編4-4-18 架設工(鋼橋)	51	
	4-4-7 架設工(架設桁架設)		第3編4-4-18 架設工(鋼橋)	51	
	4-4-8 架設工(送出し架設)		第3編4-4-18 架設工(鋼橋)	51	
	4-4-9 架設工(トラベラークレーン架設)		第3編4-4-18 架設工(鋼橋)	51	
	4-4-10 支承工		第3編4-4-17 支承工	50	
第5節 橋梁現場塗装工	4-5-3 現場塗装工		第3編4-1-1 現場塗装工	37	
第6節 床版工	4-6-2 床版工		第3編4-4-12 床版・横組工	48	
第7節 橋梁付属物工	4-7-2 伸縮装置工		第3編4-4-13 伸縮装置工	48	
	4-7-5 地覆工		第3編4-4-14 地覆工	49	
	4-7-6 橋梁用防護柵工		第3編4-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	49	
	4-7-7 橋梁用高欄工		第3編4-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	49	
	4-7-8 検査路工		第3編4-4-16 検査路工	49	
第8節 歩道橋本体工	4-8-3 既製杭工		第3編3-4-4 既製杭工	17	
	4-8-4 場所打杭工		第3編3-4-5 場所打杭工	17	
	4-8-5 橋脚フーチング工	I型		第7編3-6-9 橋脚フーチング工	97
		T型		第7編3-6-9 橋脚フーチング工	97
	4-8-6 歩道橋(側道橋)架設工		第3編4-4-18 架設工(鋼橋)	51	
4-8-8 現場塗装工		第3編4-1-1 現場塗装工	37		
第5章 コンクリート橋上部					
第3節 工場製作工	5-3-2 プレベーム用桁製作工		第3編4-4-7 プレベーム用桁製作工	45	
	5-3-3 橋梁用防護柵製作工		第3編4-4-8 橋梁用防護柵製作工	46	
	5-3-4 鋼製伸縮継手製作工		第3編4-4-4 鋼製伸縮継手製作工	44	
	5-3-5 検査路製作工		第3編4-4-3 検査路製作工	44	
	5-3-6 工場塗装工		第3編3-3-13 工場塗装工	15	
	5-3-7 鑄造費		第3編4-4-9 鑄造費	46	
第4節 PC橋工	5-4-2 プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋	第3編4-4-19 プレテンション桁製作工(購入工)	52	
	5-4-2 プレテンション桁製作工(購入工)	スラブ橋	第3編4-4-19 プレテンション桁製作工(購入工)	52	
	5-4-3 ポストテンション桁製作工		第3編4-4-20 ポストテンション桁製作工	52	

【第7編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第4節 PC橋工	5-4-4プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編4-4-21プレキャストセグメント製作工(購入工)	53
	5-4-5プレキャストセグメント主桁組立工		第3編4-4-22プレキャストセグメント主桁組立工	53
	5-4-6支承工		第3編4-4-17支承工	50
	5-4-7架設工(クレーン架設)		第3編4-4-26架設工(コンクリート橋)	54
	5-4-8架設工(架設桁架設)		第3編4-4-26架設工(コンクリート橋)	54
	5-4-9床版・横組工		第3編4-4-12床版・横組工	48
	5-4-10落橋防止装置工		第3編4-4-34落橋防止装置工	73
第5節 プレビーム桁橋工	5-5-2プレビーム桁製作工(現場)			99
	5-5-3支承工		第3編4-4-17支承工	50
	5-5-4架設工(クレーン架設)		第3編4-4-26架設工(コンクリート橋)	54
	5-5-5架設工(架設桁架設)		第3編4-4-26架設工(コンクリート橋)	54
	5-5-6床版・横組工		第3編4-4-12床版・横組工	48
	5-5-8落橋防止装置工		第3編4-4-34落橋防止装置工	73
第6節 PCホロースラブ橋工	5-6-2架設支保工(固定)		第3編4-4-26架設工(コンクリート橋)	54
	5-6-3支承工		第3編4-4-17支承工	50
	5-6-4PCホロースラブ製作工		第3編4-4-23PCホロースラブ製作工	53
	5-6-5落橋防止装置工		第3編4-4-34落橋防止装置工	73
第7節 RCホロースラブ橋工	5-7-2架設支保工(固定)		第3編4-4-26架設工(コンクリート橋)	54
	5-7-3支承工		第3編4-4-17支承工	50
	5-7-4RC場所打ホロースラブ製作工		第3編4-4-23PCホロースラブ製作工	53
	5-7-5落橋防止装置工		第3編4-4-34落橋防止装置工	73
第8節 PC版桁橋工	5-8-2PC版桁製作工		第3編4-4-23PCホロースラブ製作工	53
第9節 PC箱桁橋工	5-9-2架設支保工(固定)		第3編4-4-26架設工(コンクリート橋)	54
	5-9-3支承工		第3編4-4-17支承工	50
	5-9-4PC箱桁製作工		第3編4-4-24PC箱桁製作工	54
	5-9-5落橋防止装置工		第3編4-4-34落橋防止装置工	73
第10節 PC片持箱桁橋工	5-10-2PC片持箱桁製作工		第3編4-4-24PC箱桁製作工	54
	5-10-3支承工		第3編4-4-17支承工	50
	5-10-4架設工(片持架設)		第3編4-4-26架設工(コンクリート橋)	54
第11節 PC押し出し箱桁橋工	5-11-2PC押し出し箱桁製作工		第3編4-4-25PC押し出し箱桁製作工	54
	5-11-3架設工(押し出し架設)		第3編4-4-26架設工(コンクリート橋)	54
第12節 橋梁付属物工	5-12-2伸縮装置工		第3編4-4-13伸縮装置工	48
	5-12-4地覆工		第3編4-4-14地覆工	49
	5-12-5橋梁用防護柵工		第3編4-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	49

【第7編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第12節 橋梁付属物工	5-12-6 橋梁用高欄工		第3編4-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	49	
	5-12-7 検査路工		第3編4-4-16検査路工	49	
第6章 トンネル (NATM)					
第4節 支保工	6-4-3 吹付工			99	
	6-4-4 ロックボルト工			99	
第5節 覆工	6-5-3 覆工コンクリート工			100	
	6-5-4 側壁コンクリート工		第7編6-5-3 覆工コンクリート工	100	
	6-5-5 床版コンクリート工			100	
第6節 インバート工	6-6-4 インバート本体工			101	
第7節 坑内付帯工	6-7-5 地下排水工		第3編4-1-9 暗渠工	40	
第8節 坑門工	6-8-4 坑門本体工			101	
	6-8-5 明り巻工			102	
第11章 共同溝					
第3節 工場製作工	11-3-3 工場塗装工		第3編3-3-13工場塗装工	15	
第5節 現場打構築工	11-5-2 現場打躯体工			102	
	11-5-4 カラー継手工			103	
	11-5-5 防水工	防水			103
		防水保護工			103
	防水壁			104	
第6節 プレキャスト構築工	11-6-2 プレキャスト躯体工			104	
第12章 電線共同溝					
第5節 電線共同溝工	12-5-2 管路工 (管路部)			104	
	12-5-3 プレキャストボックス工 (特殊部)			105	
	12-5-4 現場打ちボックス工 (特殊部)			105	
第6節 付帯設備工	12-6-2 ハンドホール工			105	
第13章 道路維持					
第4節 舗装工	13-4-3 路面切削工		第3編4-4-31路面切削工	72	
	13-4-4 舗装打換え工		第3編4-4-32舗装打換え工	72	
	13-4-5 切削オーバーレイ工			106	
	13-4-6 オーバーレイ工		第3編4-4-33オーバーレイ工	73	
	13-4-7 路上再生工			106	
	13-4-8 薄層カラー舗装工		第3編3-8-7 薄層カラー舗装工	30	
第5節 排水構造物工	13-5-3 側溝工		第3編4-1-6 側溝工	39	
	13-5-4 管渠工		第3編4-1-6 側溝工	39	
	13-5-5 集水樹・マンホール工		第3編4-1-8 集水樹工	40	

【第7編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第5節 排水構造物工	13-5-6 地下排水工		第3編4-1-9暗渠工	40
	13-5-7 場所打水路工		第3編4-1-7場所打水路工	40
	13-5-8 排水工		第3編4-1-6側溝工	39
第6節 防護柵工	13-6-3 路側防護柵工		第3編3-3-9路側防護柵工	10
	13-6-4 防止柵工		第3編3-3-8防止柵工	10
	13-6-5 ボックスビーム工		第3編3-3-9路側防護柵工	10
	13-6-6 車止めポスト工		第3編3-3-8防止柵工	10
第7節 標識工	13-7-3 小型標識工		第3編3-3-7小型標識工	10
	13-7-4 大型標識工		第7編2-8-4大型標識工	92
第8節 道路付属施設工	13-8-4 道路付属物工		第3編3-3-11道路付属物工	11
	13-8-5 ケーブル配管工		第7編2-11-5ケーブル配管工	93
	13-8-6 照明工		第7編2-11-6照明工	93
第9節 擁壁工	13-9-5 場所打擁壁工		第3編4-1-2場所打擁壁工	38
	13-9-6 プレキャスト擁壁工		第3編4-1-3プレキャスト擁壁工	38
第10節 石・ブロック積(張)工	13-10-3 コンクリートブロック工		第3編3-6-3コンクリートブロック工	20
	13-10-4 石積(張)工		第3編3-6-5石積(張)工	21
第11節 カルバート工	13-11-6 場所打函渠工		第7編1-7-6場所打函渠工	89
	13-11-7 プレキャストカルバート工		第3編4-4-1プレキャストカルバート工	44
第12節 法面工	13-12-2 植生工		第3編3-5-7植生工	19
	13-12-3 法面吹付工		第3編3-5-6吹付工	19
	13-12-4 法枠工		第3編3-5-3法枠工	19
	13-12-6 アンカー工		第3編4-1-5アンカー工	39
	13-12-7 かが工	じゃかご ふとんかご	第3編4-2-3じゃかご 第3編4-2-4ふとんかご、かご枠	41 42
第14節 橋梁付属物工	13-14-2 伸縮継手工		第3編4-4-13伸縮装置工	48
	13-14-4 地覆工		第3編4-4-14地覆工	49
	13-14-5 橋梁用防護柵工		第3編4-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	49
	13-14-6 橋梁用高欄工		第3編4-4-15橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	49
	13-14-7 検査路工		第3編4-4-16検査路工	49
第16節 現場塗装工	13-16-6 コンクリート面塗装工		第3編3-3-14コンクリート面塗装工	16
第15章 道路修繕				
第3節 工場製作工	15-3-4 桁補強材製作工			107
	15-3-5 落橋防止装置製作工		第3編4-4-5落橋防止装置製作工	45
第4節 舗装工	15-4-3 路面切削工		第3編4-4-31路面切削工	72
	15-4-4 舗装打換え工		第3編4-4-32舗装打換え工	72

【第7編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第4節 舗装工	15-4-5 切削オーバーレイ工		第7編13-4-5 切削オーバーレイ工	106	
	15-4-6 オーバーレイ工		第3編4-4-33 オーバーレイ工	73	
	15-4-7 路上再生工		第7編13-4-7 路上再生工	106	
	15-4-8 薄層カラー舗装工		第3編3-8-7 薄層カラー舗装工	30	
第5節 排水構造物工	15-5-3 側溝工		第3編4-1-6 側溝工	39	
	15-5-4 管渠工		第3編4-1-6 側溝工	39	
	15-5-5 集水枡・マンホール工		第3編4-1-8 集水枡工	40	
	15-5-6 地下排水工		第3編4-1-9 暗渠工	40	
	15-5-7 場所打水路工		第3編4-1-7 場所打水路工	40	
	15-5-8 排水工		第3編4-1-6 側溝工	39	
第6節 縁石工	15-6-3 縁石工		第3編3-3-6 縁石工	10	
第7節 防護柵工	15-7-3 路側防護柵工		第3編3-3-9 路側防護柵工	10	
	15-7-4 防止柵工		第3編3-3-8 防止柵工	10	
	15-7-5 ボックスビーム工		第3編3-3-9 路側防護柵工	10	
	15-7-6 車止めポスト工		第3編3-3-8 防止柵工	10	
第8節 標識工	15-8-3 小型標識工		第3編3-3-7 小型標識工	10	
	15-8-4 大型標識工		第7編2-8-4 大型標識工	92	
第9節 区画線工	15-9-2 区画線工		第3編3-3-10 区画線工	11	
第11節 道路付属施設工	15-11-4 道路付属物工		第3編3-3-11 道路付属物工	11	
	15-11-5 ケーブル配管工		第7編2-11-5 ケーブル配管工	93	
	15-11-6 照明工		第7編2-11-6 照明工	93	
第12節 擁壁工	15-12-5 場所打擁壁工		第3編4-1-2 場所打擁壁工	38	
	15-12-6 プレキャスト擁壁工		第3編4-1-3 プレキャスト擁壁工	38	
第13節 石・ブロック積(張)工	15-13-3 コンクリートブロック工		第3編3-6-3 コンクリートブロック工	20	
	15-13-4 石積(張)工		第3編3-6-5 石積(張)工	21	
第14節 カルバート工	15-14-6 場所打函渠工		第7編1-7-6 場所打函渠工	89	
	15-14-7 プレキャストカルバート工		第3編4-4-1 プレキャストカルバート工	44	
第15節 法面工	15-15-2 植生工		第3編3-5-7 植生工	19	
	15-15-3 法面吹付工		第3編3-5-6 吹付工	19	
	15-15-4 法枠工		第3編3-5-3 法枠工	19	
	15-15-6 アンカー工		第3編4-1-5 アンカー工	39	
	15-15-7 かご工	じゃかご		第3編4-2-3 じゃかご	41
		ふとんかご		第3編4-2-4 ふとんかご、かご枠	42
第16節 落石雪害防止工	15-16-4 落石防止網工		第7編1-9-4 落石防止網工	89	
	15-16-5 落石防護柵工		第3編4-4-2 落石防護柵工	44	

【第7編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁
第16節 落石雪害防止工	15-16-6 防雪柵工		第7編1-9-6 防雪柵工	89
	15-16-7 雪崩予防柵工		第7編1-9-7 雪崩予防柵工	90
第18節 鋼桁工	15-18-3 鋼桁補強工		第7編15-3-4 桁補強材製作工	107
第19節 橋梁支承工	15-19-3 鋼橋支承工		第3編4-4-17 支承工	50
	15-19-4 P C 橋支承工		第3編4-4-17 支承工	50
第20節 橋梁附属物工	15-20-3 伸縮継手工		第3編4-4-13 伸縮装置工	48
	15-20-4 落橋防止装置工		第3編4-4-34 落橋防止装置工	73
	15-20-6 地覆工		第3編4-4-14 地覆工	49
	15-20-7 橋梁用防護柵工		第3編4-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	49
	15-20-8 橋梁用高欄工		第3編4-4-15 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	49
	15-20-9 検査路工		第3編4-4-16 検査路工	49
第23節 現場塗装工	15-23-3 橋梁塗装工		第3編4-1-1 現場塗装工	37
	15-23-6 コンクリート面塗装工		第3編3-3-14 コンクリート面塗装工	16

施 工 管 理 基 準

この**施工管理基準**は、工事標準仕様書 第1編 1-1-29 施工管理に規定する工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1. 目 的

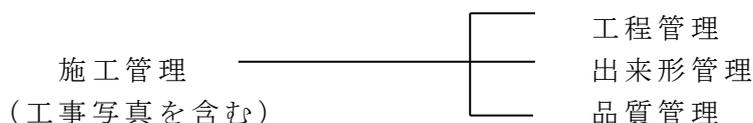
この**施工管理基準**は、工事の施工について、**契約図書**に定められた工期、工事的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適 用

この**施工管理基準**は、愛知県建設局・都市交通局が発注する河川工事、海岸工事、砂防工事、道路工事、公園緑地工事、下水道工事、港湾・漁港工事について適用する。ただし、**設計図書**に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。

また、工事の種類、規模、施工条件等により、この**施工管理基準**によりがたい場合、もしくはこの**施工管理基準**に定めのない工種については、監督員と**協議**の上、施工管理を行うものとする。

3. 構 成



4. 管理の実施

- (1) 請負者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 請負者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 請負者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに**提示**するとともに、工事完成時に**提出**しなければならない。
- (5) 請負者は、舗装工事における現場密度の測定位置及びコア採取による厚さ測定位置について、監督員の**承諾**を得なければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

請負者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。但し、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

請負者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表（出来形成果総括表、測定結果総括表、測定結果一覧表及び出来形管理図表）及び出来形図を作成し管理するものとする。但し、測定数が15点未満の場合は、測定結果総括表、出来形管理図表の作成は不要とする。

なお、出来形図に設計値と実測値との差及び規格値を明記し管理された測定項目については、測定結果一覧表の作成を省略することができる。

また、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

(3) 品質管理

請負者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、品質管理資料（測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図表及び度数表）を作成するものとする。但し、測定数が15点未満の場合は、測定結果総括表、品質管理図表及び度数表の作成は不要とする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、**特記仕様書**で指定するものを実施するものとする。

なお、「試験成績表等による確認」に該当する試験項目は、試験成績書やミルシートによって規定の品質（規格値）を満足しているか**確認**することができるが、必要に応じて現場検収等を実施しなければならない。

6. 規格値

請負者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. その他

(1) 工事写真

請負者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を**写真管理基準**により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに**提示**するとともに、工事完成時に**提出**しなければならない。

(2) ICT活用工事

ICT活用工事の出来形管理は、愛知県の定める「ICT活用工事(土工)実施要領」、「ICT活用工事(舗装工)実施要領」、「ICT活用工事(舗装工(修繕工))実施要領」、「ICT活用工事(河川浚渫)実施要領」、「ICT活用工事(作業土工(床掘))実施要領」、「ICT活用工事(付帯構造物設置工)実施要領」、「ICT活用工事(法面工)実施要領」、「ICT活用工事(地盤改良工)実施要領」、「ICT活用工事(土工 1000m³未満)実施要領」、「ICT活用工事(小規模土工)実施要領」、「ICT活用工事(構造物工(橋脚・橋台))実施要領」、「ICT活用工事(基礎工)実施要領」、「ICT活用工事(擁壁工)実施要領」、「ICT活用工事(コンクリート堰堤工)実施要領」、「ICT活用工事(浚渫工(港湾))

実施要領」、「ICT活用工事（基礎工（港湾））実施要領」、「ICT活用工事（ブロック据付工（港湾））実施要領」及び「ICT活用工事（海上地盤改良工：床掘工・置換工編（港湾））実施要領」の規定によるものとする。

(3) 施工箇所が点在する工事について

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督員と**協議**しなければならない。

出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値 (mm)		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 工事 共通 編	1 土工	4 河川 土工 ・海 岸土 工・ 砂防 土工	3		掘削工 (水中部) (面管理の場合)			平均值	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		
						平場	標高較差	±50	±300			
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±300			

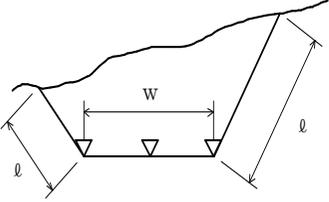
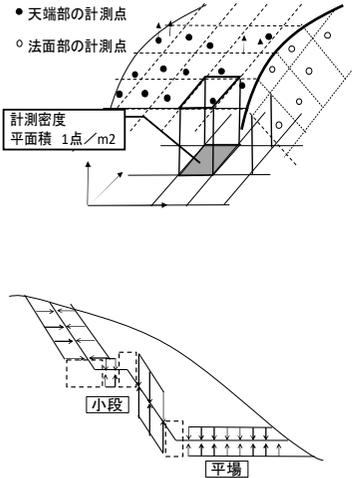
出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 工事共通編	1 土工	4 河川土工・海岸土工・砂防土工	3		盛土工	基準高▽		-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。			
						法長 ℓ	ℓ < 5 m	-100				
							ℓ ≥ 5 m	法長 - 2%				
						幅 w ₁ , w ₂		-100				
3 工事共通編	1 土工	4 河川土工・海岸土工・砂防土工	3		盛土工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
						天端	標高較差	-50	-150			
						法面 4割<勾配	標高較差	-50	-170			
						法面 4割≥勾配 (小段含む)	標高較差	-60	-170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したものの						

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
3 工事共通編	1 土工	4 河川土工・海岸土工・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。								
						厚さ t	-50									
						控え長さ	設計値以上									
					補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。								
							高さ h				h < 3m	-50				
						h ≥ 3m					-100					
						鉛直度 Δ					±0.03h かつ ±300以内					
						控え長さ (補強材の設計長)					設計値以上					
						延長 L					-200					
							1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。									
					3 工事共通編	1 土工	4 河川土工・海岸土工・砂防土工	5		堤防天端工	厚さ t	t < 15cm	-25	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		
												t ≥ 15cm	-50			
幅 w		-100														

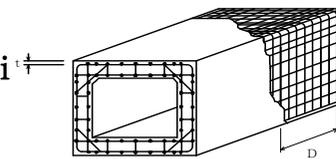
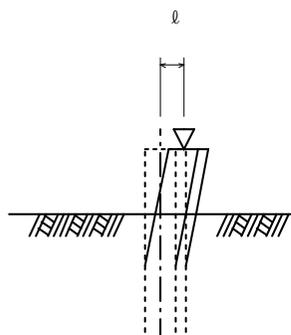
出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 工事共通編	1 土工	5 道路土工	2		掘削工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。			
						法長 ℓ	ℓ < 5 m	-200				
							ℓ ≥ 5 m	法長 - 4 %				
						幅 w		-100				
3 工事共通編	1 土工	5 道路土工	2		掘削工 (面管理の場合)		平均值	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
						平場	標高較差	±50				±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70				±160
						法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平または 標高較差	±70				±330

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値(mm)		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 工事共通編	1 土工	5 道路土工	3 4		路体盛土工	基準高▽		±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		
					路床盛土工	法長 l	l < 5 m	-100				
							l ≥ 5 m	法長 - 2 %				
						幅 w ₁ , w ₂		-100				
3 工事共通編	1 土工	5 道路土工	3 4		路体盛土工			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
					路床盛土工	平場	標高較差	±50	±150			
					(面管理の場合)	法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190			

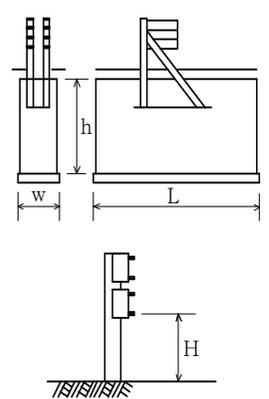
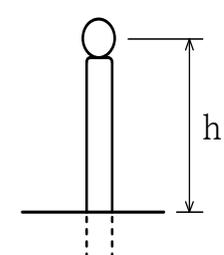
出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 工事共通編	2 無筋・鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		鉄筋の組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7編 2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2)による。		
						かぶり i	設計かぶり±φ かつ 最小かぶり以上			
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通の工種	4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く） （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所、延長20m（または25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						根入長	設計値以上			
						変位 ℓ	100			

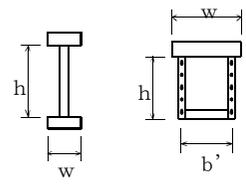
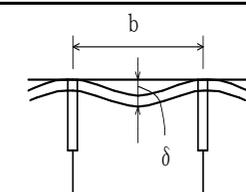
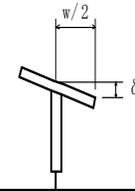
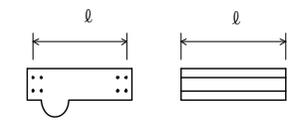
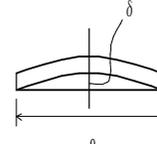
出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通の工種	6		縁石工 (縁石・アスカープ)	延 長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所			
								ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通の工種	7		小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	1ヶ所/1基			
						基礎	幅 w (D)	-30			基礎 1 基毎
							高 さ h	-30			「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。
							根 入 長	設計値以上			
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通の工種	8		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							高 さ h	-30			
						パイプ取付高 H		+30	1ヶ所/1施工箇所	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
								-20			
						パイプ取付延長 L		設計値以上	1 施工箇所毎		
						3 工事共通編	3 一般施工	3 共通の工種	9	1	路側防護柵工 (ガードレール)
高 さ h	-30										
ブーム取付高 H		+30	1ヶ所/1施工箇所	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。							
		-20									
ブーム取付延長 L		設計値以上	1 施工箇所毎								

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通の工種	9	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所/1基礎毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		※ワイヤーロープ式防護柵にも適用する。
							高さ h	-30			
							延長 L	-100			
						ケーブル取付高 H		+30 -20	1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						ケーブル取付延長 L		設計値以上	1施工箇所毎		
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通の工種	10		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。			
						幅 w	設計値以上				
						延長 L	設計値以上	1施工箇所毎			
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通の工種	11		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合、2ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			

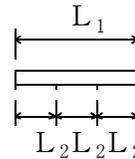
出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要							
								鋼桁等	トラス・アーチ等									
3 工事 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) ※シミュレーション仮組立検査も含む	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	± 2 …… w ≤ 0.5 ± 3 …… 0.5 < w ≤ 1.0 ± 4 …… 1.0 < w ≤ 2.0 ± (3+w/2) 2.0 < w	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	鋼桁等	トラス・アーチ等	 I型鋼桁 トラス材							
													部 材 精 度	板の 平面 度 δ (mm)	鋼桁及びトラス等の部材の腹板	h / 250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)	
															箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b / 150		
														フランジの直角度 δ (mm)	w / 200			
													部 材 長 ℓ (m)	鋼 桁	± 3 …… ℓ ≤ 10 ± 4 …… ℓ > 10	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。		
														トラス、アーチなど	± 2 …… ℓ ≤ 10 ± 3 …… ℓ > 10			
	圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ / 1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)														

※規格値のw, ℓに代入する数値はm単位の数値である。

ただし、「板の平面度 δ, フランジの直角度 δ, 圧縮材の曲り δ」の規格値のh, b, w, ℓに代入する数値はmm単位の数値とする。

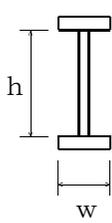
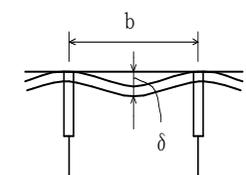
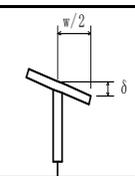
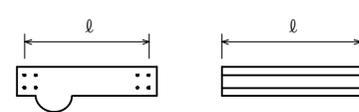
出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要		
								鋼桁等	トラス・アーチ等				
3 工事 共通 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) ※シミュレーション仮組立検査も含む	全長、支間長 L ₁ (m) L ₂ (m)	±(10+L ₁ /10) ±(10+L ₂ /10)	主桁、主構全数を測定。					
												主桁、主構の中心間距離 B (m)	±4……B≤2 ±(3+B/2) ……B>2
								主構の組立高さ h (m)	±5……h≤5 ±(2.5+h/2) ……h>5	—			
												主桁、主構の通り δ (mm)	5+L/5…… L≤100 25……L>100
								主桁、主構のそり δ (mm)	-5~+5……L≤20 -5~+10…… 20<L≤40 -5~+15…… 40<L≤80 -5~+25…… 80<L≤200	各主桁について10 ~12m間隔を測定。 L: 主桁の支間長 (m)			
												主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	±10
								主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h: 主桁の高さ (mm)			
												現場継手部のすき間 δ ₁ , δ ₂ (mm)	±5

※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。

ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のh に代入する数値はmm単位の数値とする。

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3	3	3	12	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	部 材	フランジ幅 w (m)	± 2 …… w ≤ 0.5	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I型鋼桁				
							腹板高 h (m)	± 3 ……						
							腹板間隔 b' (m)	0.5 < w ≤ 1.0 ± 4 …… 1.0 < w ≤ 2.0 ± (3+w/2) 2.0 < w						
							精 度	板の平面度 δ (mm)				鋼桁等の部材の腹板 h / 250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)	
								箱桁等のフランジ 鋼床版のデッキプレート b / 150						
	フランジの直角度 δ (mm)	w / 200												
	部 材 長 ℓ (m)	鋼 桁	± 3 …… ℓ ≤ 10 ± 4 …… ℓ > 10	主要部材全数を測定。										

※規格値のw, ℓに代入する数値はm単位の数値である。

ただし、「板の平面度 δ, フランジの直角度 δ」の規格値のh, b, wに代入する数値はmm単位の数値とする。

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通の工種	12	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	<p>全数を測定。</p>		
						堤 長 L	±30			
						堤 長 ℓ	±10			
						堤 幅 W	±30			
						堤 幅 w	±10			
						高 さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H/500			
3 工事共通編	3 一般施工	3 共通の工種	13		工場塗装工	塗 膜 厚	<p>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗布後、下塗り終了時及び上塗り終了時に測定し、内面塗装では、内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500㎡とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。 ただし、塗装面積が、200㎡未満の場合は、10㎡につき1点以上、200㎡以上500㎡未満の場合は、25点測定する。</p>		

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	3	3	14		コンクリート面塗装工	塗料使用量		鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。		
3	3	4	1		一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ t ₁ , t ₂	-30			
						延長 L	各構造物の規格値による			
3	3	4	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						幅 w	-30			
						高さ h	-30			
						延長 L	-200			
3	3	4	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長 L	-200			

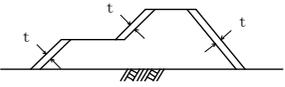
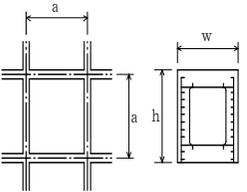
出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	4		既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高 ▽	±50	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径 D	設計値以上			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						杭長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内			
						杭径 D	{設計径（公称径）－30}以上			
						傾斜	1/100以内			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルリングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。		
						杭長	設計値以上			
						偏心量 d	150以内			
						傾斜	1/50以内			
						基礎径 D	設計径（公称径）以上※			

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基準高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						ケーソンの長さ ℓ	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏 心 量 d	300以内			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						ケーソンの長さ ℓ	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏 心 量 d	300以内			
3 工事共通編	3 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基準高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	300以内			

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規格値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	3	5	2		法面整形工（盛土部）	厚 さ t		※-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
3	3	5	3	1	法枠工 （現場打法枠工） （現場吹付法枠工）	法長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		曲線部は設計図書による
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
						幅	w	-30			
						高 さ	h	-30			
						枠中心間隔	a	±100			
						延 長	L	-200			
3	3	5	3	2	法枠工 （プレキャスト法枠工）	法長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1 施工箇所毎		
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
						延 長	L	-200			

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規格値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	3	5	6		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 l	$l < 3 \text{ m}$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			
							$l \geq 3 \text{ m}$	-100				
						厚さ t	$t < 5 \text{ cm}$	-10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。			
							$t \geq 5 \text{ cm}$	-20				
						但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上						
						延 長 L		-200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規格値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	3	5	7	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土 法長 ℓ	$\ell < 5\text{m}$	-200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							$\ell \geq 5\text{m}$	法長の-4%			
						盛土 法長 ℓ	$\ell < 5\text{m}$	-100			
							$\ell \geq 5\text{m}$	法長の-2%			
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規格値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	3	5	7	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ	$\ell < 5\text{ m}$	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							$\ell \geq 5\text{ m}$	法長の-4%			
						厚さ t	$t < 5\text{ cm}$	-10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。		
							$t \geq 5\text{ cm}$	-20			
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延 長 L		-200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長 ℓ	ℓ < 3m				-50
							ℓ ≥ 3m				-100
						厚さ(ブロック積張) t ₁	-50				
						厚さ(裏込) t ₂	-50				
						延 長 L	-200				
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積(張)工	3	2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法 長 ℓ	-100				
						延長 L ₁ , L ₂	-200				
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積(張)工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						幅 w	-100				
						延 長 L	-200				

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積(張)工	4		緑化ブロック工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長 ℓ	ℓ < 3m				-50
							ℓ ≥ 3m				-100
							厚さ(ブロック) t ₁				-50
							厚さ(裏込) t ₂				-50
							延 長 L				-200
3 工事共通編	3 一般施工	6 石・ブロック積(張)工	5		石積(張)工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長 ℓ	ℓ < 3m				-50
							ℓ ≥ 3m				-100
							厚さ(石積・張) t ₁				-50
							厚さ(裏込) t ₂				-50
							延 長 L				-200

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値(mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書 の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)	
						厚 さ	-45	-45	-15				
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。 *測定値の平均		
						厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値(mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、舗装施工面積が2,000m²未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満の場合が該当する。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)</p>		
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>		
									*測定値の平均				

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値(mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア を採取もしくは掘り起こして測定。た だし、幅は設計図書の見点によらず延 長80m以下の間隔で測定することが できる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面 積が2,000㎡以上あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量 が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が 2,000㎡未満あるいは表層及び基層 の加熱アスファルト混合物の総使用 量が500t未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値(X10)について満足しな ければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。(面管理は 除く) コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることができる。		
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に 規定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以 上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。 *測定値の平均		

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値(mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 加熱アスファルト安定 処理工	厚 さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア を採取して測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長80m以下の間隔 で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面 積が2,000㎡以上あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量 が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が 2,000㎡未満あるいは表層及び基層 の加熱アスファルト混合物の総使用 量が500 t 未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X10) について満足しな ければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。(面管理は 除く) コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることができる。		
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 加熱アスファルト安定 処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に 規定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以 上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。		

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値(mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)		
						幅	-25	-25	—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	5	5	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
								*測定値の平均					

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値 (mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 工事 共通 編	3 一 般 施 工	8 一 般 舗 装 工	5	6	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 平坦性は各車線毎に車線縁から1mの線上、全延長とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く) コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						幅	-25	-25	—				
						平坦性	3mプロフィールメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下						
3 工事 共通 編	3 一 般 施 工	8 一 般 舗 装 工	5	6	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	3mプロフィールメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下						
										*測定値の平均			

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値(mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	△	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)	
						厚 さ	-45		-15	△			
						幅	-50		—	△			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
									*測定値の平均				

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値(mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満の場合が該当する。		
						幅	-50		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。		
								*測定値の平均					

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値(mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。		
						幅	-50		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。		
									*測定値の平均				

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値(mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。		
						幅	-25		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。		
								*測定値の平均					

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値(mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	3	8	6	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10	-3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。		
						幅	-25	-					
						平坦性	コンクリートの硬化後3mプロフィールメーターにより 機械舗設の場合 (σ)2.4mm以下 人力舗設の場合 (σ)3mm以下						
						目地段差		± 2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値(mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚さあるいは 標高較差	-22		-3.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000m ² 未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
					(面管理の場合)	平坦性	コンクリートの硬化後3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下		*測定値の平均				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。			
					下層路盤工	厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値(mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000m ² 未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
					下層路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。		
					粒度調整路盤工	幅	-50		—				

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値(mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3	3	8	6	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000m ² 未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。		
					粒度調整路盤工 (面管理の場合)			*測定値の平均					

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値(mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の見点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。		
					セメント(石灰・瀝青)安定処理工	幅	-50		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。		
					セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)			*測定値の平均					

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値(mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。		
					アスファルト中間層	幅	-25		—				
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さあるいは 標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。		
					アスファルト中間層 (面管理の場合)			*測定値の平均					

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値(mm)				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000m ² 未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						幅	-35	—					
						平坦性	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより(σ)2.4mm以下						
						目地段差	±2						
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	6	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-32	-4.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。		
						平坦性	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより(σ)2.4mm以下						
									*測定値の平均				
						目地段差	±2						

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値(mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	3	8	7	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		<p>基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。</p> <p>平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。</p>	
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値(mm)			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	7	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満の場合が該当する。	
						幅	-50		—			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	7	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について	
						幅	-50		—			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	7	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-50		—			
3 工事共通編	3 一般施工	8 一般舗装工	7	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	-25		—			

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値 (mm)			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)			
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上			
3 工事 共通 編	3 一 般 施 工	8 一 般 舗 装 工	8	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満の場合が該当する。	
						厚さ	-45		-15			
						幅	-50		—			
3 工事 共通 編	3 一 般 施 工	8 一 般 舗 装 工	8	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50		—			
						厚 さ	-25	-30	-8			
3 工事 共通 編	3 一 般 施 工	8 一 般 舗 装 工	8	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-50		—			
						厚 さ	-25	-30	-8			
3 工事 共通 編	3 一 般 施 工	8 一 般 舗 装 工	8	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-50		—			
						厚 さ	-15	-20	-5			
3 工事 共通 編	3 一 般 施 工	8 一 般 舗 装 工	8	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-25		—			
						厚 さ	-9	-12	-3			

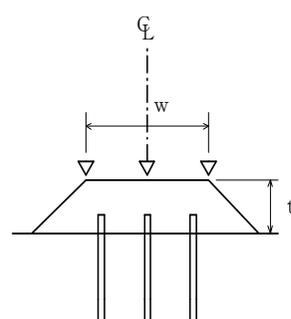
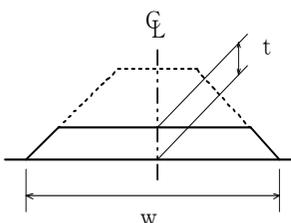
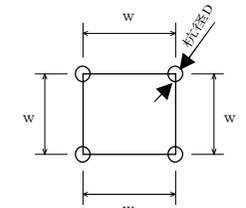
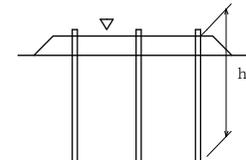
出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高 ▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。		
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	3		置換工	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		
						置換厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

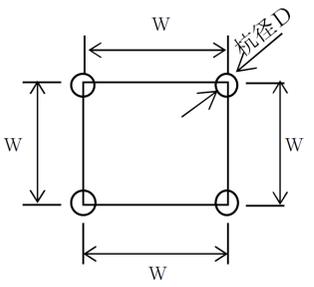
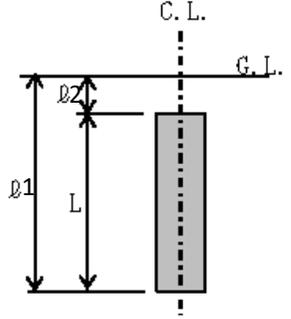
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ∇	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 w. (L) は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩で行う。		
						法 長 l	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基 準 高 ∇	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に記載の全体改良平面図を用いて端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)		
						法 長 l	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

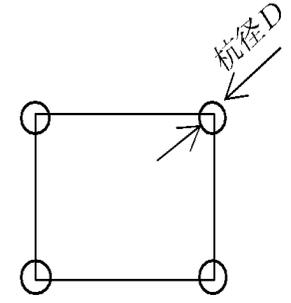
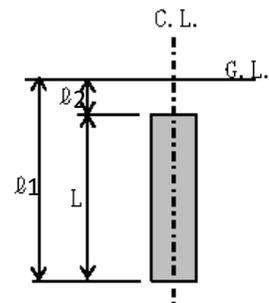
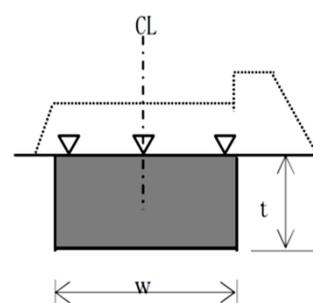
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	5		パイルネット工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		
						厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	7		パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔w	± 100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		
						杭 径 D	設計値以上			
			8		締固め改良工 (サンドコンパクション パイル工)	打 込 長 さ h	設計値以上	全本数		
						サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—	全本数		

※余長は、適用除外

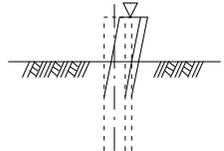
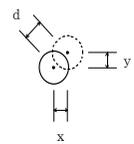
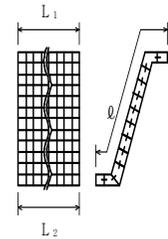
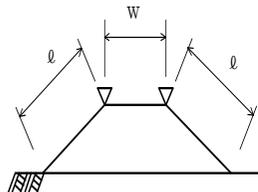
出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	3	9	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ∇	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		
						位 置・間 隔 w	D/4 以内			
						杭 径 D	設計値以上			
						深 度 L	設計値以上	全本数 $L = \varnothing_1 - \varnothing_2$ \varnothing_1 は改良体先端深度 \varnothing_2 は改良端天端深度		
										

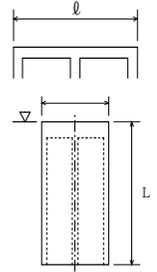
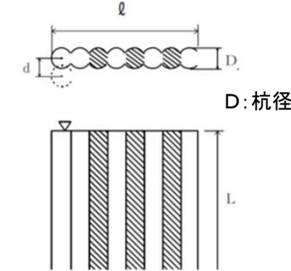
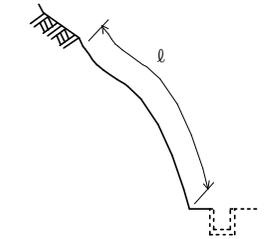
出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)による管理の場合」	基準高 ▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	 	
						位 置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						杭 径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						改 良 長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		
3 工事共通編	3 一般施工	9 地盤改良工	9	3	固結工 (中層混合処理)	基準高 ▽	設計値以上	<p>1,000m³~4,000m³につき1ヶ所、または施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。</p> <p>1,000m³以下、または施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。</p>		
						施工厚さ t	設計値以上			
						幅 W	設計値以上			
						延 長 L	設計値以上			

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 工事共通編	3 一般施工	12 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ▽	±100	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（または50m）以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。			
						根 入 長	設計値以上				
3 工事共通編	3 一般施工	12 仮設工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ ℓ	設計深さ以上	全数	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		
						配 置 誤 差 d	100				
3 工事共通編	3 一般施工	12 仮設工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 ℓ	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						延 長 L ₁ L ₂	-200				1 施工箇所毎
3 工事共通編	3 一般施工	12 仮設工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 ▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						天 端 幅 w	-100				
						法 長 ℓ	-100				

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 工事共通編	3 一般施工	12 仮設工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高 ▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。			
3 工事共通編	3 一般施工	12 仮設工	9		地中連続壁工(壁式)	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(または50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(または25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						連壁の長さ ℓ	-50				
						変 位	300				
						壁 体 長 L	-200				
3 工事共通編	3 一般施工	12 仮設工	10		地中連続壁工(柱列式)	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(または50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(または25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	 <p>D: 杭径</p>		
						連壁の長さ ℓ	-50				
						変 位	D/4以内				
						壁 体 長 L	-200				
3 工事共通編	3 一般施工	12 仮設工	22		法面吹付工	法長 ℓ	ℓ < 3 m	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							ℓ ≥ 3 m	-100			
						厚さ t	t < 5 cm	-10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。		
							t ≥ 5 cm	-20			
							但し、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
						延 長 L	-200	1施工箇所毎			

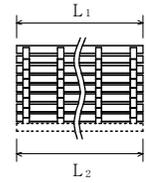
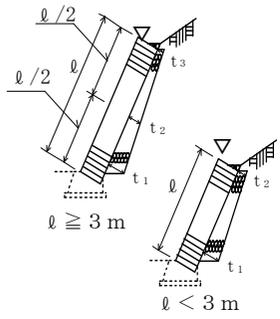
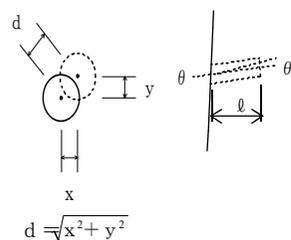
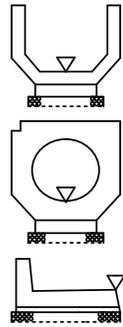
出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	4	1	1		現場塗装工	塗 膜 厚	<p>a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>各層塗装終了時に測定。 1 ロットの大きさは500㎡とする。 1 ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。 ただし、塗装面積が、200㎡未満の場合は、10㎡につき1点以上、200㎡以上500㎡未満の場合は、25点測定する。</p>		

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	2		場所打擁壁工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						厚 さ t	-20				
						裏 込 厚 さ	-50				
						幅 w_1, w_2	-30				
						高さ h	$h < 3\text{m}$				-50
							$h \geq 3\text{m}$				-100
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎			
		「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。									
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	3		プレキャスト擁壁工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎
								「3次元計測技術を用いた出来形要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			

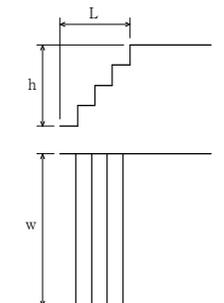
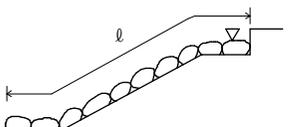
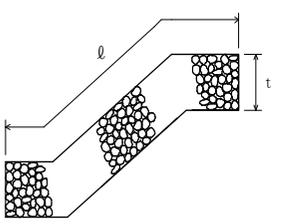
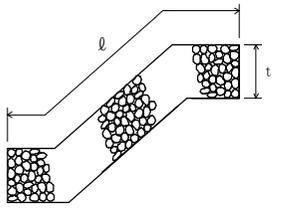
出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	4		井桁ブロック工	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						法長 ℓ	$\ell < 3\text{ m}$				-50
							$\ell \geq 3\text{ m}$				-100
						厚さ t_1, t_2, t_3	-50				
						延長 L_1, L_2	-200				1 施工箇所毎
											
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	5		アンカー工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数		※鉄筋挿入工にも適用する。	
						配置誤差 d	100				
						せん孔方向 θ	±2.5度				
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	6		側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						延長 L	-200				1ヶ所／1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。

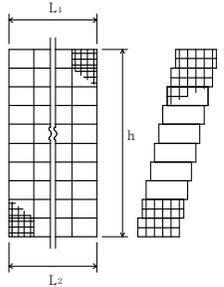
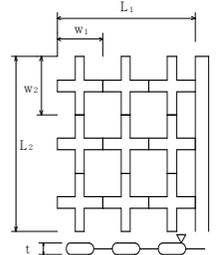
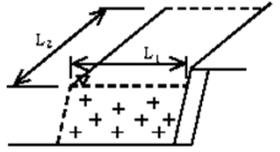
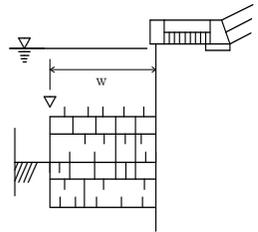
出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	7		側溝工 (場所打水路工)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						厚さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h_1, h_2	-30			
					延長 L	-200	1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	8		集水枡工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	9		側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 延長40m（または50m）以下のものは1施工につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w_1, w_2	-50			
						深 さ h	-30			
						延長 L	-200			
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	10		刃口金物製作工	刃口高さ h (m)	$\pm 2 \dots\dots h \leq 0.5$ $\pm 3 \dots\dots 0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \dots\dots 1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						外周長 L (m)	$\pm (10+L/10)$			

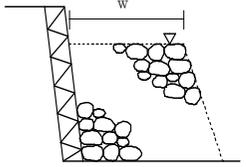
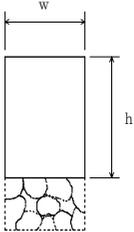
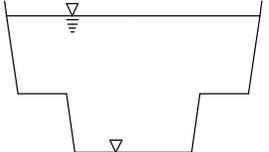
出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 工事共通編	4 共通施工	1 共通関係	11		階段工	幅 w	-30	1回/1施工箇所			
						高さ h	-30				
						長さ L	-30				
						段数	±0段				
3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	1		多自然川づくり関連工 (巨石張り、巨石積み)	基準高 ∇	±500	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						法長 l	-200				
						延長 L	-200				
3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	2		多自然川づくり関連工 (かごマット)	法長 l	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						厚さ t	-0.2 t				
						延長 L	-200				
3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	3		羽口工 (じゃかご)	法長 l	$l < 3$ m	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							$l \geq 3$ m	-100			
						厚さ t		-50			

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	4		羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高 さ h	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。								
						延 長 L ₁ , L ₂	-200									
3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	5		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。							
							厚さ t	-20				幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。				
							幅W ₁ , W ₂	-20								
							延長 L ₁ , L ₂	-200				1 施工箇所毎				
						乱積	基準高▽	± t / 2	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。							
							延長 L ₁ , L ₂	- t / 2				1 施工箇所毎				
						3 工事共通編	4 共通施工	2 河川関係	6		沈床工	基 準 高 ▽	±150	1 組毎		
												幅 w	±300			
延 長 L	-200															

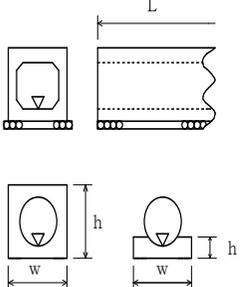
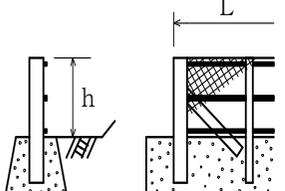
出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 工事 共通 編	4 共通 施工	2 河川 関係	7		捨石工	基準高▽		-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						幅 w		-100				
						延長 L		-200				
3 工事 共通 編	4 共通 施工	2 河川 関係	8		護岸付属物工	幅 w		-30	「3次元計測技術を用いた出来形管要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						高さ h		-30				
3 工事 共通 編	4 共通 施工	3 海岸 関係	1	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	電気船	200ps	-800~+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		
								500ps	-1000~+200			
								1000ps	-1200~+200			
							ディーゼル船	250ps	-800~+200			
								420ps	-1000~+200			
								600ps	-1000~+200			
							1350ps	-1200~+200				
							幅		-200			
							延長		-200			
						3 工事 共通 編	4 共通 施工	3 海岸 関係	1			
幅		-200										
延長		-200										

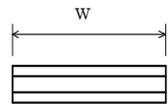
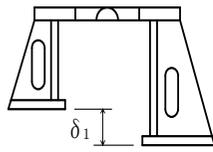
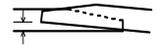
出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値(mm)		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						標高較差	平均値	±0以下	個々の計算値			
3 工事 共通 編	4 共通 施工	3 海岸 関係	1	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)		平均値		個々の計算値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		
						標高較差	±0以下	+400以下				

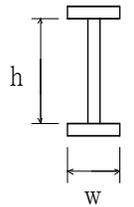
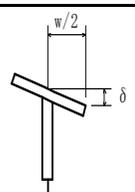
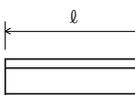
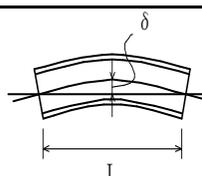
出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	1		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		
						※幅 w	-50			
						※高さ h	-30			
						延長 L	-200	1 施工箇所毎		
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	2		落石防護柵工	高さ h	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		
						延長 L	-200			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	3		検査路製作工	部材 部材長 l (m)	$\pm 3 \dots\dots$ $l \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 工事 共通 編	4 共通 施工	4 道路 関係	4		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長w (m)	0 ~ +30	製品全数を測定。		
						仮組 立時	組合せる伸縮装置との高さの差	設計値 ± 4	両端部及び中央部付近を測定。		
							フィンガーの食い違い	± 2			
								(実測値) δ_2			

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	5		落橋防止装置製作工	部材 部材長 l (m)	$\pm 3 \dots\dots$ $l \leq 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。			
							$\pm 4 \dots\dots$ $l > 10$				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	6		鋼製排水管製作工	部材 部材長 l (m)	$\pm 3 \dots\dots$ $l \leq 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。			
							$\pm 4 \dots\dots$ $l > 10$				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	7		プレビーム用桁製作工	部材	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁	
							腹板高 h (m)	$\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$			
							フランジの直角度 δ (mm)	$\pm (3 + w /$ $2) \dots 2.0 < w$			
							部材長 l (m)	$\pm 3 \dots l \leq 10$ $\pm 4 \dots l > 10$			
						部材	フランジの直角度 δ (mm)	$w / 200$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \dots l \leq 10$ $\pm 4 \dots l > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		
						仮組立時	主桁のそり δ	$-5 \sim +5$ $\dots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\dots 20 < L \leq 40$	各主桁について10~12m間隔を測定。		

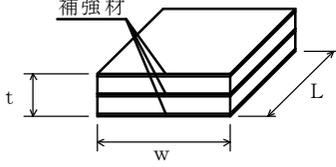
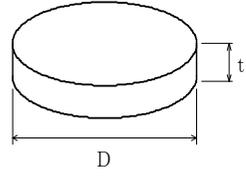
出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	4	4	8		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \dots\dots$ $l \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。				
3	4	4	9	1	鋳造費 (金属支承工)	上下部 用鋼構 造物と の 中心 距離	孔の直径差		+2 -0	製品全数を測定。 ※1. ガス切断寸法を準用する。 ※2. 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3. ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対しては、CT13を適用するものとする。 ※4. 全移動量分の遊間が確保されているのかを確認する。 ※5. 組み立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照			
							ボスの突起を基準 とした孔の位置ずれ	$\leq 1000\text{mm}$	1以下				
								ボスの突起を基準 とした孔の位置ずれ					>1000mm
							アン カー アン バー 用孔 （ボ ルト （鑄 放 し）	ドリ ル 加 工 孔	$\leq 100\text{mm}$				+3 -1
									>100mm				+4 -2
						孔の中心距離※1		JIS B 0403-1995 CT13					
						セ ン ス タ ー	ボスの直径		+0 -1				
							ボスの高さ		+1 -0				
						ボ ス ※5	ボスの直径		+0 -1				
							ボスの高さ		+1 -1				

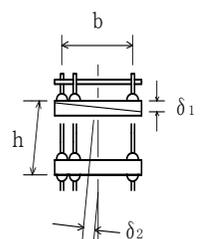
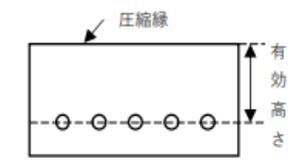
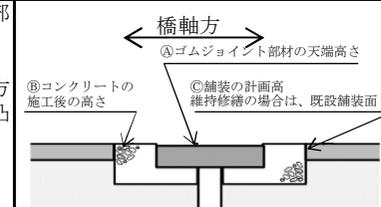
出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	9	1	casting fee (metal support work)	上沓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定。 ※1. ガス切断寸法を準用する。 ※2. 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3. ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対しては、CT13を適用するものとする。 ※4. 全移動量分の遊間が確保されているのかを確認する。 ※5. 組み立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照				
						全移動量 ℓ	ℓ ≤ 300mm				± 2	
							ℓ > 300mm				± ℓ / 100	
						組立高さ H	上、下面加工仕上げ				± 3	
							コンクリート構造用				H ≤ 300mm	± 3
											H > 300mm	(H/200+3) 小数点以下切り捨て
						普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※2、※3				JIS B 0403-1995 CT14	
							鑄放し肉厚寸法 ※2				JIS B 0403-1995 CT15	
							削り加工寸法				JIS B0405-1991 粗級	
							ガス切断寸法				JIS B0417-1979 B級	

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	9	2	鑄造費 (大型ゴム支承工)	幅w 長さL 直径D	$w, L, D \leq 500$	0 ~ +5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ(t)の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照	 	
							$500 < w, L, D \leq 1500\text{mm}$	0 ~ +1%			
							$1500 < w, L, D$	0 ~ +15			
						厚さt	$t \leq 20\text{mm}$	±0.5			
							$20 < t \leq 160$	±2.5%			
							$160 < t$	±4			
						相対誤差	$w, L, D \leq 1000\text{mm}$	1			
							$1000\text{mm} < w, L, D$	$(w, L, D)/1000$			

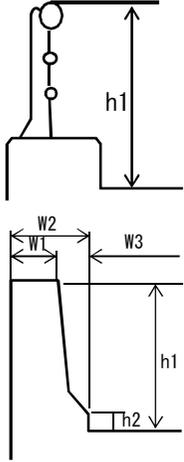
出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	10		アンカーフレーム製作工	上面水平度 δ_1 (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。		
						鉛 直 度 δ_2 (mm)	$h/500$			
						高 さ h (mm)	± 5			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	11		仮設材製作工	部材長 l (m)	$\pm 3 \dots\dots$ $l \leq 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
							$\pm 4 \dots\dots$ $l > 10$			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	12		床版・横組工	基 準 高 ∇	± 20	基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		
						幅 w	$0 \sim +30$			
						厚 さ t	$-10 \sim +20$			
						鉄筋のかぶり	設計値以上			
						鉄筋の有効高さ	± 10			
						鉄 筋 間 隔	± 20			
上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	± 10	1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。								
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	13	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	± 3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
						表 面 の 凹 凸	3			
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し $0 \sim -2$			

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	13	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	据 付 け 高 さ	± 3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。		
						高 さ	3			
						橋軸方向各点誤差 の相対差				
						表 面 の 凹 凸	3			
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2			
						歯咬み合い部の縦方向 間隔 W ₁	± 2			
						歯咬み合い部の横方向 間隔 W ₂	± 5			
仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0～-2									
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	13	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表 面 の 凹 凸	3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0～+3			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	14		地覆工	地覆の幅 w ₁	-10～+20	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		
						地覆の高さ h	-10～+20			
						有効幅員 w ₂	0～+30			

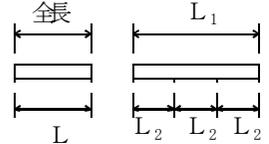
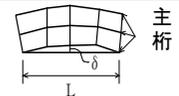
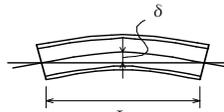
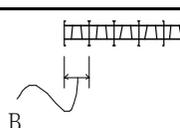
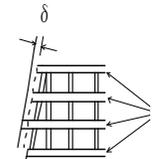
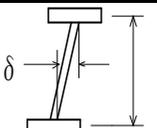
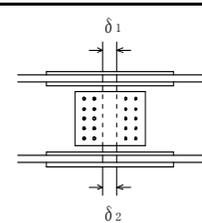
出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	15		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w1	-5 ~ +10	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		
						地覆の幅 w2	-10 ~ +20			
						高さ h1	-20 ~ +30			
						高さ h2	-10 ~ +20			
						有効幅員 w3	0 ~ +30			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	16		検査路工	幅	± 3	1 ブロックを抽出して測定。		
						高 さ	± 4			

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	17	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	± 5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、 水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合 を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 δ を考 慮して、移動可能性が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。			
						可動支承の移動可能性 注2)	設計移動量以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート 橋				鋼橋
							± 5				± (4+0.5× (B-2))
						水 平 度	橋軸方向				1 / 100
							橋軸直角方向				
可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5										
可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量 計算値の1/2以上										
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	17	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	± 5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌すきが無いことを確認。支 承の平面寸法が300mm以下の場合は、水 平面の高低差を1mm以下とする。なお、 支承を勾配なりに据付ける場合を除 く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 δ を考 慮して、移動可能性が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。			
						可動支承の移動可能性 注2)	設計移動量以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート 橋				鋼橋
							± 5				± (4+0.5× (B-2))
						水 平 度	橋軸方向				1 / 300
							橋軸直角方向				
可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5										
可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量 計算値の1/2以上										

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

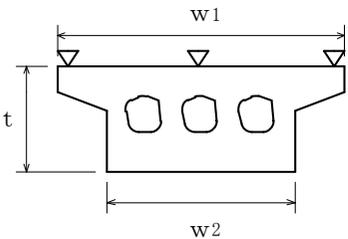
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 工事 共通 編	4 共通 施工	4 道路 関係	18		架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全長 L_1 (m) 支間長 L_2 (m)	$\pm (20+L_1/5)$ $\pm (20+L_2/5)$	各けた毎に全数測定。 L ：主げた・主構の支間長(m)		
						通り δ (mm)	$\pm (10+2L/5)$	L ：主げた・主構の支間長(m)		
						そり δ (mm)	$\pm (25+L/2)$	主げた、主構を全数測定。 L ：主げた・主構の支間長(m)		
						※主げた、主構の中心間距離B(m)	$\pm 4 \dots\dots$ $B \leq 2$ $\pm (3+B/2) \dots\dots$ $B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主げたの橋端における出入差 δ (mm)	± 10	どちらか一方の主げた（主構）端を測定。		
						※主げた、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1,000$	各主げたの両端部を測定。 h ：主げた・主構の高さ(mm)		
						※現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	± 5	主げた、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		

※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。
ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ 」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値 (mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	19	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	$\pm L/1000$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		
						断面の外形寸法	± 5			
						橋 桁 の そ り δ_1	± 8			
						横方向の曲がり δ_2	± 10			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	19	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	$\pm 10 \dots$ $L \leq 10m$ $\pm L/1000 \dots$ $L > 10m$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		
						断面の外形寸法	± 5			
						橋 桁 の そ り δ_1	± 8			
						横方向の曲がり δ_2	± 10			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	20		ポストテンション桁製作工	幅 (上) w_1	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 l : 支間長 (m)		注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅 (下) w_2	± 5			
						高 さ h	+10 -5			
						桁 長 l 支 間 長	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots$ $\pm (l - 5)$ かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	$0.8l$			

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	21		プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	桁 長 l	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。		
						断面の外形寸法 (mm)	—			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	22		プレキャストセグメント主桁組立工	桁 長 l 支 間 長	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots$ $\pm (l - 5)$ かつ -30mm以内	桁全数について測定。横方向タワミの測定は、プレストレスング後に測定。桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 l : 支間長 (m)		
						横方向最大タワミ	$0.8l$			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	23		PCホロースラブ製作工	基 準 高	± 20	桁全数について測定。基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、3編4-4-12床版・横組工に準じる。 l : 支間長 (m)		注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅 w_1, w_2	$-5 \sim +30$			
						厚 さ t	$-10 \sim +20$			
						桁 長 l	$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots$ $\pm (l - 5)$ かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	$0.8l$			

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 工事 共通 編	4 共通 施工	4 道路 関係	24		P C箱桁製作工	基 準 高	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1径間当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、 3編4-4-12床版・横組工 に準ずる。 ℓ：桁長（m）		注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（上） w ₁	-5～+30			
						幅（下） w ₂	-5～+30			
						内 空 幅 w ₃	±5			
						高 さ h ₁	+10 -5			
						内空高さ h ₂	+10 -5			
						桁 長 ℓ	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15… ±(ℓ - 5) かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
3 工事 共通 編	4 共通 施工	4 道路 関係	25		P C押し箱桁製作工	幅（上） w ₁	-5～+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、 3編4-4-12床版・横組工 に準じる。 ℓ：支間長（m）		注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅（下） w ₂	-5～+30			
						内 空 幅 w ₃	±5			
						高 さ h ₁	+10 -5			
						内空高さ h ₂	+10 -5			
						桁 長 ℓ	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15… ±(ℓ - 5) かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
						3 工事 共通 編	4 共通 施工			
桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。								
そ り	—	主桁を全数測定。								

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値 (mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)	
						厚 さ	-45	-45	-15				
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		
						厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
										*測定値の平均			

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値 (mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)		
					粒度調整路盤工	幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		
					粒度調整路盤工 (面管理の場合)				*測定値の平均				

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値 (mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)		
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	*測定値の平均 1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値 (mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)		
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
					(面管理の場合)				*測定値の平均				

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値 (mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)		
						幅	-25	-25	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	*測定値の平均	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
					(面管理の場合)								

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値 (mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 平坦性は各車線毎に車線縁から1mの線上、全延長とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く) コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						幅	-25	-25	—				
						平坦性	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	27	6	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		
						平坦性	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
							*測定値の平均						

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値 (mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)	
						厚 さ	-45	-45	-15				
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	1	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。 *測定値の平均		
						厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値 (mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 工事 共通 編	4 共通 施工	4 道路 関係	28	2	排水性舗装工 (上層路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り 起こして測定。ただし、幅は設計図 書の測点によらず延長80m以下の間隔 で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面 積が2,000㎡以上あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量 が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が 2,000㎡未満あるいは表層及び基層 の加熱アスファルト混合物の総使用 量が500 t 未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X10) について満足しな ければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。(面管理は 除く)		
					粒度調整路盤工	幅	-50	-50	—				
3 工事 共通 編	4 共通 施工	4 道路 関係	28	2	排水性舗装工 (上層路盤工)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	*測定値の平均	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に 規定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以 上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。		
					粒度調整路盤工 (面管理の場合)								

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値 (mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模 以上	小規模 以下	中規模 以上	小規模 以下			
3 工事 共通 編	4 共通 施工	4 道路 関係	28	3	排水性舗装工 (上層路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、1,000㎡に1個の割でコア を採取もしくは掘り起こして測定。た だし、幅は設計図書の測点によらず延 長80m以下の間隔で測定することがで きる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面 積が2,000㎡以上あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量 が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が 2,000㎡未満あるいは表層及び基層 の加熱アスファルト混合物の総使用 量が500 t 未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X10) について満足しな ければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。(面管理は 除く)		
					セメント(石灰)安定処 理工	幅	-50	-50	—				
3 工事 共通 編	4 共通 施工	4 道路 関係	28	3	排水性舗装工 (上層路盤工)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	*測定値の平均	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他本基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以 上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合 は、他の方法によることができる。	
					セメント(石灰)安定処 理工 (面管理の場合)								

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値 (mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)		
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
					(面管理の場合)				*測定値の平均				

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値 (mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)		
						幅	-25	-25	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	5	排水性舗装工 (基層工)	厚さあるいは 標高較差	-20	-25	-3	*測定値の平均	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
					(面管理の場合)								

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値 (mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	6	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 平坦性は各車線毎に車線縁から1mの線上、全延長とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く) コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						幅	-25	-25	—				
						平坦性	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	28	6	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						平坦性	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
							*測定値の平均						

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値 (mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	29	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)		
						幅	-50	-50	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	29	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 *測定値の平均	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値 (mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	29	2	グーアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く)		
						幅	-25	-25	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	29	2	グーアスファルト舗装工 (基層工)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	*測定値の平均	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
					(面管理の場合)								

出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値(mm)				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	29	3	グースアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 平坦性は各車線毎に車線縁から1mの線上、全延長とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。(面管理は除く) コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。	
						幅	-25	-25	—				
						平坦性	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	29	3	グースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 *測定値の平均		
						平坦性	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						

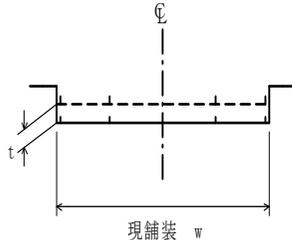
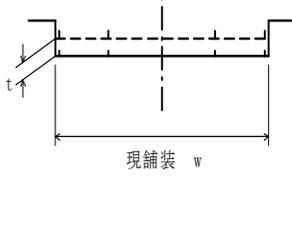
出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値 (mm)			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		平均の測定値 (X̄)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3 工事 共通 編	4 共通 施工	4 道路 関係	30	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割 で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り 起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長80m以下の間隔で測定することが できる。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の管理 方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面 積が2,000m ² 以上あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量 が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が 2,000㎡未満あるいは表層及び基層 の加熱アスファルト混合物の総使用 量が500 t 未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10個の測定値 の平均値 (X/10) について満足しな ければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値 の平均値は適用しない。	
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10			
							t ≥ 15cm	-45	-15			
						幅	-100		—			
3 工事 共通 編	4 共通 施工	4 道路 関係	30	1	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以 上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。		
							厚さあるいは 標高較差	t ≥ 15cm	±90			+50 -15
						t < 15cm		+90 -70	+50 -10			
						t ≥ 15cm	±90	+50 -15				

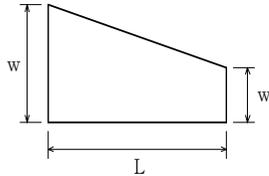
出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値(mm)		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)					平均の測定値 (X̄)
							中規模以上	小規模以下				中規模以上
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	30	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1個コアを採取して測定。ただし車道にてコアを採取する場合は、その採取位置の横断方向にて、車道と同数採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t 未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						幅	-25	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	30	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。			
					(面管理の場合)							

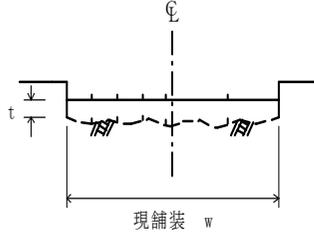
出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値 (mm)		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)					測定値の平均 (X̄)
							中規模以上	小規模以下				中規模以上
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	31	1	路面切削工	厚 さ t	-7	—	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車線端及び車線の中心とする。 中央分離帯がない場合 2車線：5点 4車線：9点 中央分離帯がある場合 2車線：6点 4車線：10点 延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 測定方法は自動横断測定法によることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						幅 w	-25	—				
3 工事共通編	4 共通施工	4 道路関係	31	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さtのみ	厚 さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)に基づき出来形管理を実施する場合にて適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、全ての点で設計面との厚さtまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さtまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。			
						幅 w	-25	—				

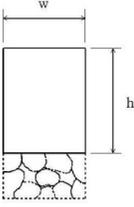
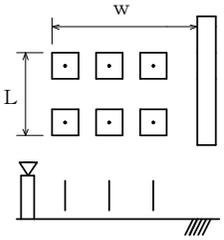
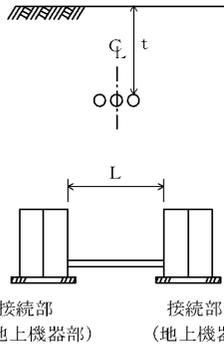
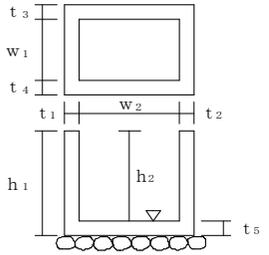
出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値 (mm)		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X̄)			
3 工事 共通 編	4 共通 施工	4 道路 関係	32		舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			
						舗設工	幅 w	-25			
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			

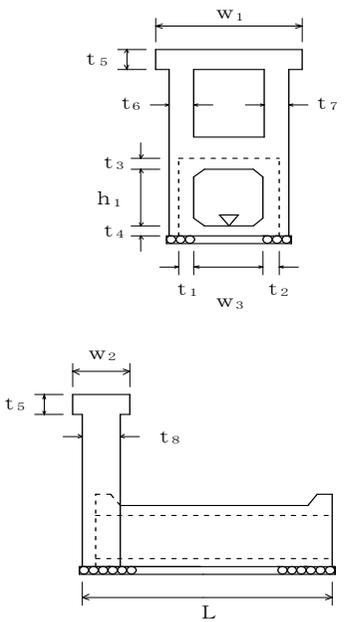
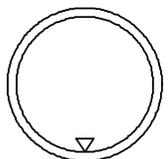
出来形管理基準及び規格値 第3編 工事共通編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値 (mm)		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (\bar{X})			
3 工事 共通 編	4 共通 施工	4 道路 関係	33		オーバーレイ工	厚 さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車線端及び車線の中心とする。 中央分離帯がない場合 2車線：5点 4車線：9点 中央分離帯がある場合 2車線：6点 4車線：10点 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 平坦性は各車線毎に舗装縁から1mの線上、全延長とする。		平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。
						幅 w	-25				
						延 長 L	-100				
						平坦性	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3 工事 共通 編	4 共通 施工	4 道路 関係	33		オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
						平坦性	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
								*測定値の平均			
3 工事 共通 編	4 共通 施工	4 道路 関係	34		落橋防止装置工	アンカーボルト 孔の削孔長	設計値以上		全数測定		
						アンカーボルト 定着長	-20以内 かつ -1D以内		全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)		
						アンカー ボルト長	設計値以上		全数測定		

出来形管理基準及び規格値 第4編 河川編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4 河川編	1 築堤・護岸	5 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 w	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						高さ h	-30			
4 河川編	1 築堤・護岸	8 水制工	8		杭出し水制工	基準高 ▽	±50	1組毎		
						幅 w	±300			
						方向	±7°			
						延長 L	-200			
4 河川編	1 築堤・護岸	11 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深 t	0~+50	接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所。		
						延長 L	-200	接続部(地上機器部)間毎で全数。 【管路センターで測定】		
4 河川編	1 築堤・護岸	11 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚さ t ₁ ~t ₅	-20			
						※幅 w ₁ , w ₂	-30			
						※高さ h ₁ , h ₂	-30			

出来形管理基準及び規格値 第4編 河川編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4 河川編	3 樋門・樋管	3 樋門・樋管 本体工	6	1	函渠工 (本体工)	基 準 高 ∇	± 30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び 図面の寸法表示箇所測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所 で測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品 寸法を規格証明書で確認するものと し、『基準高』と『延長』を測定。		
						厚 さ $t_1 \sim t_8$	-20			
						幅 w_1, w_2	-30			
						内空幅 w_3	-30			
						内空高 h_1	± 30			
						延 長 L	-200			
4 河川編	3 樋門・樋管	3 樋門・樋管 本体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1 施工箇所毎		
						延 長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値 第4編 河川編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
4 河川編	3 樋門・樋管	3 樋門・樋管 本体工	7 8		翼壁工 水叩工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。			
						厚 さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高 さ h	±30				
						延 長 L	-50				
4 河川編	4 水門	4 水門 本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。			
厚 さ t						-20					
幅 w						-30					
高 さ h						±30					
延 長 L						-50					
4 河川編	5 堰	4 可動堰 本体工	13 14		開門工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。			
						厚 さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高 さ h	±30				
						延 長 L	-50				
4 河川編	5 堰	5 固定堰 本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。			
						厚 さ t	-20				
						幅 w	-30				
						高 さ h	±30				
						堰長	L < 20m				-50
						L	L ≥ 20m				-100

出来形管理基準及び規格値 第4編 河川編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4 河川編	5 堰	6 魚道工	3		魚道本体工	基準高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h_1, h_2	-30			
						延長 L	-200			
4 河川編	5 堰	7 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t	-20			
						天端幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
						天端幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
						敷幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
						高さ h_1	-50			
						胸壁の高さ h_2	-30			
						天端長 l_1	-50			
						敷長 l_2	-50			
						胸壁間距離 l	± 30			
						支点長及び 中心線の変化	± 50			

出来形管理基準及び規格値 第4編 河川編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4 河川編	6 排水機場	3 機場本 体工	6		本 体 工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所 で測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h ₁ , h ₂	±30			
						延 長 L	-50			
4 河川編	6 排水機場	3 機場本 体工	7		燃 料 貯 油 槽 工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所 で測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	-50			
4 河川編	6 排水機場	4 沈砂池 工	7		コ ン ク リ ー ト 床 版 工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所 で測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	-50			

出来形管理基準及び規格値 第4編 河川編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4 河川編	7 床止め・床固め	3 床止め工	6	1	本體工 (床固め本體工)	基準高 ▽	±30	図面に表示してある箇所にて測定。		
						天端幅 w_1, w_3	-30			
						堤幅 w_2	-30			
						堤長 L_1, L_2	-100			
						水通し幅 l_1, l_2	±50			
4 河川編	7 床止め・床固め	3 床止め工	8	1	水叩工	基準高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点にて測定。		
						厚さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延長 L	-100			
4 河川編	7 床止め・床固め	4 床固め工	6		側壁工	基準高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎にて測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。		
						天端幅 w_1	-30			
						堤幅 w_2	-30			
						長さ L	-100			
4 河川編	8 河川維持	4 除草工			除草工			写真管理のみとする。		

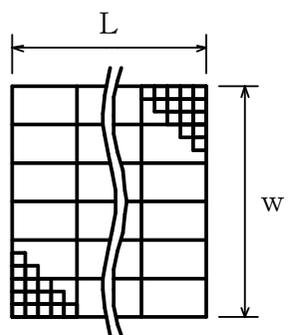
出来形管理基準及び規格値 第5編 海岸編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
5 海岸編	1 堤防・護岸	3 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工 (陸上施工)	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						幅 w	-30				
						高 さ h	-30				
						延 長 L	-200				
5 海岸編	1 堤防・護岸	3 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 ∇	± 50	ブロック個数40個につき1ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						ブロック厚 t	-20				
						ブロック縦幅 w_1	-20				
						ブロック横幅 w_2	-20				
						延 長 L	-200				
5 海岸編	1 堤防・護岸	4 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長 l	$l < 5\text{m}$				-100
							$l \geq 5\text{m}$				$l \times (-2\%)$
						厚 さ t	-50				
						延 長 L	-200				

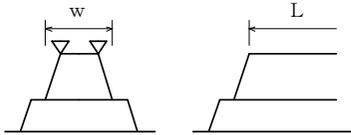
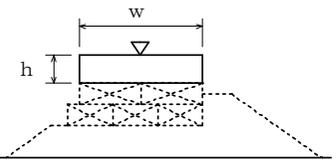
出来形管理基準及び規格値 第5編 海岸編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
5 海岸編	1 堤防・護岸	4 護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						法長 ℓ	ℓ < 3 m				-50
							ℓ ≥ 3 m				-100
						厚さ t	t < 100				-20
							t ≥ 100				-30
						裏込材厚 t'					-50
						延 長 L					-200
5 海岸編	1 堤防・護岸	6 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						幅 w	-50				
						厚 さ t	-10				
						基礎厚 t'	-45				
						延 長 L	-200				
5 海岸編	1 堤防・護岸	7 波返工	3		波返工	基準高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						幅 w ₁ , w ₂	-30				
						高さ h < 3 m	-50				
						h ₁ , h ₂ , h ₃					
						高さ h ≥ 3 m	-100				
						h ₁ , h ₂ , h ₃					
延 長 L	-200										

出来形管理基準及び規格値 第5編 海岸編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 海岸編	2 突堤・人工岬	3 突堤基礎工	4		捨石工			港湾関係出来形に準じる。		
5 海岸編	2 突堤・人工岬	3 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅 w	-300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延 長 L	-500			
5 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤本体工	2		捨石工			港湾関係出来形に準じる。		

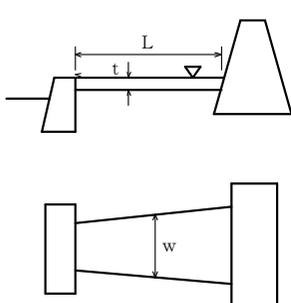
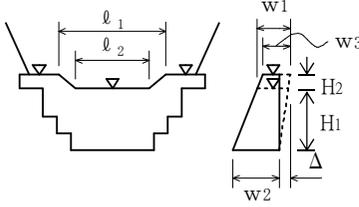
出来形管理基準及び規格値 第5編 海岸編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
5 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤本体工・消波工・根固工	5		海岸コンクリートブロック工 (異形ブロック)	基準高▽	(層積)	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。延長は、センターラインで行う。		
							(乱積)ブロック規格20t未満	±500			
							(乱積)ブロック規格20t以上	特記仕様書による			
							天端幅 w	-200			
							天端延長 L	-200			
						製作	幅、厚さ	-20			
5 海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤本体工	9		場所打コンクリート工 (陸上施工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						幅	w				-30
						高さ	h				-30
						延長	L				-200
5 海岸編	2 突堤・人工岬	5 根固め工	2		捨石工			港湾関係出来形に準じる。			
5 海岸編	フ、3 海域堤防(人工リ 、離岸堤、潜堤)	3 海域堤基礎工	3		捨石工			港湾関係出来形に準じる。			

出来形管理基準及び規格値 第6編 砂防編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \dots\dots$ $l \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
6 砂防編	1 砂防堰堤	6 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基準高 ∇		± 30	図面の表示箇所にて測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
						天端部 w_1, w_3		-30			
						堤幅 w_2		-30			
						水通しの幅 l_1, l_2		± 50			
						堤長 L_1, L_2		-100			
6 砂防編	1 砂防堰堤	6 コンクリート堰堤工	7		コンクリート側壁工	基準高 ∇		± 30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
						幅 w_1, w_2		-30			
						長さ L		-100			

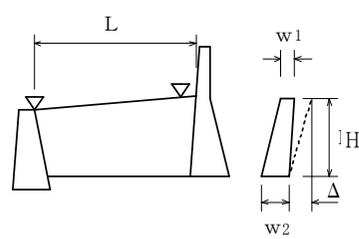
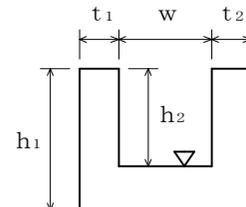
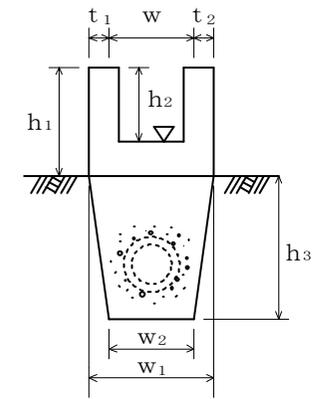
出来形管理基準及び規格値 第6編 砂防編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 砂防編	1 砂防堰堤	6 コンクリート堰堤工	9		水叩工	基準高 ∇	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。			
						幅 w	-100				
						厚さ t	-30				
						延長 L	-100				
6 砂防編	1 砂防堰堤	7 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本體工 (不透過型)	水 通 し 部	堤 高 ∇	± 50	1. 図面の表示箇所にて測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
							長 さ l	± 100			
							幅 w_1, w_3	± 50			
							下流側倒れ \sphericalangle	$\pm 0.02H_1$			
						袖 部	袖 高 ∇	± 50			
							幅 w_2	± 50			
							下流側倒れ \sphericalangle	$\pm 0.02H_2$			

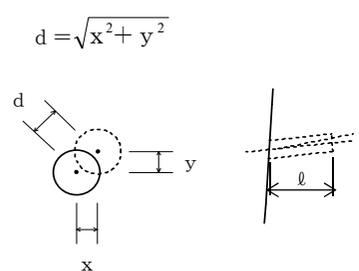
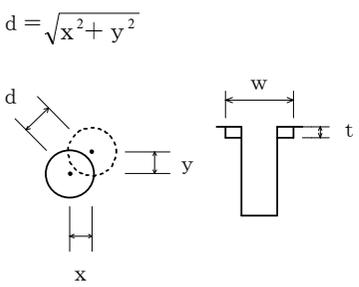
出来形管理基準及び規格値 第6編 砂防編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 砂 防 編	1 砂 防 堰 堤	7 鋼 製 堰 堤 工	5	2	鋼製堰堤本體工 (透過型)	堤 長L	±50	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						堤 長l	±10			
						堤 幅W	±30			
						堤 幅w	±10			
						高 さH	±10			
						高 さh	±10			

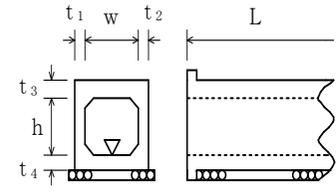
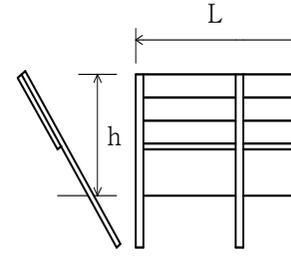
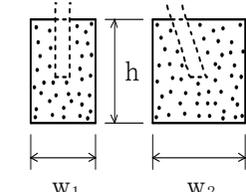
出来形管理基準及び規格値 第6編 砂防編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 砂防編	1 砂防堰堤	7 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤 高 ∇	± 50	1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。			
						長 さ L	± 100				
						幅 w_1, w_2	± 50				
						下流側倒れ \sphericalangle	$\pm 0.02H$				
						高さ h	$h < 3\text{ m}$				-50
							$h \geq 3\text{ m}$				-100
6 砂防編	2 流路	4 床固め工	8		魚道工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						幅 w	-30				
						高さ h_1, h_2	-30				
						厚 さ t_1, t_2	-20				
						延 長 L	-200				
6 砂防編	3 斜面対策	5 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。（なおプレキャスト製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による）			
						厚 さ t_1, t_2	-20				
						幅 w	-30				
						幅 w_1, w_2	-50				
						高さ h_1, h_2	-30				
						深 さ h_3	-30				
						延 長 L	-200				

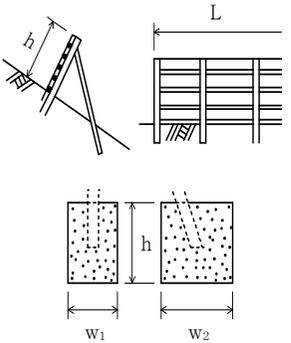
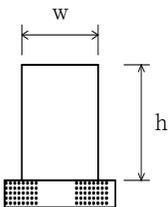
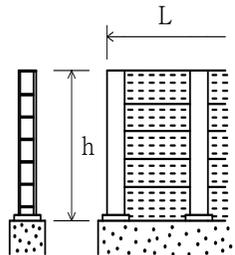
出来形管理基準及び規格値 第6編 砂防編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 砂防編	3 斜 面 対 策	6 地 下 水 排 除 工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 θ	± 2.5 度			
6 砂防編	3 斜 面 対 策	6 地 下 水 排 除 工	5		集水井工	基準高 ∇	± 50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						偏心量 d	150			
						長さ L	-100			
						巻立て幅 w	-50			
						巻立て厚さ t	-30			
6 砂防編	3 斜 面 対 策	8 抑 止 杭 工	6		合成杭工	基準高 ∇	± 50	全数測定。		
						偏心量 d	D/4以内 かつ100以内			

出来形管理基準及び規格値 第7編 道路編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
7 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2	1	遮音壁支柱製作工	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。			
7 道路編	1 道路改良	7 カルバート工	6		場所打函渠工	基準高 ∇		± 30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。			
						厚さ $t_1 \sim t_4$		-20				
						幅 (内法) w		-30				
						高さ h		± 30				
						延長 L	$L < 20m$	-50				
		$L \geq 20m$	-100									
7 道路編	1 道路改良	9 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅 w		-200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
						延長 L		-200				
7 道路編	1 道路改良	9 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ h		± 30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						延長 L		-200				1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。
						基礎	幅 w_1, w_2		-30	基礎 1 基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							高さ h		-30			

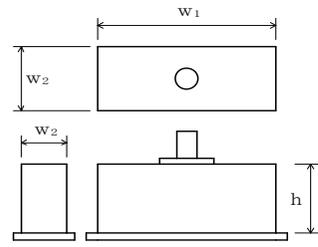
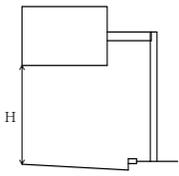
出来形管理基準及び規格値 第7編 道路編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 道路編	1 道路改良	9 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高 さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎
						基礎	幅 w ₁ , w ₂	-30			基礎 1 基毎
							高 さ h	-30			
						アンカー 長 ℓ	打 込 み ℓ	-10%			全数
埋 込 み ℓ	-5%										
7 道路編	1 道路改良	10 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						高 さ h	-30				
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎			
7 道路編	1 道路改良	10 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱	間 隔 w	±15	施工延長5スパンにつき1ヶ所		
							ず れ a	10			
							ねじれ b-c	5			
							倒 れ d	h×0.5%			
						高 さ h	+30, -20				
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎			

出来形管理基準及び規格値 第7編 道路編

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値(mm)			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
7 道路 編	2 舗 装	3 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長40m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10			
							t ≥ 15cm	-45	-15			
						幅	-100		—			
7 道路 編	2 舗 装	3 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	-9	-3	幅は、片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアーを採取して測定。 歩道舗装においては、片側延長200m毎に1個コアーを採取して測定。ただし車道にてコアーを採取する場合は、その採取位置の横断方向にて、車道と同数コアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。		
						幅	-25	—				
7 道路 編	2 舗 装	3 舗 装 工	4		橋面防水工 (シート系床版防水工)	シートの重ね幅	-20~+50		標準重ね幅100mmに対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認			

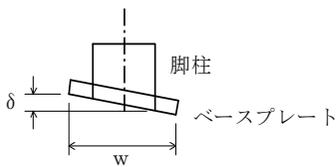
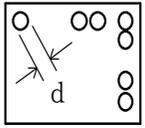
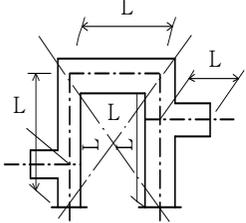
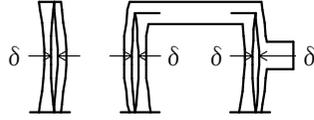
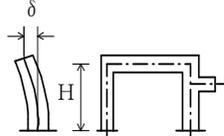
出来形管理基準及び規格値 第7編 道路編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規格値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 道路編	2 舗装	4 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高 ∇	± 30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長 L	-200	1ヶ所／1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
7 道路編	2 舗装	6 踏掛版工	4		踏掛版工 (コンクリート工) (ラバーシュー) (アンカーボルト)	基準高	± 20	1ヶ所／1踏掛版		
						各部の厚さ	± 20	1ヶ所／1踏掛版		
						各部の長さ	± 30	1ヶ所／1踏掛版		
						各部の長さ	± 20	全数		
						厚さ	—			
						中心のずれ	± 20	全数		
						アンカー長	± 20	全数		
7 道路編	2 舗装	8 標識工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎一基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						高さ h	-30			
7 道路編	2 舗装	8 標識工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所／1基 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

出来形管理基準及び規格値 第7編 道路編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 道 路 編	2 舗 装	11 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0~+50	接続部間毎に1ヶ所			
						延 長 L	-200				接続部間毎で全数
7 道 路 編	2 舗 装	11 道 路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちの場合			
						※厚さ t ₁ ~t ₅	-20				
						※幅 w ₁ , w ₂	-30				
						※高さ h ₁ , h ₂	-30				
7 道 路 編	2 舗 装	11 道 路 付 属 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所/1施工箇所			
						高 さ h	-30				

出来形管理基準及び規格値 第7編 道路編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
7 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱とベースプレートの鉛直度 δ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。			
							ベースプレート	孔の位置	± 2	全数を測定。		
								孔の径	0 ~ 5	全数を測定。		
						仮 組	柱の中心間隔、対角長 L (m)	$\pm 5 \dots$ $L \leq 10m$	両端部及び片持ばり部を測定。			
								$\pm 10 \dots$ $10 < L \leq 20m$				
								$\pm (10 + (L - 20) / 10) \dots$ $20m < L$				
						立 時	はりのカンバー及び柱の曲がり δ (mm)	L/1,000	各主構の各格点を測定。		側面図 正面図	
								柱の鉛直度 δ (mm)	$10 \dots H \leq 10$ H/1,000 $\dots H > 10$	各柱及び片持ばり部を測定。		側面図 正面図

出来形管理基準及び規格値 第7編 道路編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 道 路 編	3 橋 梁 下 部	4 橋 台 工	8		橋台躯体工	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」P237図—5.2.1箱抜きの標準形状による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
						高 さ h_1	-50			
						胸壁の高さ h_2	-30			
						天 端 長 l_1	-50			
						敷 長 l_2	-50			
						胸壁間距離 l	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			

出来形管理基準及び規格値 第7編 道路編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 道 路 編	3 橋 梁 下 部	4 橋 台 工	8		橋台躯体工	アンカーボルトの箱抜き規格値	鋼製支承	計画高	-20~+10	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。		
								平面位置	±20			
								アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下			
							ゴム支承	計画高	-20~+10			
								平面位置	±20			
								アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下			

出来形管理基準及び規格値 第7編 道路編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 道 路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」P237図—5.2.1箱抜きの標準形状による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-20			
						敷 幅 w_2 (橋軸方向)	-50			
						高 さ h	-50			
						天 端 長 l_1	-50			
						敷 長 l_2	-50			
						橋脚中心間距離 l	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			

出来形管理基準及び規格値 第7編 道路編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 道 路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	アンカーボルトの箱抜き規格値	鋼製支承	計画高	-20~+10	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は杓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。		
								平面位置	±20			
								アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下			
							ゴム支承	計画高	-20~+10			
								平面位置	±20			
								アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下			

出来形管理基準及び規格値 第7編 道路編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
7 道 路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」P237図—5.2.1箱抜きの標準形状による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。				
						厚 さ t	-20					
						天 端 幅 w_1	-20					
						敷 幅 w_2	-20					
						高 さ h	-50					
						長 さ l	-20					
						橋脚中心間距離 l	± 30					
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50					
						アン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	鋼 製 支 承				計画高	-20~+10
											平面位置	± 20
											アンカーボルト孔 の鉛直度	1/50以下
						ゴ ム 支 承	計画高				-20~+10	
							平面位置				± 20	
							アンカーボルト孔 の鉛直度				1/50以下	

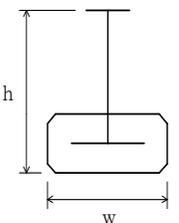
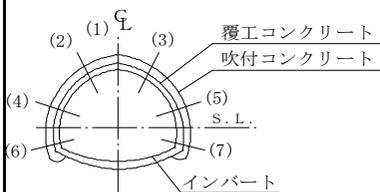
出来形管理基準及び規格値 第7編 道路編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
7 道 路 編	3 橋 梁 下 部	5 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	アンカーボルトの箱抜き規格値	鋼製支承	計画高	-20～+10	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は杓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。			
								平面位置	±20				
								アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下				
							ゴム支承	計画高	-20～+10				
								平面位置	±20				
								アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下				
7 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 鋼 製 橋 脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)		基準高 ∇	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。				
							幅 w (橋軸方向)	-50					
							高さ h	-50					
							長さ l	-50					

出来形管理基準及び規格値 第7編 道路編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 鋼 製 橋 脚 工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 w_1, w_2	-50			
						高 さ h	-50			
7 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 鋼 製 橋 脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離 l	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
7 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離 l	± 30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50			
7 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 鋼 製 橋 脚 工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	5 ※ ± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材(裸使用)の場合		

出来形管理基準及び規格値 第7編 道路編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
7 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	部 材	部材長 l (m)	$\pm 3 \dots\dots$ $l \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。				
7 道路編	5 コンクリート橋上部	5 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工	幅	w	± 5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 l : スパン長				
						高	さ	h					$+10$ -5
						桁	長	l					$l < 15 \dots \pm 10$ $l \geq 15 \dots$ $\pm (l - 5)$ かつ -30 以内
						横方向最大タワミ		0.8 l					
7 道路編	6 トンネル(NATM)	4 支保工	3		吹付工	吹 付 け 厚 さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)~(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準(構造編)・同解説にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。					
7 道路編	6 トンネル(NATM)	4 支保工	4		ロックボルト工	位 置 間 隔		—	施工延長40m毎に断面全本数検測。				
						角 度		—					
						削 孔 深 さ		—					
						孔 径		—					
						突 出 量		プレート下面から 10cm以内					

出来形管理基準及び規格値 第7編 道路編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚 さ t ₁ , t ₂	設計値以上			
						延 長 L	—			
7 道路 編	M6	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚 さ t	-30			

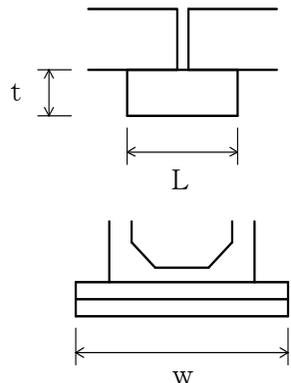
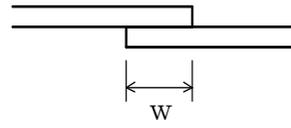
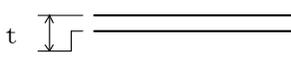
出来形管理基準及び規格値 第7編 道路編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 道 路 編	6 ト ン ネル (N A T M)	6 イ ン バ ー ト 工	4		インバート本體工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)~(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。			
						厚 さ t ₁ , t ₂	設計値以上				
						延 長 L	—				
7 道 路 編	6 ト ン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	4		坑門本體工	基 準 高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所にて測定。			
						幅 w ₁ , w ₂	-30				
						高 さ h	h < 3 m				-50
							h ≥ 3 m				-100
						延 長 L	-200				

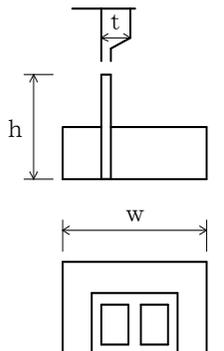
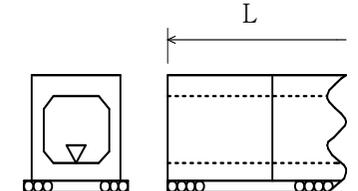
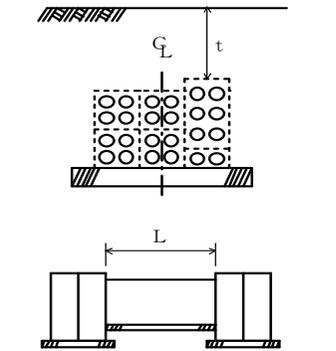
出来形管理基準及び規格値 第7編 道路編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 道路編	6 トンネル (N A T M)	8 坑門工	5		明り巻工	基準高▽ (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚 さ t	-20			
						延 長 L	—			
7 道路編	11 共同溝	5 現場打構築工	2		現場打躯体工	基準高▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚 さ t	-20			
						内 空 幅 w	-30			
						内 空 高 h	±30			
						ブロック長 L	-50			

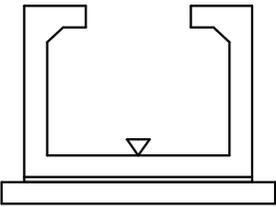
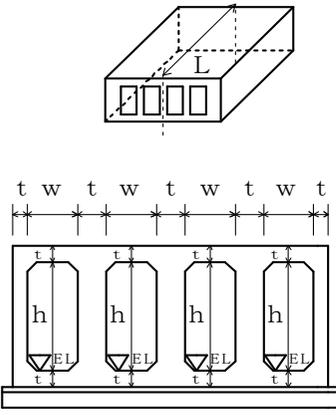
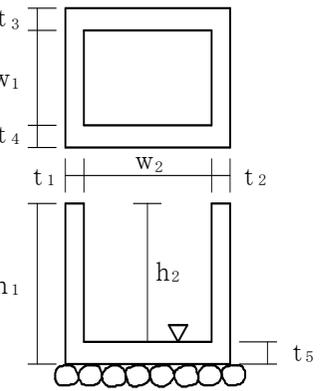
出来形管理基準及び規格値 第7編 道路編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 道路編	11 共同溝	5 現場打構築工	4		カラー継手工	厚 さ t	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						幅 w	-20			
						長 さ L	-20			
7 道路編	11 共同溝	5 現場打構築工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。		
7 道路編	11 共同溝	5 現場打構築工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		

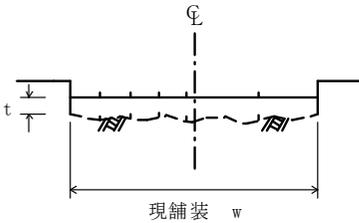
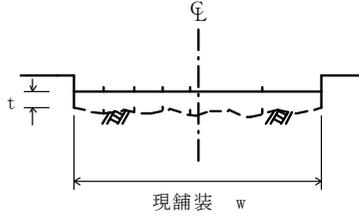
出来形管理基準及び規格値 第7編 道路編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 道路編	11 共同溝	5 現場打構築工	5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						幅 w	±50			
						厚 さ t	-20			
7 道路編	11 共同溝	6 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階確認時のみ適用する。 延長：1施工箇所毎		
						延 長 L	-200			
7 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工（管路部）	埋 設 深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。 接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		
						延 長 L	-200			

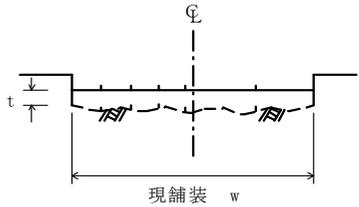
出来形管理基準及び規格値 第7編 道路編

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工 (特殊部)	基準高 ▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		
7 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	4		現場打ちボックス工 (特殊部)	基準高 ▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。		
					厚 さ t	-20				
					内 空 幅 w	-30				
					内 空 高 h	±30				
					ブロック長 L	-50				
7 道路編	12 電線共同溝	6 付帯設備工	2		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		
					※厚 さ $t_1 \sim t_5$	-20				
					※幅 w_1, w_2	-30				
					※高 さ h_1, h_2	-30				

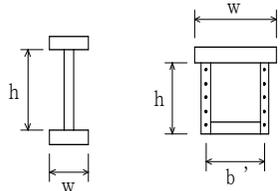
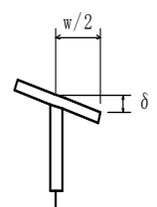
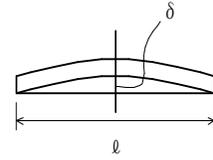
出来形管理基準及び規格値 第7編 道路編

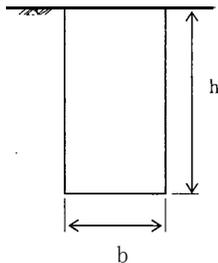
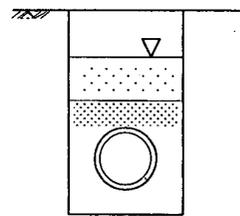
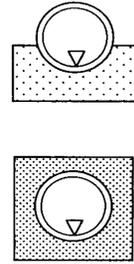
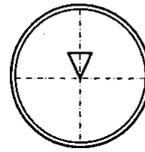
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値(mm)		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (\bar{X})			
7 道路 編	13 道路 維持	4 舗 装 工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。 平坦性は各車線毎に舗装縁から1mの線上、全延長とする。	 <p style="text-align: center;">現舗装 w</p>	平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3mプロファイル メーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
7 道路 編	13 道路 維持	4 舗 装 工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さ t (標高較差) (切削)	-7 (17)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合にて適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、全ての点で設計面との厚さtまたは標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さtまたは標高較差(切削)は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ(オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、延長80m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、側点数を変えることができる。	 <p style="text-align: center;">現舗装 w</p>	平坦性の測定は、延長100m未満の場合は、省略することができる。
					厚さtまたは標高較差 (切削)のみ	厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3mプロファイル メーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

出来形管理基準及び規格値 第7編 道路編

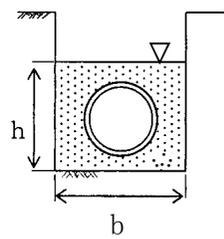
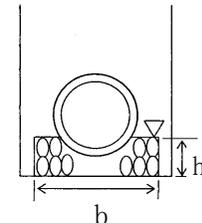
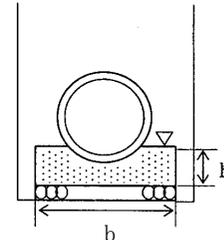
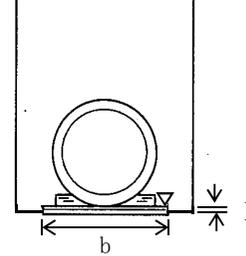
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値(mm)		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (\bar{X})			
7 道路編	13 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	路	厚さ t	-30	幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		
						盤	幅 w	-50			
						工	延長 L	-100			

出来形管理基準及び規格値 第7編 道路編

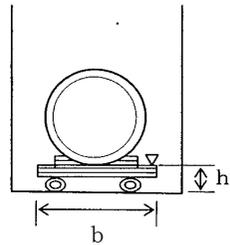
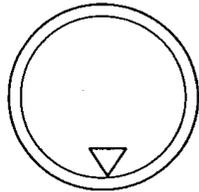
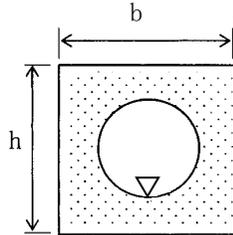
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	
								鋼桁等	トラス・アーチ等			
7 道路編	15 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	フランジ幅	$\pm 2 \dots\dots$ $w \leq 0.5$	主桁・主構	トラス・アーチ等	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I 型鋼 トラス弦材	
						腹板高	$\pm 3 \dots\dots$ $0.5 < w \leq 1.0$					
						腹板間隔	$\pm 4 \dots\dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2)$ $\dots 2.0 < w$	床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。			
						フランジの直角度	δ (mm)	$w/200$	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		
					圧縮材の曲がり	δ (mm)	$l/1000$	—	主要部材全数を測定。 l : 部材長 (mm)			

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
9 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	3 管路土工	管路掘削	深さ h	±30	マンホール間ごとに1ヶ所測定する。		
					幅 b	-50			
9 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	3 管路土工	管路埋戻	基準高▽	±30	マンホール間ごとに1ヶ所測定する。		
9 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	4 管布設工	管布設 (自然流下管)	基準高▽	±30	基準高, 中心線のずれ(水平)は, マンホール間の中心部付近及びマンホールと管きよの接続部付近を測定する。なお, マンホール間の距離が40m未満の路線については, マンホール間の中央部付近の測定は不要とする。 延長 ℓ はマンホール間を測定する。		
					中心線のずれ (水平)	±50			
					勾配	逆勾配不可			
					延長 ℓ	- ℓ/500かつ-200			
					総延長 L	-200			
9 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	4 管布設工	圧送管	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔50mの場合は50m)につき1ヶ所の割合で測定する。		
					中心線のずれ (水平)	±50			
					総延長 L	-200			

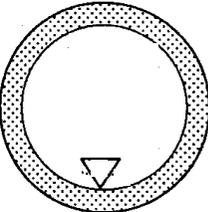
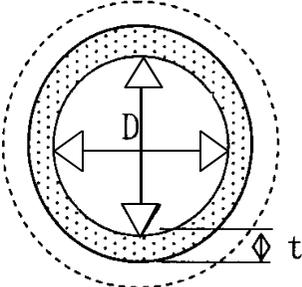
出来形管理基準及び規格値 第9編 下水道編

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
9 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工	砂基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中心部付近及びマンホールと管きよの接続部付近を測定する。なお、マンホール間の距離が40m未満の路線については、マンホール間の中央部付近の測定は不要とする。		
					幅 b	-50			
					厚さ h	-30			
9 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工	砕石基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中心部付近及びマンホールと管きよの接続部付近を測定する。なお、マンホール間の距離が40m未満の路線については、マンホール間の中央部付近の測定は不要とする。		
					幅 b	-50			
					厚さ h	-30			
9 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工	コンクリート基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中心部付近及びマンホールと管きよの接続部付近を測定する。なお、マンホール間の距離が40m未満の路線については、マンホール間の中央部付近の測定は不要とする。		
					幅 b	-30			
					厚さ h	-30			
9 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工	まくら土台基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中心部付近及びマンホールと管きよの接続部付近を測定する。なお、マンホール間の距離が40m未満の路線については、マンホール間の中央部付近の測定は不要とする。		
					幅 b	-30			
					厚さ h	-30			

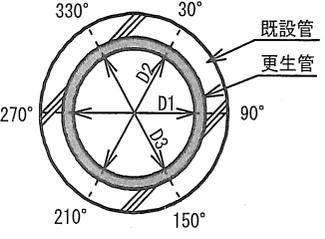
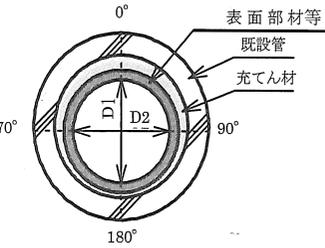
出来形管理基準及び規格値 第9編 下水道編

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
9 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5 管基礎工	はしご胴木基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中心部付近及びマンホールと管きよの接続部付近を測定する。なお、マンホール間の距離が40m未満の路線については、マンホール間の中央部付近の測定は不要とする。		
					幅 b	-30			
					厚さ h	-30			
9 下水道編	1 管路	4.5 管きよ工 (小口径推進・推進)	3 推進工	推進工	基準高▽ (管理目標値)	±50	基準高, 中心線のずれ(水平)及び勾配は, 推進管1本ごとに1ヶ所測定する。ただし, 小口径推進における基準高, 中心線のずれ及び勾配は, 推進管理測量の計測データによる。延長 ℓ はマンホール間を測定する。		管理目標値について土質条件等の事情によりやむを得ず満足できなかった場合は, 流下能力及び自己洗浄能力の確保の有無をもって出来形の確認とすることができる。
					中心線のずれ(水平) (管理目標値)	±50			
					勾配	逆勾配不可			
					延長 ℓ	-ℓ/500かつ-200			
					総延長 L	-200			
9 下水道編	1 管路	4.5 管きよ工 (小口径推進・推進)	4 立坑内管布設工	空伏工	基準高▽ (管理目標値)	±50	1 施工箇所ごとに測定する。		管理目標値について土質条件等の事情によりやむを得ず満足できなかった場合は, 流下能力及び自己洗浄能力の確保の有無をもって出来形の確認とすることができる。
					中心線のずれ(水平) (管理目標値)	±50			
					幅 b	-30			
					高さ h	-30			
					延長 ℓ	-50			

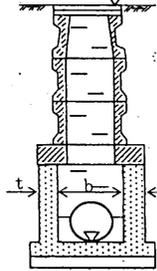
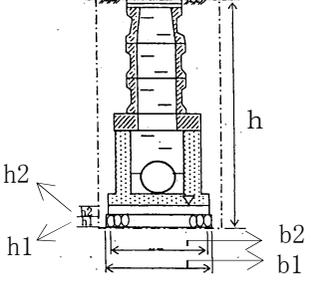
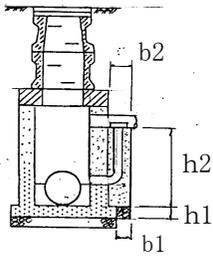
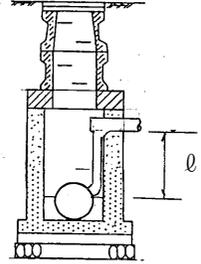
出来形管理基準及び規格値 第9編 下水道編

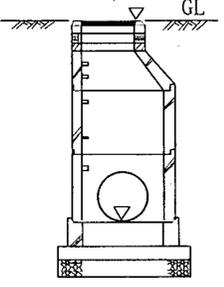
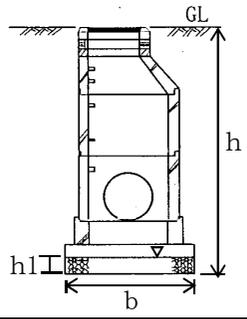
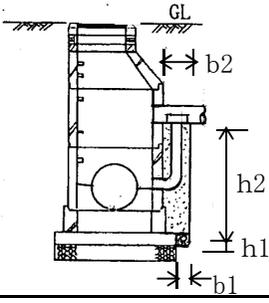
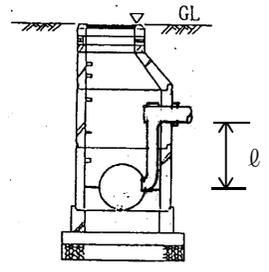
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
9 下水道編	1 管路	6 管きよ工〔シールド〕	3 一次覆工	掘進工 (二次覆工を省略する場合、小口径シールド工法含む)	基準高▽ (管理目標値)	±50	基準高、中心線のずれ(水平)は、施工延長40m(測点間隔50mの場合は50m)につき1ヶ所の割合で測定する。 延長ℓはマンホール間を測定する。		管理目標値について土質条件等の事情によりやむを得ず満足できなかった場合は、流下能力及び自己洗浄能力の確保の有無をもって出来形の確認とすることができる。
					中心線のずれ(水平) (管理目標値)	±100			
					延長 ℓ	-ℓ/500かつ-200			
					総延長 L	-200			
9 下水道編	1 管路	6 管きよ工〔シールド〕	4 二次覆工	二次覆工	基準高▽ (管理目標値)	±50	基準高、中心線のずれ(水平)及び勾配は、施工延長40m(測点間隔50mの場合は50m)につき1ヶ所の割合で測定する。		管理目標値について土質条件等の事情によりやむを得ず満足できなかった場合は、流下能力及び自己洗浄能力の確保の有無をもって出来形の確認とすることができる。
					中心線のずれ(水平) (管理目標値)	±50			
					勾配	逆勾配不可			
					二次覆工厚 t	-20	二次覆工厚は、1打設につき端面で蛇行修正計画厚に対して上下左右4点を測定する。		
					仕上がり内径 D	±20	仕上がり内径は、施工延長40m(測点間隔50mの場合は50m)につき1ヶ所の割合で測定する。		
					延長 ℓ	-ℓ/500かつ-200	延長 ℓ はマンホール間を測定する。		
					総延長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値 第9編 下水道編

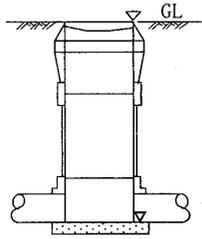
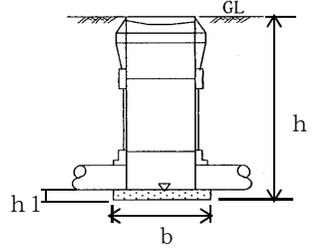
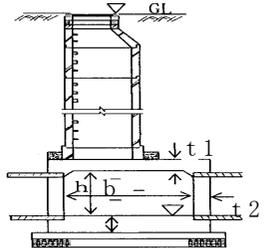
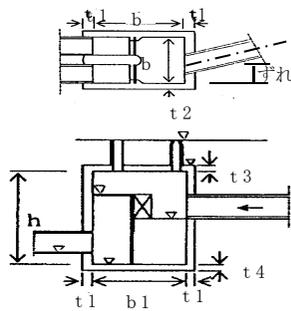
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
9 下水道編	1 管路	7 管きよ 更生工	3 管きよ 内面被覆工	反転・形成工法	仕上がり内径 D	-	1スパンの上下流管口で測定する。人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でも測定する。 それぞれ更生管円周上の6ヶ所で測定する。 更生後24時間以降経過した内径に対して計測し記録する。		最新版の「管きよ更生工法における設計・施工ガイドライン」に準拠して実施する。
					更生管厚	6ヶ所の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ上限は+20%以内とし、測定値の最小値は設計更生管厚以上とする。	更生管厚は、更生工事前に既設管きよの内径を測定し、更生後に同方向での更生管きよの内径を測定し、結果を差し引くことで確認する。		
9 下水道編	1 管路	7 管きよ 更生工	3 管きよ 内面被覆工	製管工法	仕上がり内径 (高さ・幅)	平均内径が設計更生管径を下回らない	1スパンの上下流管口で測定する。人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でも測定する。 それぞれ更生管の内側中央高さと同幅の2ヶ所で測定する。		

出来形管理基準及び規格値 第9編 下水道編

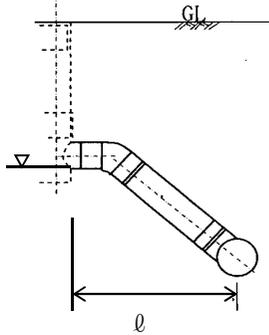
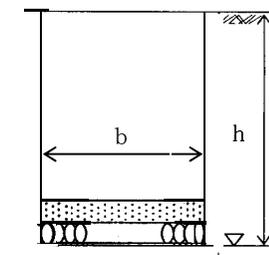
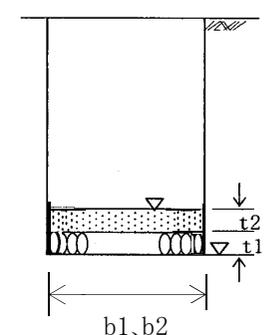
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
9 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工	現場打ちマンホール工	基準高▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
					幅 b (内法)	-30			
					壁厚 t	-20			
					人孔天端高	±30			
9 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工	マンホール基礎工	基準高▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
					床掘深 h	±30			
					基礎工幅 b1	-50			
					基礎工高 h1	-30			
					コンクリート工幅 b2	-30			
					コンクリート工高 h2	-10			
9 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工	副管(外副管)	基礎工幅 b1	-50	1 施工箇所ごとに測定する。		
					基礎工厚 h1	-30			
					コンクリート幅 b2	-30			
					コンクリート高 h2	-30			
9 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工	副管(内副管)	延長 ℓ	-30	1 施工箇所ごとに測定する。		

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
9 下水道編	1 管路	8 マンホール工	4 組立マンホール工	組立マンホール工	基準高▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
					人孔天端高	±30			
9 下水道編	1 管路	8 マンホール工	4 組立マンホール工	組立マンホール基礎工	基準高▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
					床掘深 h	±30			
					基礎工幅 b	-50			
					基礎工高 h1	-30			
9 下水道編	1 管路	8 マンホール工	4 組立マンホール工	副管(外副管)	基礎工幅 b1	-50	1 施工箇所ごとに測定する。		
					基礎工厚 h1	-30			
					コンクリート幅 b2	-30			
					コンクリート高 h2	-30			
9 下水道編	1 管路	8 マンホール工	4 組立マンホール工	副管(内副管)	延長 ℓ	-30	1 施工箇所ごとに測定する。		

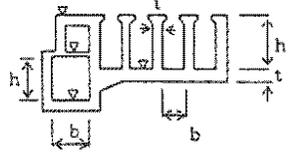
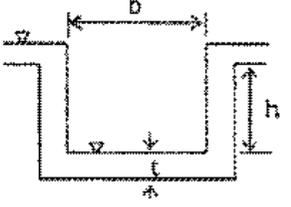
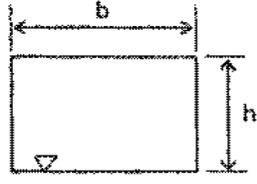
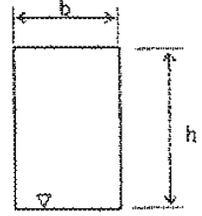
出来形管理基準及び規格値 第9編 下水道編

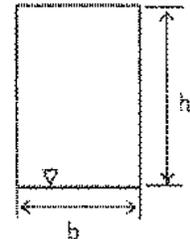
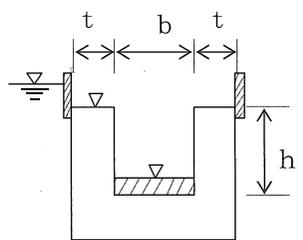
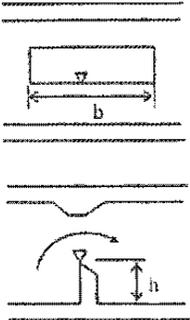
編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
9 下水道編	1 管路	8 マンホール工	5 小型マンホール工	小型マンホール工	基準高▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
					人孔天端高	±30			
9 下水道編	1 管路	8 マンホール工	5 小型マンホール工	小型マンホール基礎工	基準高▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
					床掘深 h	±30			
					基礎工幅 b	-50			
					基礎工高 h1	-30			
9 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	4 躯体工	現場打ち特殊人孔	基準高▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
					幅 b	-30			
					高さ h	±30			
					壁厚 t1~t3	-20			
					人孔天端高	±30			
9 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	4 躯体工	伏せ越し室・雨水吐室	基準高▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
					幅 b1, b2 (内法)	±30			
					高さ h	±30			
					厚さ t1~t4	-20			
					中心線のずれ	±50			

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
9 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	4 躯体工	越流堰(雨水吐室)	基準高▽	±10	基準高は、中央部および両端部を測定する。 幅、高さ、延長は、1施工箇所ごとに測定する。		
					幅 b (厚さ)	±20			
					高さ h (深さ)	±30			
					延長 ℓ (長さ)	-20			
9 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	4 躯体工	中継ポンプ施設	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
					幅, 長さ b	-30			
					高さ h	-30			
					壁厚 t1, t2	-20			
9 下水道編	1 管路	10 取付管およびます工	4 ます設置工	公共ます	ます深 h	±30	1施工箇所ごとに測定する。		設計上規定している場合

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
9 下水道編	1 管路	10 取付管およびます工	5 取付管布設工	取付管	延長 ℓ	-200	1 施工箇所ごとに測定する。		設計上規定している場合
					基準高▽	±30			
9 下水道編	1 管路	13 立坑工		立坑工	基準高 ▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
					寸法 b	±100			
					深さ h	±30			
9 下水道編	1 管路	13 立坑工		立坑土工	基準高 ▽	±30	1 施工箇所ごとに測定する。		
					砕石基礎幅 b_1	-50			
					砕石基礎厚 t_1	-30			
					底盤コンクリート基準高	±30			
					底盤コンクリート幅 b_2	-30			
					底盤コンクリート厚 t_2	-10			

出来形管理基準及び規格値 第9編 下水道編

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
9 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	池・槽の主要構造物	基準高 ∇	± 30	1池（又は1槽）について、図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。		
					幅 b	± 30			
					高さ h	± 30			
					壁厚 t	-20 ただし床板厚 -10			
					長さ	± 50			
9 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	池・槽の付属的構造物	基準高 ∇	± 20	1施工箇所ごとに図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。		
					幅 b	± 20			
					高さ h	± 20			
					壁厚 t	± 10			
					長さ	± 50			
9 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	開口部	幅 b	± 20	永久開口部ごとに測定する。		
					高さ h	± 20			
9 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	ゲート用開口部	基準高 ∇	-20 +0	開口部ごとに測定する。		
					幅 b	-0 +20			
					高さ h	± 20			

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
9 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	9 躯体工	可動せき用開口部	基準高 ∇	-20	開口部ごとに測定する。		
					幅 b	-0 +20			
					高さ h	± 20			
9 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	11 越流樋工	流出トラフ	基準高 ∇	± 20	基準高は、1 施工箇所ごとに交差点等を測定する。		
					幅 b	± 20			
					高さ h	-20			
					厚さ t	± 20			
					長さ	± 50	長さは、各池外周部の1 施工箇所について測定する。		
9 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工	12 越流堰板工	越流堰	基準高 ∇	± 20 ※ ± 5	基準高は、中央部及び両端部を測定する。 ※は、堰板（既製）使用の場合に適用。		
					幅 b	± 20			
					高さ h	-20			
					長さ	± 20			
					9 下水道編	2 処理場・ポンプ場	8 本体築造工		
厚さ t	-20								
幅 w	-30								
高さ h	± 30								
延長 L	-50								

出来形管理基準及び規格値 第10編 港湾編

番号	測定項目		規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	管理方法	備考
	工種	項目					
1	浚 渫 (土 砂)	区 域	規定以上	計画水深－4mより浅い区域 未測深幅：10m未満 計画水深－4m以深 未測深幅：6m未満 (測定単位：10cm)		深淺図を作り基準高を記入する(様式-1)法面図を作り実測結果を記入する。検潮記録、エコー記録紙を整理し、提出する。	
		水 深	〃				
		法 面	〃				
2	同 上 (岩 盤)	区 域	〃	測定密度は上記の2倍 (〃)		〃	
		水 深	〃				
		法 面	〃				
3	床 掘	区 域	〃	延長20mにつき1ヶ所及び変化点 (〃)		〃	
		底 面 (基準高)	(±) 300				
		法 面	法面に直角 外測 2,000 内測 300				
4	埋 立	区 域	規定以上	測線間隔20m以下 測点間隔20m以下 (〃)		平面図・法面図に実測値を記入し提出する。	
		地盤高	ブルドーザー (±) 100 ポンプ船 (±) 500				
5	裏 埋	延 長	(-) 100	測線間隔10m以下 測点間隔5m以下 (測定単位 陸上：1cm 水中：10cm)		平面図・法面図に実測値を記入し提出する。	
		巾	(-) 100				
		地盤高	(-) 100				
		法 面	法面に直角 (-) 100				

出来形管理基準及び規格値 第10編 港湾編

番号	測定項目		規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	管理方法	備考	
	工種	項目						
6	置換え	延長	規定以上	測線間隔10m以下 測点間隔10m以下(水中) 5m以下(陸上) (測定単位 水中:10cm 陸上:1cm 天端高:1cm)		出来形管理図に延長、天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出する。		
			天端巾					(-)100
			法面勾配					規定以上
			基準高					(±)500
7	敷砂	延長	規定以上	測線間隔10m以下 測点間隔 10m以下(水中) 5m以下(陸上) (")		"		
			天端巾					(-)100
			法面勾配					規定以上
			基準高					(±)300
8	マット	重ね合せ	合成樹脂系	重ね幅:1枚につき2点 (測定単位:1cm)		測定表及び出来形図を作成し提出する。 (様式-2)		
			アスファルト					500以上
			ゴムマット					500以上
			合成繊維					500以上
		用摩 マ擦 ツ増 ト大	敷設位置	始末端及び変化する箇所毎 (測定単位:10cm)				
9	捨石工 (捨石均し)	基準高	(±)50	均し面の高さの測線及び測点間隔は5m以下 (測定単位:1cm) 天端幅の測線間隔は10m以下、延長は法線上または監督員の指示による (測定単位:10cm)		測定表及び出来形図を作成し提出 (様式-3)		
		天端巾	(-)100					
		延長	(-)100					

出来形管理基準及び規格値 第10編 港湾編

番号	測定項目		規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	管理方法	備考
	工種	項目					
10	捨石工 (荒均し)	基準(天端)高 (岸壁前面)	(+) 0 (-) 200	測線及び測点間隔は10m以下、法面の測点は3点以上 但し、マウンド厚2m以下の場合 は2点以上、延長は法線上または 監督員の指示による (測定単位:10cm)		測定表及び出来形図を作成 し提出 (様式-3)	
		〃(〃)〃 (異形ブロック据付部)	(±) 300				
		〃(〃)〃 (その他)	(±) 500				
		法面(異形ブロック) (法面に直角)	(±) 300				
		法面(その他) (〃)	(±) 500				
		天端巾	(-) 100				
		延長	(-) 100				
11	被覆石工 (均し)	基準(天端)高 (岸壁前面)	(+) 0 (-) 200	測線及び測点間隔は10m以下、法面の測点は3点以上 但し、マウンド厚2m以下の場合 は2点以上、延長は天端中心上ま たは監督員の指示による (測定単位:10cm)		〃	
		〃(〃)〃 (異形ブロック部)	(±) 300				
		〃(〃)〃 (その他)	(±) 500				
		法面(直角方向) (異形ブロック部)	(±) 300				
		〃(〃)〃 (その他)	(±) 500				
		天端巾	(-) 200				
		延長	(-) 200				
12	裏込工	基準高	(±) 200	測線及び測点間隔は10m以下、法面の測点は3点以上、延長は天端中心上または監督員の指示による (測定単位:10cm 但し、天端高は1cm)		〃	均しを行う場合
		天端巾	(-) 100				
		延長	(-) 100				
		法面 (直角方向)	(±) 200				

出来形管理基準及び規格値 第10編 港湾編

番号	測定項目		規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	管理方法	備考
	工種	項目					
13	鋼杭	杭頭偏位	100以内	打込記録及び杭打箇所 の地盤高の支持杭以外は10本に1本、 その他は全数 測定単位： (杭打箇所の地盤高 10cm その他cmまたは度)		打込記録及び管理表を 作成し提出 (様式-4)	港湾、漁港工事に 限る。
		杭頭基準高	(±) 50				
		杭傾斜	直杭 2度以下 斜杭 3度以下				
14	コンクリート杭	杭頭偏位	100以内	"		"	"
		杭頭基準高	(±) 50				
		杭傾斜	直杭 2度以下 斜杭 3度以下				
15	イ) 鋼矢板 (本体工・控工)	矢板壁延長	+矢板 1枚幅 -0	打込記録、矢板打箇所の地盤高は、 20枚に1枚。 矢板壁延長は施工中適宜及び打込完了 時。 矢板法線に対する出入り及び矢板法線 に対する傾斜は打設完了時、20枚に1 枚及び計画法の変化点。 矢板法線方向の傾斜は施工中適宜及び 打込完了時(両端部)。 矢板天端高は打込完了時及び20枚に1 枚。 継手部離脱については全数。 測定単位 ・延長、法線に対する出入、法線方向 の傾斜(施地) 天端高 1cm ・法線に対する傾斜 法線方向の傾斜 1/1000 ・矢板打箇所の地盤高 10cm		・打込記録及び管理表を 作成して提出 ・測定結果を報告 (様式-5)	鋼管矢板の場合、 矢板壁延長は「特 仕」による。 港湾漁港工事に限 る。
		法線に対する出入	(±) 100				
		" 傾斜	1/100以下				
		法線方向の傾斜	上下の差が矢板1枚幅未満 1/100以下				
		矢板壁天端高	(±) 100				

出来形管理基準及び規格値 第10編 港湾編

番号	測定項目		規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	管理方法	備考
	工種	項目					
15	ロ) 鋼管矢板	矢板壁延長	+矢板1枚幅 -0	打込記録、矢板打箇所在地盤高は、10枚に1枚。 矢板壁延長は施工中適宜及び打込完了時。 矢板法線に対する出入り及び矢板法線に対する傾斜は打設完了時、20枚に1枚及び計画法の変化点。 矢板法線方向の傾斜は施工中適宜及び打込完了時(両端部)。 矢板天端高は打込完了時及び20枚に1枚。 継手部離脱については全数。 測定単位 ・延長、法線に対する出入、法線方向の傾斜(施地) 天端高1cm ・法線に対する傾斜 法線方向の傾斜1/1000 ・矢板打箇所在地盤高 10cm		<ul style="list-style-type: none"> 打込記録及び管理表を作成して提出 測定結果を報告 (様式-5)	鋼管矢板の場合、矢板壁延長は「特仕」による。 港湾漁港工事に限る。
		法線に対する出入	(±) 100				
		傾斜	1/100以下				
		法線方向の傾斜	上下の差が矢板1枚幅未満 1/100以下				
		矢板壁天端高	(±) 100				
16	腹起し	取付基準高	(+) 50以下	<ul style="list-style-type: none"> 高さ・継手位置・ボルトの取付は取付完了時全数 (高さについては、両端継手毎) <ul style="list-style-type: none"> 矢板と腹起しの密着度は、タイロッド毎全数 (測定単位 高さ: 1cm)		<ul style="list-style-type: none"> 観察結果を報告及び管理表を作成して提出 	

出来形管理基準及び規格値 第10編 港湾編

番号	測定項目		規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	管理方法	備考	
	工種	項目						
17	タイ材	取付基準高	(+) 30以下	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ水平度矢板法線に対する取付角度、取付間隔は締付後両端全数 ・支保材の天端高は適宜 ・その他は全数 ・測定単位 高さ、水平度、矢板法線に対する取付角度、間隔		<ul style="list-style-type: none"> ・観察結果を報告及び管理表を作成して提出 		
		法線に対する取付角度	(±) 1度					<ul style="list-style-type: none"> ・ターンバックルのねじ込み長さ支保材天端高cm ・リングジョイントのコンクリートへの埋込み
		取付間隔	(±) 20					
18	コンクリートブロック製作 (異形ブロック除く)	巾	(+) 20 (-) 10	測定箇所は別図(ブロック製作測定箇所(例))を標準とし、型枠取外し後全数 (測定単位: 1 cm) 直立消波ブロックに使用するブロックは10個に1個以上測定		管理表を作成し提出する。 (様式-6)		
		高	(+) 20 (-) 10					
		長	(+) 20 (-) 10					
		壁厚	(±) 10					
19	本体ブロック据付	基準高	(±) 50	ブロック1個につき2ヶ所 延長については、法線上 (測定単位: 1 cm)		管理表を作成し提出する。		
		据付間隔 (L型セルラー等)	50以内					
		〃 (直立消波、方塊)	30以内					
		法線に対する出入	(±) 50					

出来形管理基準及び規格値 第10編 港湾編

番号	測定項目		規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	管理方法	備考
	工種	項目					
20	中詰	基準高 (砂、石材)	(±) 50	1室につき5ヶ所 (測定単位：1cm)		管理表を作成し提出する。 (様式-7)	
		〃 (コンクリート)	(±) 30				
21	蓋コンクリート	基準高	(±) 30	〃		〃	
22	上部コンクリート (防波堤)	基準高又は厚さ (天端巾10m以下)	(±) 20	基準高：4ヶ所/スパン以上 厚さ：4ヶ所/スパン以上 (パラペット頂部：2ヶ所/スパン以上) 幅：3ヶ所/スパン以上 法線に対する出入り： 2ヶ所/スパン以上 延長は法線上または監督員の指示による (測定単位：1cm)		測定表を作成し提出する。 (様式-8)	
		〃 (天端巾10m以上)	(+) 50 (-) 20				
		天端巾 (巾10m以下)	(±) 30				
		〃 (巾10m以上)	(+) 50 (-) 30				
		延長	規定以上				
		法線に対する出入	(±) 50				
		同 上 (岸壁)	基準高さ又は厚さ				
天端巾	(±) 20						
延長	規定以上						
法線に対する出入	(±) 30						

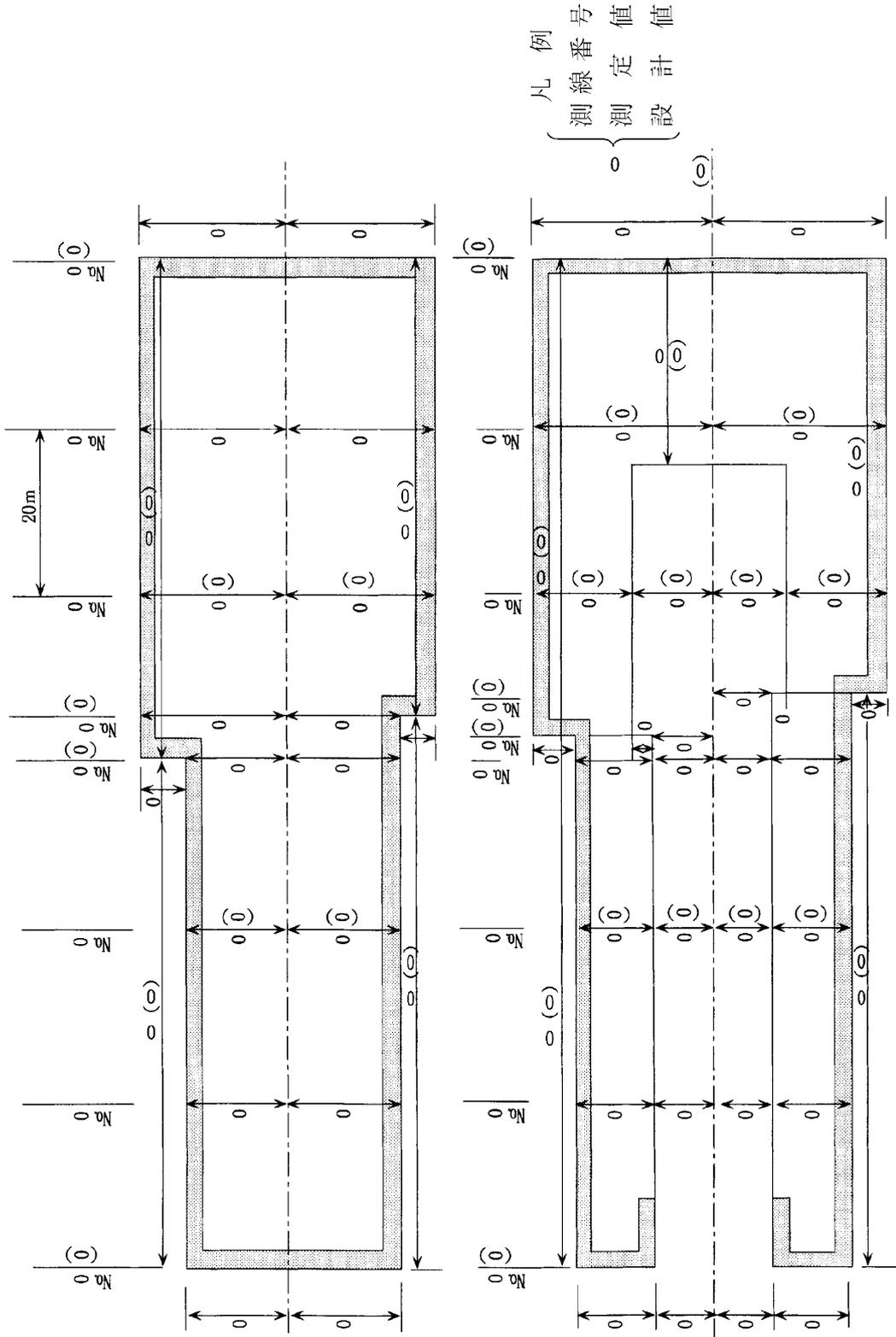
様式-2 洗掘防止マット出来形測定表

工事名 _____ 年 月 日

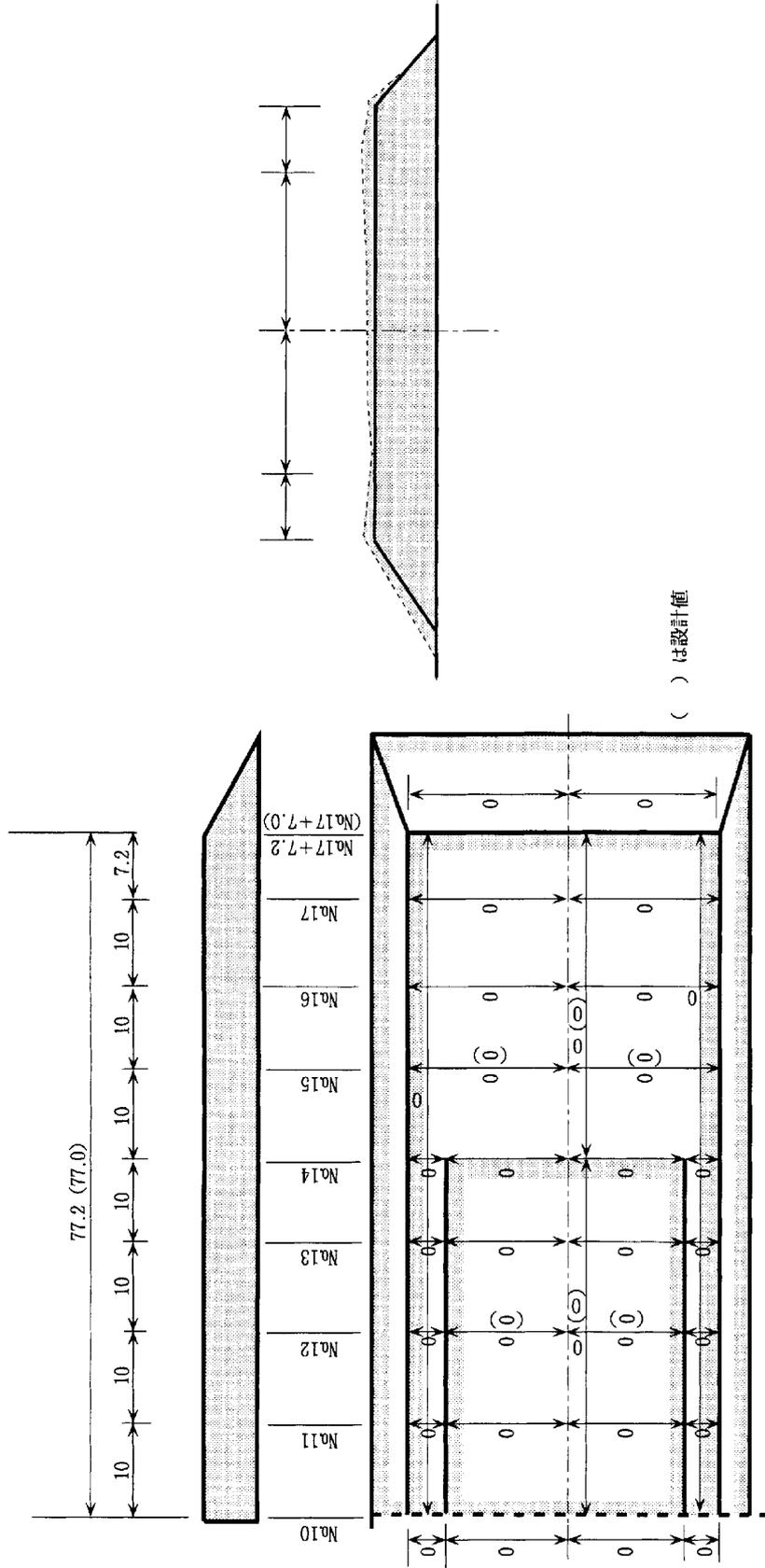
マットNo.	敷設位置	測定結果		略 図 (記入例)
		重ね幅	敷設幅延長	

注) 敷設位置はマットNo.設計測線と関連づけて記入、重ね幅の記入は監督員の指示による。
 延長は測定区間、マット区間、全長を関連づけて記入

出 来 形 平 面 图



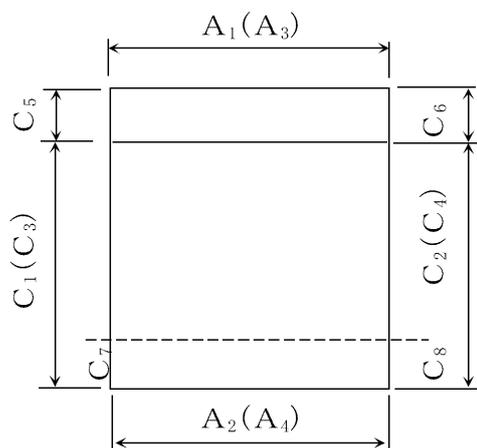
捨石均し出来形図



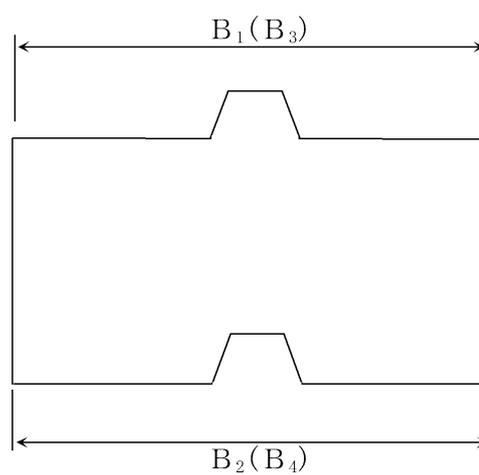
ブロック製作測定箇所 (例)

1 方塊

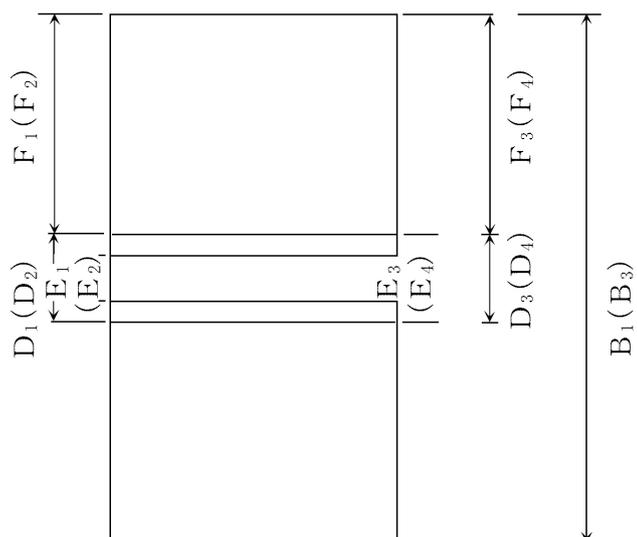
側面図



正面図

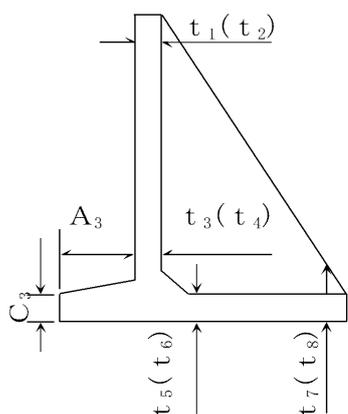


平面図

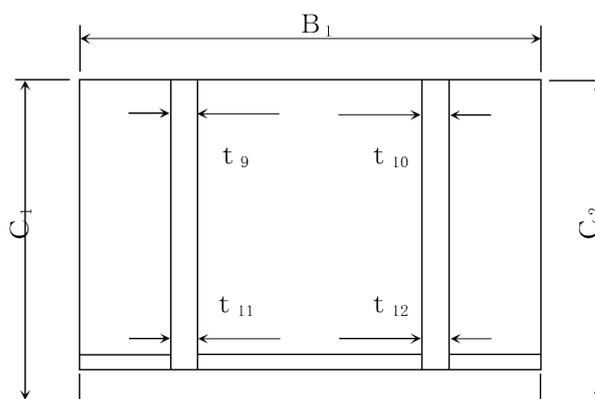


2 L型

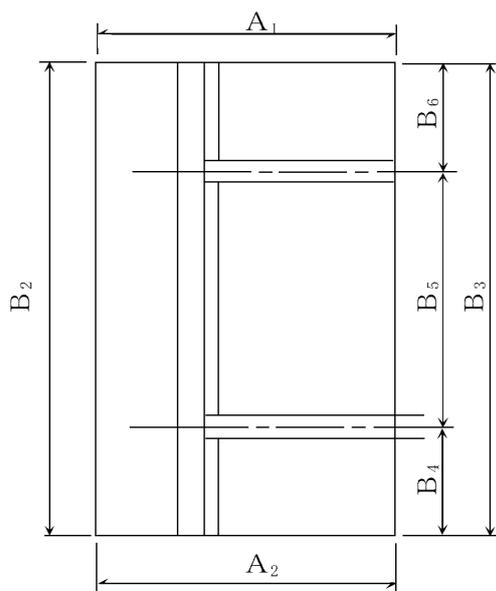
側面図



正面図

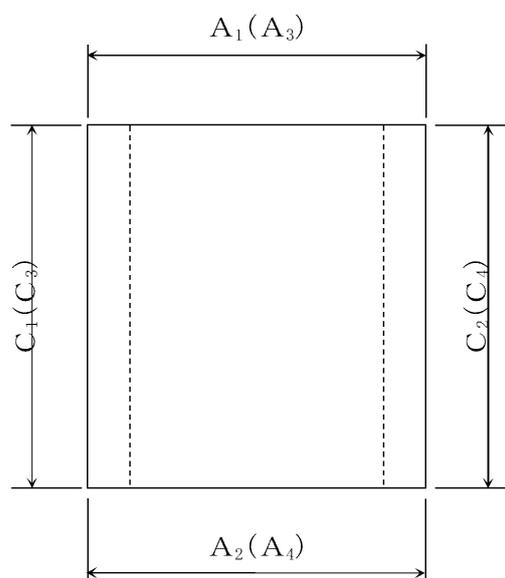


平面図

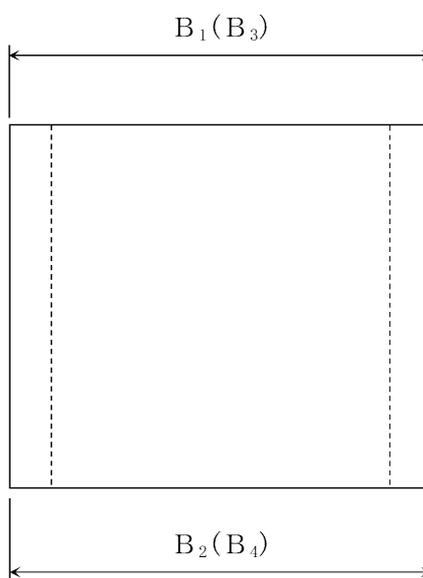


3 セルラー

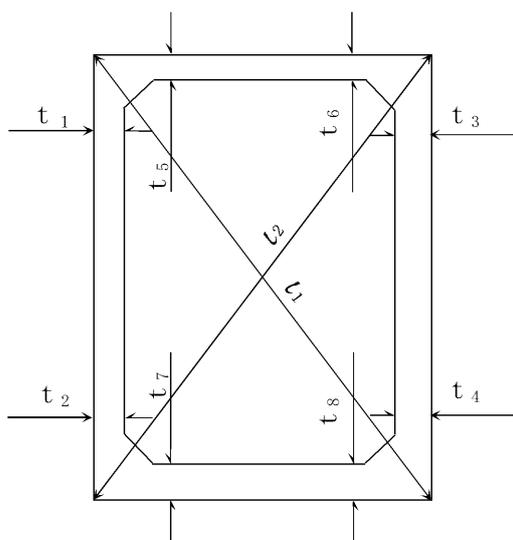
側面図



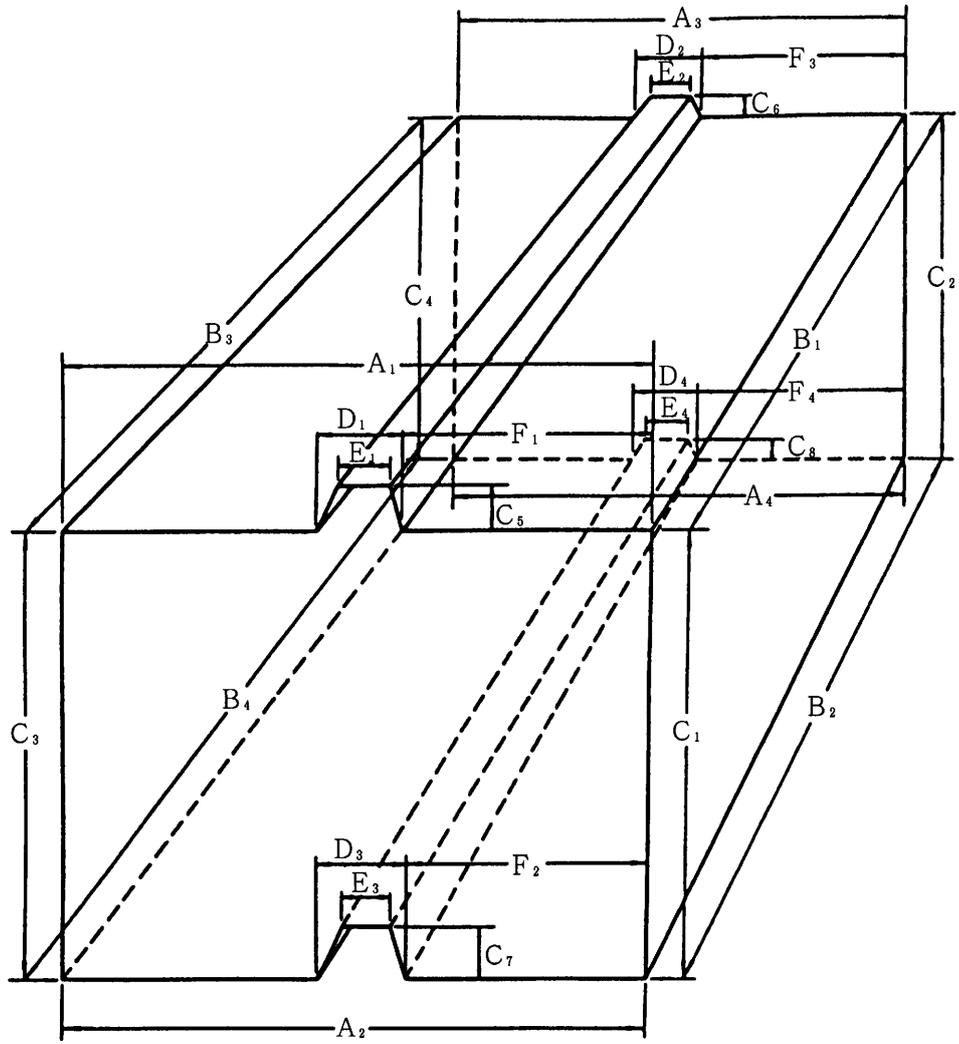
正面図



平面図



(方塊ブロック製作測定箇所 (例) 見取り図)



製作出来形管理表 (記入例)

工事名

製作番号	長さ		幅		高さ		その他の								備考
	B ₁	B ₃	A ₁	A ₃	C ₁	C ₃	C ₅	C ₇	D ₁	D ₃	E ₁	E ₃	F ₁	F ₃	
	B ₂	B ₄	A ₂	A ₄	C ₂	C ₄	C ₆	C ₈	D ₂	D ₄	E ₂	E ₄	F ₂	F ₄	
規定寸法	250.0	250.0	150.0	150.0	150.0	150.0	10.0	10.0	30.0	30.0	10.0	10.0	110.0	110.0	
	250.0	250.0	150.0	150.0	150.0	150.0	10.0	10.0	30.0	30.0	10.0	10.0	110.0	110.0	
No. 1	251.1	251.0	150.8	151.0	150.3	150.4	9.9	10.0	30.1	30.5	10.1	10.0	110.1	111.2	
	251.2	250.9	151.1	151.3	150.7	151.0	10.2	10.3	30.2	30.7	10.0	10.3	111.0	110.3	
No. 2															

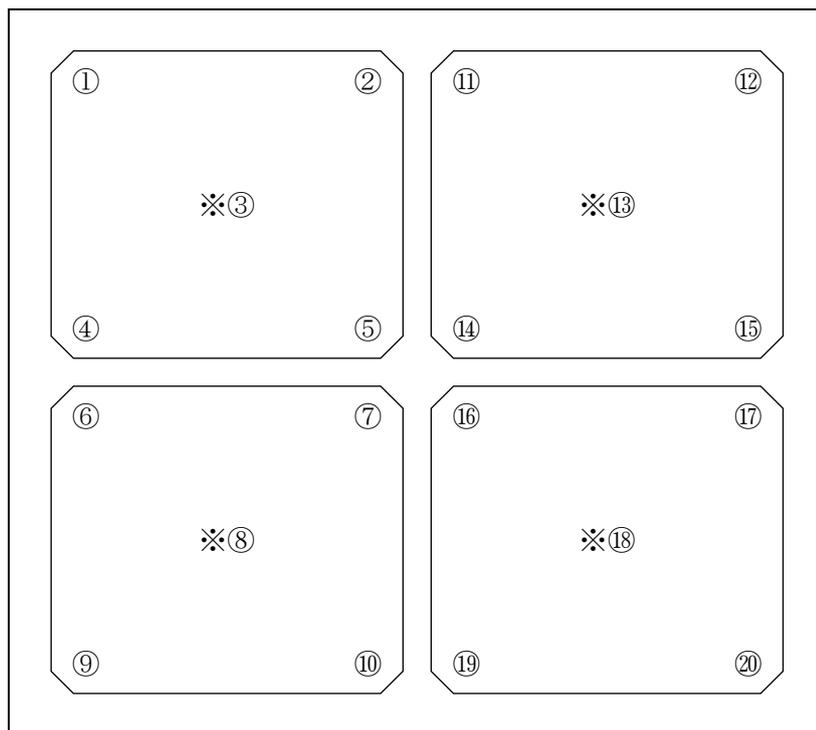
測定箇所は別図参照
単位はcm

様式-7

中詰・蓋コンクリート出来形管理表

工事名 _____

_____ 年 月 日



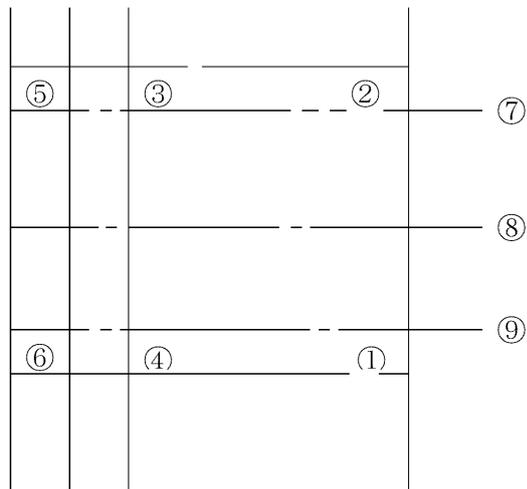
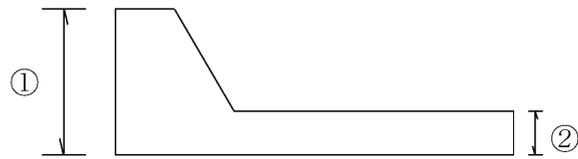
※プレキャストの場合は除く

ブロックNo. _____

項目 番号	ブロック天端 よりの値 Ⓐ	設 計 値		備 考
		Ⓐ	Ⓑ	
①				許容範囲±〇cm
②				
※③				
④				
⑤				
⑥				
⑦				
※⑧				
⑨				
⑩				
⑪				
⑫				
※⑬				
⑭				
⑮				
⑯				
※⑰				
⑱				
⑳				

略

図（記入例）



品質管理基準及び規格値

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他(JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部:石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○	
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他(リ)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210 (ポルトランドセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (リ)	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308 付属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による 確認 を行う。	○
				回収水の場合：JIS A 5308 付属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・ただし、その原水は上水道水及び上水道以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造 (プラント)	その他 (リ)	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により 確認 を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種*で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び 特記仕様書 で指定された工種)	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造(プラント)	その他(リ)	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、または、レディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種[*]で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、または、レディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</p>	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案) (平成16年3月8日事務連絡)」	<p>1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工してよい。</p> <p>2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。</p> <p>なお、「15kg/m³以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m³以内の値を観測することをいう。</p> <p>3) 配合設計±20kg/m³の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m³以内になるまで全運搬車の測定を行う。</p> <p>なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。</p>	2回/日 (午前1回、午後1回) 以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	<p>水中コンクリート、転圧コンクリート等の特殊なコンクリートを除き、1日当りコンクリートの種別ごとの使用量が100m³以上施工するコンクリート工を対象とする。</p> <p>「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」(平成16年3月 国土交通省)による。</p> <p>示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m³、40mmの場合は165kg/m³を基本とする。</p>	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満 : 許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下 : 許容差±2.5cm スランブ2.5cm : 許容差±1.0cm	<ul style="list-style-type: none"> 荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³～150m³ごとに1回[*]、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表1-2 施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。 	<p>小規模工種[*]で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合、50m³ごとに1回の試験を行う。</p> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</p>	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果(供試体3本の平均値)は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> 荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³～150m³ごとに1回[*]。 なお、供試体は打設場所で採取し、1回につき6個(σ700・3個、σ2800・3個)とする。 σ28 3個は公的機関等で強度試験 早強セメントは必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表1-2 施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。 	<p>小規模工種[*]で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合、50m³ごとに1回の試験を行う。</p> <p>圧縮強度試験は、均しコンクリートを除く</p> <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</p>	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回 [*] 、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、表1-2施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、または、レディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。	
			コンクリートの曲げ強度試験 (コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果(供試体3個の平均値)は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なお供試体は打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。 σ28 3個は公的機関等で強度試験		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
	その他	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
		施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない)とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領(案)で定める写真の提出で代替することができる。

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施する。 また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。 （ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	
		その他	配筋状態及びかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」による	同左	同左	〈対象構造物〉 対象構造物は、新設のコンクリート構造物のうち、橋梁上部工事、橋梁下部工事及び重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）を対象とする。	
			強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	〈対象構造物〉 新設のコンクリート構造物のうち、橋長30m以上の橋梁の、橋梁上部工事及び橋梁下部工を対象とする。 ※この強度測定を行う場合は、「テストハンマーによる強度推定調査」による強度測定調査を省略できる。	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工後試験	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	
2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> ・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり 等 ・ノギス等による計測（詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等 	<p>熱間押抜法以外の場合</p> <p>①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方またはいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方またはいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p> <p>熱間押抜法の場合</p> <p>①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害（著しい折れやボルトによる締め付け傷等）と認められる欠陥があつてはならない。</p>	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 SD490を圧接する場合、手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。 	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
2 ガス圧接	施工後試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> ・目視 <ul style="list-style-type: none"> 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり 等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) <ul style="list-style-type: none"> 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等 	<p>熱間押抜法以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方またはいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方またはいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があってはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視は全数実施する。 ・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。 	<p>熱間押抜法以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤は、再加熱して修正する。 ・⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。 	
					<p>熱間押抜法の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。 ④その他有害（著しい折れやボルトによる締め付け傷等）と認められる欠陥があってはならない。 		<p>熱間押抜法の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
2 ガス圧接	施工後試験	必須	超音波探傷検査	JIS Z 3062	・各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1ヶ所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、下記による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の 承諾 を得て、補強筋（ラップ長の2倍以上）を添えるか、圧接部を切り取って再圧接する。 ・圧接部を切り取って再圧接によって修正する場合には、修正後外観検査及び超音波探傷検査を行う。	
3 既製杭工	材料	必須	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。	設計図書 による。		○
	施工	必須	外観検査（鋼管杭）	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1016mm以下：許容値3mm以下 外径1016mmを超え2000mm以下：許容値4mm以下		・外径700mm未満：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 ・外径700mm以上1016mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。 ・外径1016mmを超え2000mm以下：上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	
			鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との 協議 により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。	※鋼矢板の溶接は、本試験項目を適用すると共に、目視検査を併用すること。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
3 既製杭工	施工	必須	鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること。	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)		
		その他	鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること。	原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。)	中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	
			鋼管杭・コンクリート杭(根固め)水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書 による。 又、 設計図書 に記載されていない場合は60%~70%(中掘り杭工法)、60%(プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
			鋼管杭・コンクリート杭(根固め)セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書 による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。尚、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm ²	
4 基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること。		中掘り杭工法(セメントミルク噴出攪拌方式)、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の 確認 は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値(オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値)の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
5 場所杭工	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による。		孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する。	
6 既製杭工 (中堀り杭工 コンクリート 打設方式)	施工	必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による。		泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する。	
7 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 E 001 [4]-68	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40cmより小さい場合は30%以上とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前	・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前 ・但し、鉄鋼スラグには適用しない。		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
7 下層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 E004 [4]-80	1.5%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前 ・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 	○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前 		○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前 ・再生クラッシュランに適用する。 		○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 G021 [4]-256 砂置換法（JIS A1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X_{10} 95%以上 X_6 96%以上 X_3 97%以上 歩道路盤及び路肩路盤 X_{10} 90%以上 X_6 90.5%以上 X_3 91%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上（歩道路盤及び路肩路盤を除く）を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X_{10}が規格値を満足するものとする。 ・10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X_3が規格値を満足するものとするが、X_3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X_6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 ・3,000㎡以下の場合は、1工事あたり3孔以上で測定する。※ ※施工箇所が点在する維持工事（指示票によるもの）は除く。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
7 下層路盤	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 G023 [4]-288		<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：随時 ・小規模工事：随時 ・全幅、全区間について実施する。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 ・歩道路盤、路肩路盤を除く 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
8 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 E 001 [4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材 含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前	・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。	○
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 E 001 [4]-68	修正CBR 80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前 ・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。		○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前 ・但し、鉄鋼スラグには適用しない。		○
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 E 002 [4]-73	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前 ・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。		○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 E 004 [4]-80	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前 ・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
8 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 E003 [4]-75	1. 2Mpa以上(14日)	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前 ・HMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 	○
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 A023 [2]-131	1. 50kg/L以上	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前 ・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整スラグに適用する。 		○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前 ・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 		○
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前 	○		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
8 上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 G021 [4]-256 砂置換法 (JIS A1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道路盤及び路肩路盤 X10 90%以上 X6 90.5%以上 X3 91%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上（歩道路盤及び路肩路盤を除く）を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。 ・ 10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 ・ 3,000㎡以下の場合は、1工事あたり3孔以上で測定する。* ※施工箇所が点在する維持工事（指示票によるもの）は除く。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・ 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 	
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 A003 [2]-16	2.36mmふるい：±15%以内	・ 中規模以上の工事：定期的または随時 (1回～2回/日)		
			粒度 (75μmフルイ)		75μmふるい：±6%以内	・ 中規模以上の工事：異常が認められたとき。		
			含水比試験	舗装調査・試験法便覧 F003 [4]-93 迅速試験方法によることができる	— (最適含水比と比較)	・ 中規模以上の工事：定期的または随時 (1回～2回/日)		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
8 上層路盤	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。		
9 アスファルト安定処理路盤	施工	その他	アスファルト舗装に準じる					
10 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 E 013 [4]-102	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98MPa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9MPa (アスファルト舗装)、2.0MPa (セメントコンクリート舗装)。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前 ・安定処理材に適用する。	・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000m ² 未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。	
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 E 001 [4]-68	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 F 005 [4]-167	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
10 セメント 安定処理路盤	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時 (1回～2回/日)	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 	
			粒度 (75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 G021 [4]-256 砂置換法 (JIS A1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X_{10} 95%以上 X_6 95.5%以上 X_3 96.5%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上（歩道路盤及び路肩路盤を除く）を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X_{10}が規格値を満足するものとする。 ・10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X_3が規格値を満足するものとするが、X_3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X_6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 ・3,000㎡以下の場合は、1工事あたり3孔以上で測定する。* ※施工箇所が点在する維持工事（指示票によるもの）は除く。		
その他	含水比試験	舗装調査・試験法便覧 F003 迅速試験方法によることができる	- (最適含水比と比較)	・中規模以上の工事：定期的または随時 (1回～2回/日)				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
10 セメント安定処理路盤	施工	その他	セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 G024, G025 [4]-293, [4]-297	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき（1～2回/日）	・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。	
11 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 A008 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
11 アスファルト舗装	材料	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前 ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 A016 [2]-83	50%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前 ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 		○
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 A013 [2]-74	3%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前 ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 		○
			フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 A014 [2]-78	1/4以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前 ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 		○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 A018 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前 		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
11 アスファルト舗装	材料	その他	製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前	・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000m ² 未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 碎石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
11 アスファルト舗装	材料	その他	軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト： 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト： 表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前	・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。	○
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト： 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト： 表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト： 表3.3.1 ・セミブローンアスファルト： 表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト： 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト： 表3.3.3 ・セミブローンアスファルト： 表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト： 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト： 表3.3.3 ・セミブローンアスファルト： 表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト： 表3.3.1	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
11 アスファルト舗装	材料	その他	密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前	・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。	○
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 A050 [2]-212	舗装施工便覧参照 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 A051 [2]-224	舗装施工便覧参照 ・改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 A057 [2]-289	舗装施工便覧参照 ・改質アスファルト：表3.3.3	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
	プラント	必須	粒度（2.36mmフルイ）	舗装調査・試験法便覧 A003 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
11 アスファルト舗装	プラント	必須	粒度 (75 μ mフルイ)	舗装調査・試験法便覧 A003 [2]-16	75 μ mふるい： \pm 5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000 m^2 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000 m^2 未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。	○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 G028 [4]-238	アスファルト量： \pm 0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数 または 抽出・ふるい分け試験 1～2回/日		○
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	JIS Z 8710	配合設計で決定した混合温度。	随時		○
	その他		水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 B008 [3]-218	基準密度の94%以上。 X_{10} 96%以上 X_6 96%以上 X_3 96.5%以上 歩道舗装 基準密度の90%以上。 X_{10} 90%以上 X_6 90.5%以上 X_3 91%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足するものとする。 ・10孔の測定値が得がたい場合は、3孔の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足するものとするが、 X_3 が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000 m^2 を超える場合は、10,000 m^2 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 ・3,000 m^2 以下の場合は、1工事あたり3孔以上で測定する。※ ※施工箇所が点在する維持工事（指示票によるもの）は除く。	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
11 アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 B008 [3]-218	アスファルト安定処理路盤基準密度の93%以上。 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 95.5%以上 X ₃ 96.5%以上	・歩道舗装においては、片側延長200m毎に1個コアを採取して測定。ただし車道にてコアを採取する場合は、車道コア採取位置の横断方向にて車道と同数採取。(1工事当たり3個以上)	・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。	
			温度測定（初転圧前）	JIS Z 8710	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	・測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。 ・同一配合の合材が100 t 未満のものは、1日2回（午前・午後）。	
			外観検査（混合物）	目視		随時		
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 S021 [1]-101	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
12 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	コンシステンシーVC試験	舗装調査・試験法便覧 B072-2 [3]-344 ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初		
			マーシャル突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%	当初		
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%	当初		
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初	含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが望ましい。		
		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回。			
	その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回/日。		○	
	骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回/日。		○		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
12 転圧コンクリート	材料(リ)	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時		○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下	工事開始前、材料の変更時	ホワイトベースに使用する場合： 40%以下	○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等）1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外（砂等）3.0%以下（ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下）	工事開始前、材料の変更時		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、材料の変更時	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書3による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
12 転圧コンクリート	材料 (リ)	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308 附属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水质が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による 確認 を行う。	○
			回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水质が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
12 転圧コンクリート	製造（プラント）（JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により 確認 を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
			連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
12 転圧コンクリート	製造 (プラント) (リ)	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
	施工	必須	コンシステンシーVC試験	舗装調査・試験法便覧 B072-2 [3]-290 ※いずれか1方法	修正VC値の±10秒	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			マーシャル突き固め試験		目標値の±1.5%	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			ランマー突き固め試験		目標値の±1.5%	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
12 転圧コンクリート	施工	必須	コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	<ul style="list-style-type: none"> 試験回数が7回以上（1回は3本以上の供試体の平均値）の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 試験回数が7回未満となる場合は、 <ul style="list-style-type: none"> ① 1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ② 3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上 	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回（材令28日）。 σ 28 3本は公的機関等で強度試験		
			温度測定（コンクリート）	JIS Z 8710		2回/日（午前・午後）以上		
			現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回（横断方向に3ヶ所）		
			コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-353		1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定		
13 グースアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験		JIS A 5001 表2参照	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、舗装施工面積が2,000m²未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m²未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。 	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
13 グラスアスファルト舗装	材料	必須	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前	・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。	○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 A008 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧3.3.17による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
	その他		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
13 グースアスファルト舗装	材料	その他	針入度試験	JIS K 2207	15～30 (1/10mm) ・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前	・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。	○
			軟化点試験	JIS K 2207	58～68℃ ・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
			伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25℃) ・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86～91% ・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上 ・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
13 グースアスファルト舗装	材料	その他	蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下 ・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前	・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。	○
			密度試験	JIS K 2207	1.07～1.13g/cm ³ ・規格値は、石油アスファルト（針入度20～40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
	プラント	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 C001 [3]-402	貫入量（40℃）目標値 表層：1～4mm 基層：1～6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			リュエル流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 C002 [3]-407	3～20秒（目標値）	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 B003 [3]-44	300以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○
		曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 B005 [3]-79	破断ひずみ（-10℃、50mm/min）8.0×10 ⁻³ 以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。		○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
13 グースア スファルト舗 装	プラ ント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 A003 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。	○
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 A003 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日		○
			アスファルト量抽出粒度 分析試験	舗装調査・試験法便覧 G028 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日		○
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	JIS Z 8710	アスファルト：220℃以下 石粉：常温～150℃	随時		○
	舗設現場	必須	温度測定 (初転圧前)	JIS Z 8710		随時	・測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回) ・同一配合の合材が100t未満のものは、1日2回 (午前・午後)。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
14 路床安定処理工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 F 031、F 032 [4]-227, [4]-230	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： 砂置換法JIS A 1214 最大粒径 $> 53\text{mm}$ ： 舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	設計図書による。	500 m^3 につき1回の割合で行う。但し、1,500 m^3 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
			または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位的面積は1,500 m^2 を標準とし、1日の施工面積が2,000 m^2 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500 m^2 未満:5点 ・500 m^2 以上1000 m^2 未満:10点 ・1000 m^2 以上2000 m^2 未満:15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、再転圧を行うものとする。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
14 路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを 確認 する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 G023 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書 による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
14 路床安定処理工	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 S046 [1]-284 (ハンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
15 表層安定処理工 (表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: 砂置換法 JIS A 1214 最大粒径>53mm: 舗装調査・試験法便覧[4]-185突砂法	設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。但し、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
			または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	【締固め度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満:5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満:10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、再転圧を行うものとする。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
15 表層安定処理工（表層混合処理）	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領（案）」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを 確認 する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 G023 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215			各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
		現場CBR試験	JIS A1222	設計図書 による。		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書 による。		500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
15 表層安定処理工（表層混合処理）	施工	その他	たわみ量	舗装調査・試験法便覧 S046 [2]-16 (ハンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。		
16 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である	
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である	
	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	ボーリング等により供試体を採取する。 改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してよい。	
			土の一軸圧縮試験（改良体の強度）	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してよい。	
17 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回（午前・午後）/日		
			モルタルのフロー値試験	JSCE-F 521-2018	10～18秒 Pロート（グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる）	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適性試験（多サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験（1サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
17 アンカー工	施工	その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		<ul style="list-style-type: none"> ・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	
18 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			外観検査 (ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。		○
	その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	設計図書による。			
施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm：砂置換法 JIS A 1214 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-256突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。または、設計図書による。	500m ³ につき1回の割合で行う。但し、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上 		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
18 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JISA 1210）C・D・E法）。または、 設計図書 による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満:5点 ・500㎡以上1000㎡未満:10点 ・1000㎡以上2000㎡未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と 協議 の上で、（再）転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 （締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
				または、「TS・GNS Sを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを 確認 する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
19 吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他(「JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 碎石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
19 吹付工	材料	その他 (リ)	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142 「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
19 吹付工	材料	その他 (リ)	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308 附属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による 確認 を行う。	○
			回収水の場合：JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	
	製造 コンクリート(プラント)を使用する場合は除く	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により 確認 を行う。 ・急結剤は適用外	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
19 吹付工	製造 (プラント) (R)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種[※]で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種） 	○
			連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	○			
	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種[※]で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2023, 503-2023）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物は、省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種） 	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
19 吹付工	施工	その他	スランブ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回 [※] 、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書表1-2施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。	・小規模工種 [※] で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F561-2023	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、供試体は現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。 σ28 3本は公的機関等で強度試験	・小規模工種 [※] で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
		その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回 [※] 、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書表1-2施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。	・小規模工種 [※] で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
20 現場吹付 法砕工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他(J I S マーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS 5308「モルタルの圧縮強度による砂の試験」付属書3による。	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
20 現場吹付 法砕工	材料	その他 (リ)	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308 付属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水质が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による 確認 を行う。	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
20 現場吹付 法枠工	材料	その他 (リ)	練混ぜ水の水质試験	回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
			製造 (JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
		その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上。	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び 特記仕様書 で指定された工種）	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
20 現場吹付 法枠工	製造 (//)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の 差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種 [※] で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び 特記仕様書 で指定された工種)	○
		施工 その他	スランブ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回 [※] 、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表1-2 施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。	・小規模工種 [※] で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び 特記仕様書 で指定された工種)	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 土木学会規準JSCE-F 561-2023	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、供試体は現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。 σ28 3本は公的機関等で強度試験	・参考値：18N/mm ² 以上(材令28日) ・小規模工種 [※] で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
20 現場吹付 法枠工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種[※]で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合、50m³ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	<ul style="list-style-type: none"> ・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³～150m³ごとに1回[※]、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表1-2 施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種[※]で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m³以上の場合、50m³ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランブ試験の項目を参照	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
20 現場吹付 法砕工	施工	その他	ロックボルトの引抜き試験	資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
21 河川・海 岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
21 河川・海岸土工	材料	その他	土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径 $> 53\text{mm}$ ： 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	【河川土工】 最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（ $25\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$ ）】 空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土（ $50\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分）】 飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または、設計図書による。 【海岸土工】 最大乾燥密度の85%以上。または、設計図書に示された値。	築堤は、 $1,000\text{m}^3$ に1回の割合、または堤体延長 20m に3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	【河川土工】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（ $25\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$ ）】 空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土（ $50\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分）】 飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または設計図書による 【海岸土工】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 または設計図書による	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は $1,500\text{m}^2$ を標準とし、1日の施工面積が $2,000\text{m}^2$ 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・ 500m^2 未満:5点 ・ 500m^2 以上 1000m^2 未満:10点 ・ 1000m^2 以上 2000m^2 未満:15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、再転圧を行うものとする。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
21 河川・海岸土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを 確認 する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書 による。	含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。	
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 S004 [1]-273	設計図書 による。	トラフィカビリティが悪いとき。	確認試験である。	
22 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書 による。	当初及び土質の変化時。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
22 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径 $> 53\text{mm}$ ： 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。又は 設計図書 に示された値。	1,000 m^3 に1回の割合、または 設計図書 による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と 協議 の上で、（再）転圧を行うものとする。	
			または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	【締固め度による管理】 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 又は、 設計図書 による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500 m^2 を標準とし、1日の施工面積が2,000 m^2 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500 m^2 未満:5点 ・500 m^2 以上1000 m^2 未満:10点 ・1000 m^2 以上2000 m^2 未満:15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と 協議 の上で、（再）転圧を行うものとする。		
			「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを 確認 する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
23 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時（材料が岩砕の場合は除く）。 但し、法面、路肩部の土量は除く。		
			CBR試験 （路床）	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。 （材料が岩砕の場合は除く）		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
23 道路土工	材料	その他	土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径 $> 53\text{mm}$ ： 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JISA 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ 。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 8\%$ ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、 $1,000\text{m}^3$ につき1回の割合で行う。但し、 $3,000\text{m}^3$ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、 500m^3 につき1回の割合で行う。但し、 $1,500\text{m}^3$ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認				
23 道路土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	<p>【砂質土】</p> <ul style="list-style-type: none"> 路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A1210）C・D・E法）。 <p>【粘性土】</p> <ul style="list-style-type: none"> 路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。または、設計図書による。 	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と 協議 の上で、再転圧を行うものとする。					
									または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを 確認 する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	
									ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 G023 [4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。					
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書 による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。						

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
23 道路土工	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。		
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 S044 [1]-273	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例) トラフィカビリティが悪い時		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 S046 [1]-284 (ハンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		
24 捨石工	材料	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。 公的機関等において試験。	・500m ³ 以下は監督員の承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石 : 約2.7~2.5g/cm ³ ・準硬石 : 約2.5~2g/cm ³ ・軟石 : 約2g/cm ³ 未満	○
			岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。 公的機関等において試験。	・500m ³ 以下は監督員の承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石 : 5%未満 ・準硬石 : 5%以上15%未満 ・軟石 : 15%以上	○
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。 公的機関等において試験。	・500m ³ 以下は監督員の承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石 : 4903N/cm ² 以上 ・準硬石 : 980.66N/cm ² 以上 4903N/cm ² 未満 ・軟石 : 980.66N/cm ² 未満	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
24 捨石工	材料	その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m ³ につき1回の割合で行う。 但し、5,000m ³ 以下のものは1工事2回実施する。	500m ³ 以下は監督員の 承諾 を得て省略できる。	○
25 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
25 覆工コンクリート (NATM)	材料 (リ)	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
25 覆工コンクリート (NATM)	材料 (Ⅱ)	その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308 附属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による 確認 を行う。	○
			回収水の場合：JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	
	製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前及び工事中1回/6ヶ月以上。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により 確認 を行う。	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
25 覆工コンクリート (NATM)	製造 (プラント)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○
			連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
25 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回 [*] 、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については標準仕様書 表1-2 施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。		
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案) (平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。 「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」(平成16年3月 国土交通省)による。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
25 覆工コンクリート (NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果(供試体3個の平均値)は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	・荷卸し時または、工場出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、重要構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回*、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 なお、供試体は打設場所で採取し、1回につき6個(σ7...3個、σ28...3個)とする。 σ28 3個は公的機関等で強度試験 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表1-2 施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。		
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回*、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表1-2 施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と協議し試験頻度を定めること。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
25 覆工コンクリート (NATM)	施工	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 品質に異常が認められた場合に行う。		
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	目地間（ただし100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は、300m程度に1ヶ所）で行う。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が所定の強度が得られなかった場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	
			その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度が得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。
26 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
26 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験法」による。	○

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
26 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他 (リ)	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
26 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他 (リ)	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308 附属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による 確認 を行う。	○
			回収水の場合：JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	
	製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により 確認 を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
26 吹付けコンクリー (NATM)	製造 (プラント) (リ)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502- 2013	コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の 差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上。	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023)または 設計図書 の規定により行う。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
26 吹付けコンクリート (NATM)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE-F 561-1999-2023	1回の試験結果(供試体3個の平均値)は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日, 28日 (2×3=6供試体) なお、供試体は現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6個(σ7…3個、σ28…3個、)とする。 σ28 3個は公的機関等で強度試験	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023)または 設計図書 の規定により行う。	
			吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G561-2010)	1日強度で5N/mm ² 以上	トンネル施工長40mごとに1回		
	その他	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満 : 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下 : 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回*、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表1-2 施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と 協議 し試験頻度を定めること。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023)または 設計図書 の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回*、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 ※構造物の重要度等に応じて実施する試験については、標準仕様書 表1-2 施工状況把握一覧表に示す工種を参考として、監督員と 協議 し試験頻度を定めること。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書 による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
27 ロックボルト (NATM)	材料	その他	外観検査 (ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書 による。	材質は製造会社の試験による。		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
27 ロックボルト(NATM)	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中または必要の都度 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			ロックボルトの引抜き試験	資料「ロックボルトの引抜き試験」	設計図書による。	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。		
28 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装試調査・試験法便覧 E 001 [4]-68	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前	・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。	
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.8路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による。	当初及び材料の変化時		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び材料の変化時		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
28 路上再生路盤工	材料	必須	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI : 9以下	当初及び材料の変化時			
		その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 G021 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。 ・ 10孔の測定値が得がたい場合は、3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 ・ 3,000㎡以下の場合は、1工事あたり3孔以上で測定する。※ ※施工箇所が点在する維持工事（指示票によるもの）は除く。			
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 E031 [4]-133	設計図書 による。	当初及び材料の変化時			
			CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 G032 [4]-135	設計図書 による。	当初及び材料の変化時	当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書 による。	1～2回/日			

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
29 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 B008 [3]-218		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 G027 [4]-309		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 G028 [4]-318		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 A003 [2]-16		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	「アスファルト舗装」に準じる。	当初及び材料の変化時		○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 G021 [3]-218	基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上	・ 締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。 ・ 10孔の測定値が得がたい場合は、3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 ・ 3,000㎡以下の場合は、1工事あたり3孔以上で測定する。※ ※施工箇所が点在する維持工事（指示票によるもの）は除く。	空隙率による管理でもよい。	
		温度測定	温度計による	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）		

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
29 路上表層再生工	施工	必須	かきほぐし深さ	舗装再生便覧 付録-8	-0.7cm以内	1,000m ² 毎		
		その他	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 A003 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
		その他	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 A003 [2]-16	75μmふるい：±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
		その他	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 G028 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。	
30 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前	・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000m ² 未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。	○
		必須	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ (SS) 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
		必須	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
		必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 A008 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
		必須	フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
30 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前	・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。	○
		その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 A016 [2]-83	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 A018 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS）：30%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
			針入度試験	JIS K 2207	40(1/10mm)以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
30 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	その他	軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前	・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。	○
			伸度試験	JIS K 2207	50cm以上 (15℃)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
			薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
			薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 A057 [2]-289	タフネス：20N・m	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○
			密度試験	JIS K 2207		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
30 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 A003 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。	○
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 A003 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日		○
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 G028 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日		○
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○
		その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験方法便覧 [3]-65	設計図書 による。	設計図書 による。	アスファルト混合物の耐剥離性の 確認	○
		ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 B003 [3]-44	設計図書 による。	設計図書 による。	アスファルト混合物の耐流動性の 確認	○	
		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 B002 [3]-18	設計図書 による。	設計図書 による。	アスファルト混合物の耐磨耗性の 確認	○	
		カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧 B010 [3]-110	設計図書 による。	設計図書 による。	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の 確認	○	

品質管理基準及び規格値

工 種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
30 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	温度測定（初転圧前）	温度計による		随時	・測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回） ・同一配合の合材が100t未満のものは、1日2回（午前・午後）。	
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧 S 025 [1]-154	X ₁₀ 1000mL/15sec以上 X ₁₀ 300mL/15sec以上（歩道箇所）	1,000m ² ごと。		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 B 008 [3]-224	基準密度の94%以上。 X ₁₀ 96%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 96.5%以上 歩道箇所 基準密度の90%以上。 X ₁₀ 90%以上 X ₆ 90.5%以上 X ₃ 91%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足するものとする。 ・10孔の測定値が得がたい場合は、3孔の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足するものとするが、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 ・3,000m ² 以下の場合は、1工事当たり3孔以上で測定する。＊ ＊施工箇所が点在する維持工事（指示票によるもの）は除く。 ・歩道舗装においては、片側延長200m毎に1個コアを採取して測定。ただし車道にてコアを採取する場合は、車道コア採取位置の横断方向にて車道と同数採取。（1工事当たり3個以上）。	・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000m ² 未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。	
			外観検査（混合物）	目視		随時		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
31 簡易舗装工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 E001 [4]-5	下層路盤：10%以上 上層路盤：60%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前	・中規模以上の工事とは、舗装施工面積が2,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、舗装施工面積が2,000㎡未満あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t未満の場合が該当する。	○	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「簡易舗装要綱」3-3による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	下層路盤 PI：9以下 上層路盤 PI：4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○	
			一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 E013 [4]-38	上層路盤 セメント安定処理： 一軸圧縮強さ [7日間] 2.45N/mm ² (25kgf/cm ²) 以上。 石灰安定処理： 一軸圧縮強さ [10日間] 0.69N/mm ² (7kgf/cm ²) 以上。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模工事：施工前		○	
			アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる	「アスファルト舗装」に準じる	当初及び材料の変化時		加熱アスファルト混合物を使用する場合	○
			カットバックアスファルト	ASTM D 2027, 2028	ASTM D 2027, 2028カットバックアスファルト規格	当初及び材料の変化時		カットバックアスファルトを使用する場合	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 B008 [3]-91	路盤：基準密度の93%以上 表層：基準密度の94%以上	1,000㎡に1個または随時			
			粒度 (2.36mmフルイ)	路盤：JIS A 1102 表層：舗装調査・試験法便覧 A003 [2]-14	路盤： 2.36mmふるい：±15%以内 表層： 2.36mmふるい：±12%以内	路盤：1,000㎡に1～2回または随時 表層：1～2回/日または随時。			
			粒度 (75μmフルイ)	路盤：JIS A 1102 表層：舗装調査・試験法便覧 A003 [2]-14	路盤： 75μmふるい：±6%以内 表層： 75μmふるい：±4.5%以内	路盤：1,000㎡に1～2回または随時 表層：1～2回/日または随時。			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
31 簡易舗装工	施工	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 G028 [4]-238	アスファルト量（表層）：±1.5%	1～2回/日または随時。	瀝青安定処理, 表層に適用する。	
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 G023 [4]-210		全面	<ul style="list-style-type: none"> 下層路盤、マカダム及び浸透式マカダム路盤に適用する。 但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 	
			温度測定（敷きならし）	JIS Z 8710	120℃以上	随時	<ul style="list-style-type: none"> 瀝青安定処理, 表層に適用する。 測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回） 	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	随時	下層路盤、粒度調整路盤に適用する。	
32 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大の表面の粗さ 50 μ m Ry以下 二次部材の最大表面粗さ 100 μ m以下（ただし、切削による場合は50 μ m以下）		最大表面粗さとは、JIS B 0601(2013)に規定する最大高さ粗さRzとする。	
			ノッチ深さ	目視計測	主要部材：ノッチがあってはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
32 ガス切断工	施工	必須	上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
		その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
			ベベル精度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
			真直度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
33 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	<ul style="list-style-type: none"> ・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 	○
			型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		○
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれの3個の平均値）。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3		○
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：1		<ul style="list-style-type: none"> ・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
33 溶接工	施工	必須	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20.8.6外部きず検査 20.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	(非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	○	
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は235N/mm ² 以上、引張強さは400～550N/mm ² 、のびは20%以上とする。ただし、溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	○	
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	○	
			突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。 ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状のきずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部はJIS Z 3104付属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す2種類以上とする。 ・圧縮力を受ける溶接部は、JIS Z3104付属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す3種類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験(手探傷)の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。 なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
33 溶接工	施工	必須	外観検査（割れ）	目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	
			外観形状検査（ビード表面のピット）	目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にピットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容するものとする。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合、3個を1個として計算するものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（ビード表面の凹凸）	目視及びノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。			
			外観形状検査（アンダーカット）	目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査の規定による。		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たす上でアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない、継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。	
			外観検査（オーバーラップ）	目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		
			外観形状検査（すみ肉溶接サイズ）	目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認めるものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
33 溶接工	施工	必須	外観形状検査（余盛高さ）	目視及びノギス等による計測	設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくて良い。余盛り高さが以下に示す値を超える場合は、ビード計上、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B<15 : h≤3 15≤B<25 : h≤4 25≤B : h≤(4/25)・B			
			外観形状検査（アークスタッド）	目視及びノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）を超えてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
		その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	
34 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観・規格（主部材・付属部材）	現物照合、帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること、規格、品質がミルシートで確認できること。		○
			機械試験（JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材）	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督員と協議のうえ選定する。	
			外観検査（JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な付属部材）	目視及び計測	JISによる	JISによる		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
35 中層混合処理 ※場合に適用。混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書 による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
			土の湿潤密度試験	JIS A 1225				
			テーブルフロー試験	JIS R 5201				
			土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216				
		その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書 による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
			土の粒度試験	JIS A 1204				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
	土の圧密試験		JIS A 1217					
	土懸濁液のpH試験	JGS 0211	有機質土の場合は必要に応じて実施する					
	土の強熱減量試験	JGS 0221						
	施工	必須	深度方向の品質確認（均質性）	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1回の割合で行う。試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の 指示 による。	1. 実施頻度は、監督員との 協議 による。 2. ボーリング等により供試体を採取する。	
			土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1回の割合で行う。試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の 指示 による。	実施頻度は、監督員との 協議 による。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
36 鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査 (芯材・ナット・プレート等)	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時		○
			定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9～22秒	施工開始前1回及び定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
			圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回及び施工日ごと1回(3本/回)	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
		その他	外観検査 (芯材・ナット・プレート等)	目視 寸法計測	設計図書による。	材料入荷時		
	施工	必須	引抜き試験 (受入れ試験)	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。		
		その他	引抜き試験 (適合性試験)	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。		

3.7 鋼材等

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) 鋼矢板 (鋼矢板*) (鋼管矢板)	化学成分、機械的性質	JISに適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書) により 確認	JIS A 5523 JIS A 5528	搬入時、ロット毎	試験成績表 (検査証明書) を 提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	JIS A 5523 JIS A 5528	搬入時、全数		
	形状寸法	JIS及び特の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書) により 確認	JIS A 5523 JIS A 5528	搬入時	試験成績表 (検査証明書) を 提出	
	化学成分、機械的性質	JISに適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書) により 確認	JIS A 5530	搬入時、ロット毎	試験成績表 (検査証明書) を 提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	JIS A 5530	搬入時、全数		
	形状寸法	JIS及び特の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書) により 確認	JIS A 5530	搬入時	試験成績表 (検査証明書) を 提出	工場出荷時の測定表を含む。
2) 鋼 杭 (鋼管杭)	本体・付属品の化学成分、機械的性質	JISに適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書) により 確認	JIS A 5525	搬入時、ロット毎	試験成績表 (検査証明書) を 提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	JIS A 5525	搬入時、全数		

※鋼矢板の溶接は、「3 既製杭工」による。

⊕：図面及び特記仕様書

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
2) 鋼 杭 (鋼管杭) (H形鋼杭)	形状寸法	JIS及び(特)の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により 確認	JIS A 5525	搬入時	試験成績表(検査証明書)を 提出	工場出荷時の測定表を含む。
	化学成分、機械的性質	JISに適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により 確認	JIS A 5526	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を 提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	JIS A 5526	搬入時、全数		
	形状寸法	JIS及び(特)の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により 確認	JIS A 5526	搬入時	試験成績表(検査証明書)を 提出	
3) 鋼板、形鋼等	化学成分、機械的性質	JISに適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により 確認	JIS G 3101	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を 提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	JIS G 3101	搬入時、全数または結 束毎		
	形状寸法	JIS及び(特)の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により 確認	JIS G 3192 JIS G 3193 JIS G 3194	搬入時	試験成績表(検査証明書)を 提出	
4) 棒 鋼 (普通棒鋼)	化学成分、機械的性質	JISに適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により 確認	JIS G 3112 JIS G 3101 JIS G 3117	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明書)を 提出	
			JIS G 3112またはJIS G 3101 公的機関の試験成績表により 確認	JIS G 3112 JIS G 3101 JIS G 3117			

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考	
4) 棒 鋼 (普通棒鋼)	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	JIS G 3112 JIS G 3101	搬入時、全数または結 束毎			
	(異形棒鋼)	形状寸法	JIS及び特の形状寸法 に適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書)により 確認	JIS G 3191 JIS G 3117	搬入時	試験成績表(検査証明 書)を 提出	
		化学成分、機械的性質	JISに適合しているこ と。	製造工場の試験成績表 (検査証明書)により 確認	JIS G 3112	搬入時、ロット毎	試験成績表(検査証明 書)を 提出	
					JIS G 3112 公的機 関の試験成績表により 確認	JIS G 3112 JIS G 3117		試験成績表を 提出
		外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	JIS G 3112 JIS G 3117	搬入時、全数または結 束毎		
	形状寸法	JIS及び特の形状寸法 に適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書)により 確認	JIS G 3191 JIS G 3117	搬入時	試験成績表(検査証明 書)を 提出		
5) タイ材 タイロッド	本体、付属品の化学成 分、機械的性質	(一般構造用圧延鋼材 の場合) JISに適合しているこ と。	製造工場の試験成績表 により 確認	JIS G 3101	ロット毎	試験成績表(検査証明 書)を 提出		
		(高張力鋼材の場合) 機械的性質は第10編第 6章第1節に、化学成分 は特及び承諾した規格 に適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書)により 確認	機械的性質は標準仕様 書 第10編第6章 表6- 1、化学成分は特及び 承諾した規格	ロット毎	試験成績表(検査証明 書)を 提出		

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
5)タイ材 タイロッド	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異状が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	特の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により 確認	監督員が 承諾 した図面	搬入時	試験成績表（検査証明書）を 提出	
	組立引張試験	特に適合していること。	特による。	特による。	特による。	試験成績表を 提出	
5)タイ材 タイワイヤー	本体、付属品の化学成分、機械的性質	JISに適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により 確認	JIS G 3502 JIS G 3536 JIS G 3506 JIS G 3521	ロット毎	試験成績表（検査証明書）を 提出	
	被覆材	特の規格に適合していること。	製造工場の試験成績表により 確認	JIS K 6922-2	ロット毎	試験成績表を 提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異状が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	特の形状寸法に適合していること。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により 確認	監督員が 承諾 した図面	搬入時	試験成績表（検査証明書）を 提出	
	組立品引張試験	特に適合していること。	特による。	特による。	特による。	試験成績表を 提出	
6)係船柱	本体、付属品の化学成分、機械的性質	JISの規定による。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により 確認	標準仕様書 第10編第10章 表10-1	1 溶解毎	試験成績表（検査証明書）を 提出	
	外観	有害な傷、変形等がないこと。	観察	異状が認められないこと。	搬入時、全数		
	形状寸法	特の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により 確認	標準仕様書 第10編第10章図10-1～3及び表10-2～5	搬入前、全数	工場の測定表を 提出	

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
7)車止め (縁金物を含む)	本体、被覆材、付属品の化学成分、機械的性質	JISの規定による。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により 確認	標準仕様書 第10編第10章表10-9	搬入前	試験成績表(検査証明書)を 提出	
	外観	使用上有害な反り、溶接部の不良箇所等がないこと。	観察	異状が認められないこと。	搬入時適宜		
	形状寸法	特)の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により 確認	特)による。	搬入前、全数	工場の測定表を 提出	
8)電気防食陽極	陽極の種類 化学成分	承諾 した品質に適合していること。	製造工場の試験成績表(検査証明書)により 確認	監督員が 承諾 した図面	搬入前	試験成績表(検査証明書)を 提出	
	形状寸法	承諾図等の形状寸法に適合していること。	製造工場の測定結果表により 確認	監督員が 承諾 した図面 各陽極の形状寸法の許容範囲±5%以内とする。	搬入前、全数	工場の測定表を 提出	
	質量	承諾した品質に適合していること。	製造工場の測定結果表により 確認 計量器により測定	各陽極の質量の許容範囲は±2%以内とし取付総質量は陽極1個の標準質量の和を下回ってはならない。ただし、陽極1個の標準質量が30kg未満の陽極質量の許容範囲は±4%の範囲とする。	搬入前、全数 搬入時、適宜	工場の測定表を 提出	

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
8) 電気防食陽極	陽極性能	陽極電位 (閉路電位)	製造工場の試験成績表 により 確認	-1,050mV以下 (vs 飽和甘こう電極 (SCE))	搬入前	試験成績表を 提出	
		発生電気量	製造工場の試験成績表 により 確認	2600A・h/kg以上	搬入前	試験成績表を 提出	
9) コンクリート杭 10) コンクリート矢板	外観	有害な傷がないこと。	観察	JIS A 5372 JIS A 5373	搬入時、全数		曲げ強さは試験成績 表(検査証明書)で 確認 する。
	形状寸法	JIS及び特の形状寸法 に適合していること。	製造工場の試験成績表 (検査証明書)により 確認	JIS A 5361 JIS A 5363 JIS A 5365		試験成績表(検査証明 書)を 提出	

3.8 石材等

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考	
1) 置換材 (砂)	材質	外観	観察	異物の混入のないこと。	施工中適宜			
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	標準仕様書 第10編第3章図3-1	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出		
		シルト以下の細粒含有率	(特)による。	(特)による。	(特)による。	試験成績表を提出		
(割石)							5) 捨石材を適用する。	
2) 敷砂材 (砂)	材質	外観	観察	異物の混入のないこと。	施工中適宜			
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	標準仕様書 第10編第3章図3-1	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出		
		シルト以下の細粒含有率	(特)による。	(特)による。	(特)による。	試験成績表を提出		
3) 改良杭材 (砂)	材質	外観	観察	異物の混入のないこと。	施工中適宜			
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	(特)による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出		
		シルト以下の細粒含有率	(特)による。	(特)による。	(特)による。	試験成績表を提出		
	(碎石)	材質	外観	観察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
			粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	(特)による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
3)改良杭材 (碎石)	材質	比重	JIS A 1110	特による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
		吸水量	JIS A 1110	特による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
	(ドレーン材)	材質	特による。	特による。	特による。	搬入時	試験成績表を提出
4) 載荷材 (砂)	材質	外観	観察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
		種類、品質及び粒度	JIS A 1102 JIS A 1204	特又はJISの規定による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
		単位体積重量	特による。	特による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。
5) 捨石材 (基礎捨石)	材質	外観	観察	標準仕様書 第10編第5章第1節による	施工中適宜		
		石の種類	観察	特による。	施工中適宜		
		比重	JIS A 5006	特による。	産地毎に1回	試験成績表を提出	石質の変化がない場合は1年以内の試験成績表とする。
		規定外質量の比率	観察	特及びJIS A 5006による。	施工中適宜		
(被覆捨石及び根固石)							5) 捨石材(基礎捨石)を適用する。
6) 裏埋材 (裏埋石)	材質						5) 捨石材(基礎捨石)を適用する。

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
7) 中埋材 (砂)	材質	種類	観察	(特)による。	施工中適宜		
		外観	観察	異物の混入のないこと。	施工中適宜		
		最大粒径	観察	(特)による。	施工中適宜		
		単位体積重量	観察	(特)による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	湿潤又は飽和状態の材料について単位体積重量を確認する。
(中詰石)						5) 捨石材(基礎捨石)を適用する。	
8) 裏埋材 (土砂)	材質	種類	観察	(特)による。	施工中適宜		
		品質	(特)による。	(特)による。	搬入前、採取地毎に1回	試験成績表を提出	
(割石)						5) 捨石材(基礎捨石)を適用する。	
9) 盛土材 (土砂)	材質						8) 裏埋材(土砂)を適用する。
10) 埋立材 (土砂)	材質	種類	観察	(特)による。	施工中適宜		
		品質	(特)による。	(特)による。	搬入前、採取地毎に1回	(特)による。	

3.9 防舷材

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1) ゴム防舷材	材質	ゴムの物理的試験（引張試験、硬さ試験、老朽化試験等）による材質が標準仕様書第10編第10章表10-6に適合かつ標準仕様書第10編第10章第2節4)の耐久性試験を行ってもクラックや欠陥がないこと。	製造工場の試験成績表（検査証明書）により 確認 。 耐久性については、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書により 確認 。	標準仕様書 第10編第10章表10-6 JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253-3 JIS K 6257 JIS K 6259 標準仕様書 第10編第10章第2節4) による	製造前 ロットに使用した練りゴムより試料1セット	試験成績表（検査証明書）を 提出 。 耐久性については、ゴム防舷材耐久性証明事業を実施する機関の証明書を 提出 。	
	性能	反力及び吸収エネルギー	特による。 製造工場の試験成績表（検査証明書）により 確認 。	特による。	搬入前 10本に1本	試験成績表（検査証明書）を 提出 。	
	外観	有害な傷等がないこと。	観察	異状が認められないこと。	搬入時、適宜		
	形状寸法	長さ、幅、高さ、ボルトの穴径及び中心間隔等	製造工場の測定結果表により 確認 。	特及び監督員が 承諾 した詳細図等	搬入前、全数	工場の測定表を 提出 。	製造工場の測定結果表により 確認 。 様式・品質5-1は参考。
2) 取付金属	外観	有害な傷等がないこと。	観察	異状が認められないこと。	搬入時、適宜		
	形状寸法	特の形状寸法に適合していること。	観察	特及び監督員が 承諾 した詳細図等	搬入時、適宜		

40 マット類

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
1)アスファルトマット	材質	合材の配合、合材の強度、アスファルトの針入度、マットの押抜き強度が(特)に適合していること。	製造工場の試験成績表により 確認	(特)又は標準仕様書 第10編第4章第2節による。	1,000㎡に1回	試験成績表及び配合表を 提出	
		補強材の種類は(特)に適合していること。	観察	(特)による。	搬入時、適宜		
	形状寸法	厚さ	スチールテープ等で測定	(特)による。	20枚に1枚を2箇所	管理表を作成し 提出	
		幅及び長さ	スチールテープ等で測定	(特)による。	20枚に1枚を1箇所	管理表を作成し 提出	
2)繊維系マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度等が(特)に適合していること。	製造工場の試験成績表により 確認	(特)による。	搬入前、適宜	試験成績表を 提出	引張試験JIS L 1908 引裂試験JIS L 1096
3)合成樹脂系マット	材質及び規格	伸び、引裂、引張強度、比重、耐海水引張強度等が(特)に適合していること。	製造工場の試験成績表により 確認	(特)による。	搬入前、適宜	試験成績表を 提出	引張試験JIS K 6723 引裂試験JIS K 6252 比重試験JIS K 7112 耐海水試験JIS K 6773
4)ゴムマット	材質及び規格	硬度、伸び、引裂、引張強度等が(特)に適合していること。	製造工場の試験成績表により 確認	(特)による。	搬入前、適宜	試験成績表を 提出	引張試験JIS K 6251 引裂試験JIS K 6252

区分	管理項目	管理内容	管理方法	品質規格	測定頻度	結果の整理方法	備考
5) 摩擦増大用マット (アスファルトマットを使用する場合)	材質						1) アスファルトマットを適用する。
	形状寸法						1) アスファルトマットを適用する。
	材質	特による。	製造工場の試験成績表により 確認	特による。	特による。	試験成績表を 提出	※ゴムマット
	形状寸法	特による。	スチールテープ等で測定	特による。	特による。	管理表を作成し 提出	※ゴムマット

様式・品質5-1

防舷材形状管理表（例）

工 事 名 _____ 型 式 _____

年 月 日 _____ 現場代理人 _____

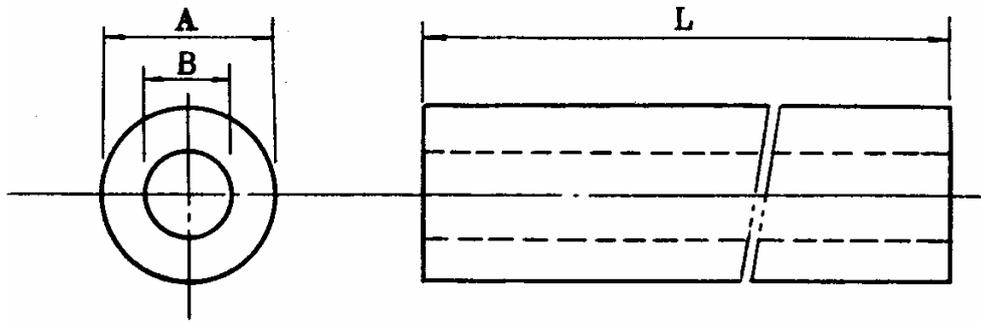
単位 mm

測定箇所		標準寸法	No.	No.	No.	備 考
長 さ	L ₁					
	L ₂					
幅	A					
	B					
高 さ	H					
肉 厚	d ₁					
底 版 厚	d ₂					
ボルト穴径	φ					
ボルト穴の 中心間隔	C					
	l ₁					
	l ₂					
その他						

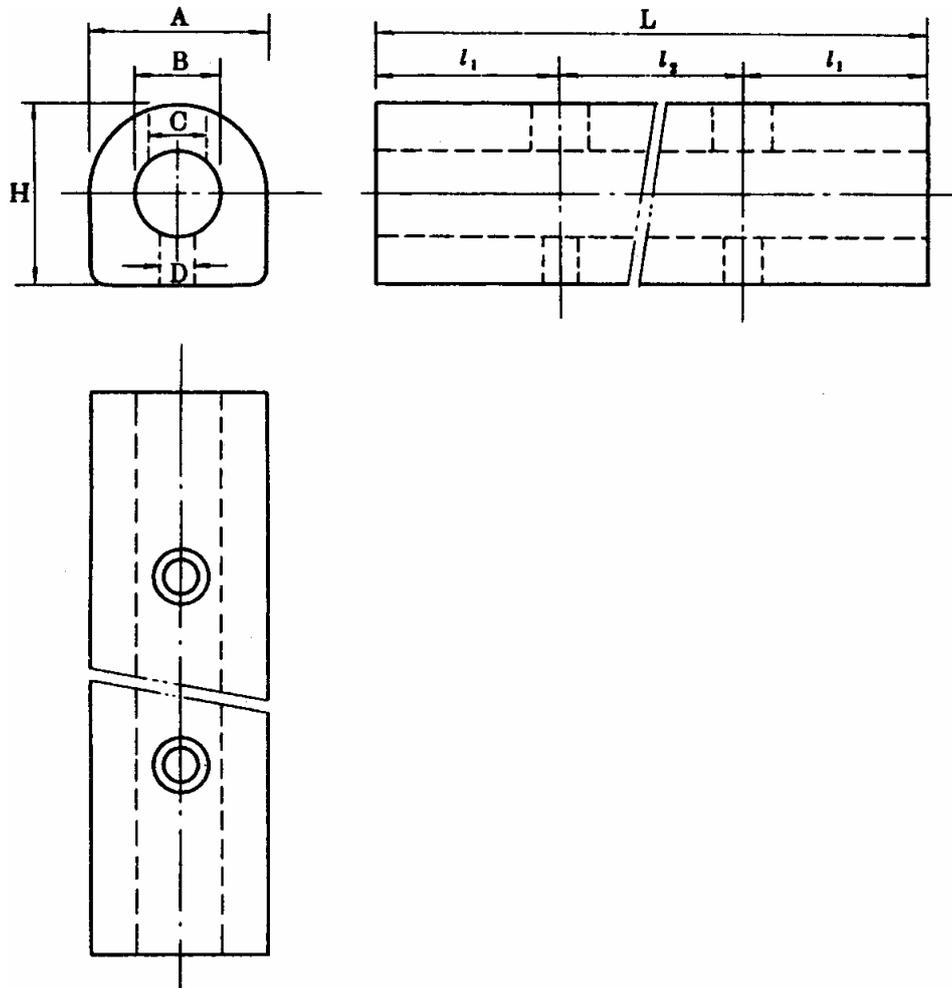
(別紙)

防舷材形状測定箇所 (例)

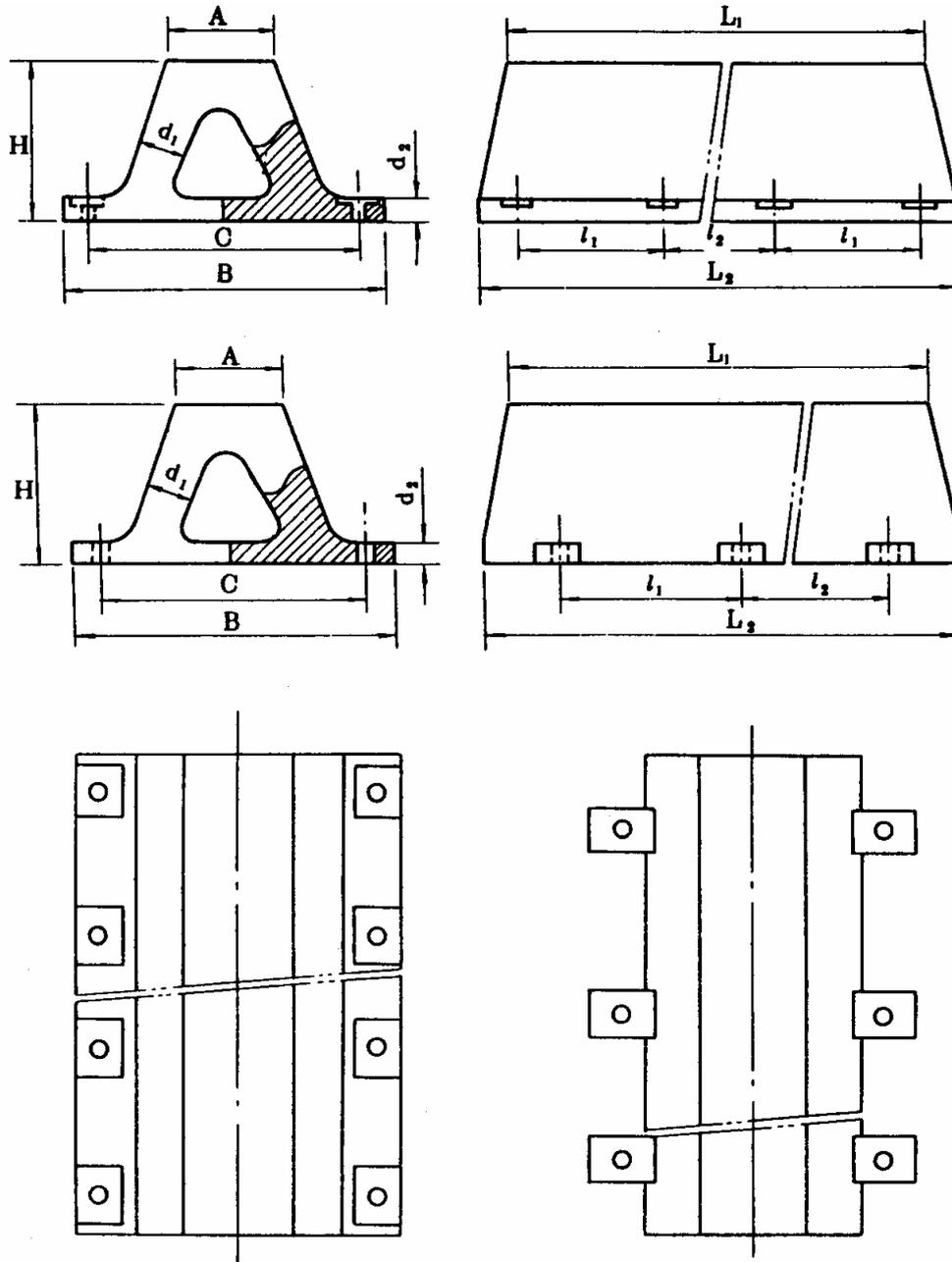
1. 中空円筒形



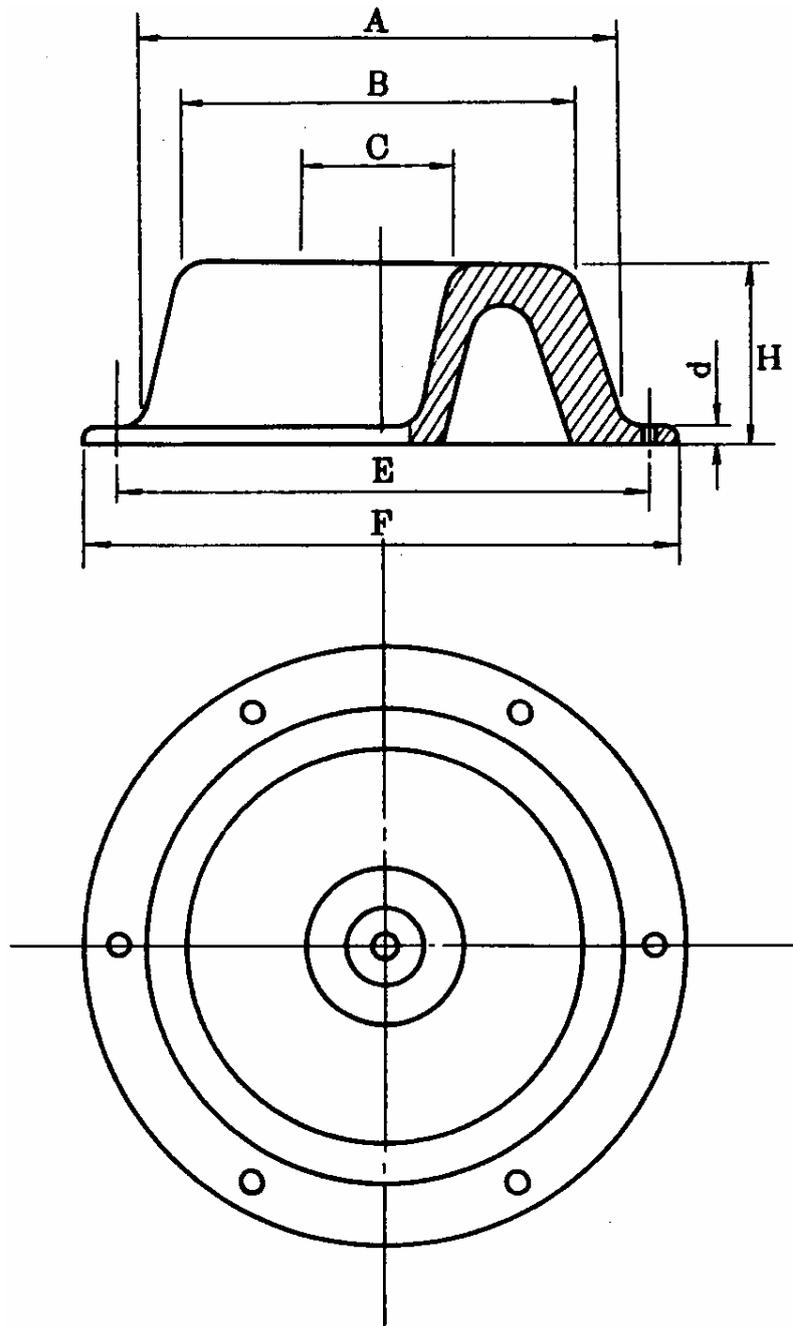
2. D 形



3. V 形



4. サークル形



品質管理基準及び規格値

No.		日付		フレア溶接施工試験報告書 (基準試験)	現場代理人	
工名				請負者		
試験 年月日	年 月 日		試験場所			
溶接業者名			鉄筋規格	製鋼メーカー名		
溶接者名				種類		
資格及び番号				公称直径 D (mm)		
				公称断面積 A (mm ²)		
				引張強さ (N/mm ²)		
	番	号				
外観・ 形状寸法	欠陥の有無					
	溶接長	L (mm)				
	ビード幅	S (mm)				
	判	定	合 ・ 否	合 ・ 否	合 ・ 否	合 ・ 否
引張 試験	最大荷重 Pmax (kgf)					—
	引張強さ σ_{max} Pmax/A (N/mm ²)					—
	破断位置					—
	判	定	合 ・ 否	合 ・ 否	合 ・ 否	—
断面マ クロ試 験	欠陥の有無		—	—		
	ビード幅	S (mm)	—	—		
	のど厚	a (mm)	—	—		
	判	定	—	—		合 ・ 否
総合判定			合 ・ 否	合 ・ 否	合 ・ 否	合 ・ 否
記 事						

備考 断面マクロ試験は、特記仕様書に明示された場合又は監督員が必要と認めて指示した場合に実施する。

品質管理基準及び規格値

No.		日付	フレア溶接施工試験報告書 (日常管理試験)		現場代理人		
工名					請負者		
試験 年月日	年月日		橋梁名				
		橋脚番号					
溶接業者名				鉄筋規格	製鋼メーカー名		
溶接者名					種類		
資格及び番号					公称直径 D (mm)		
帯鉄筋数		本			公称断面積 A (mm ²)		
溶接箇所数		箇所			引張強さ (N/mm ²)		
		欠陥の有無	有・無		不良箇所位置図		
外観・ 形状寸法	溶接長	最大 Lmax					(mm)
		最小 Lmin					(mm)
	ビード	最大 Lmax					(mm)
		最小 Lmin					(mm)
判定		合・否					
断面マ クロ試 験	番号		①	②	③		
	欠陥の有無						
	ビード幅 S (mm)						
	のど厚 a (mm)						
	判定		合・否		合・否	合・否	
総合判定					合・否		
記事							

備考 断面マクロ試験は、特記仕様書に明示された場合又は監督員が必要と認めて指示した場合に実施する。

フレア溶接 日常管理 外観・形状寸法データシート

橋脚番号

鉄筋径

鉄筋カゴ種別	No.	欠陥の有無	溶接長L	ビード幅S	溶接者名	検査月日	備考
No.	①	有・無	mm	mm		月 日	
	②	有・無	mm	mm		月 日	
	③	有・無	mm	mm		月 日	
No.	①	有・無	mm	mm		月 日	
	②	有・無	mm	mm		月 日	
	③	有・無	mm	mm		月 日	
No.	①	有・無	mm	mm		月 日	
	②	有・無	mm	mm		月 日	
	③	有・無	mm	mm		月 日	
No.	①	有・無	mm	mm		月 日	
	②	有・無	mm	mm		月 日	
	③	有・無	mm	mm		月 日	
No.	①	有・無	mm	mm		月 日	
	②	有・無	mm	mm		月 日	
	③	有・無	mm	mm		月 日	
No.	①	有・無	mm	mm		月 日	
	②	有・無	mm	mm		月 日	
	③	有・無	mm	mm		月 日	
No.	①	有・無	mm	mm		月 日	
	②	有・無	mm	mm		月 日	
	③	有・無	mm	mm		月 日	
No.	①	有・無	mm	mm		月 日	
	②	有・無	mm	mm		月 日	
	③	有・無	mm	mm		月 日	

(資料)

ロックボルトの引抜試験

- (1) 計測の目的
ロックボルトの定着効果を確認することを目的とする。
- (2) 計測の要領
ロックボルトの引抜試験方法に従って行う。
実施時期は施工後3日経過後とし、引抜試験耐力はロックボルト引抜耐力の80%程度以上とする。
- (3) 結果の報告
計測結果は図4-1の要領で整理する。
- (4) 試験後のボルトの処置
引抜試験の結果が荷重変位曲線図4-1のA領域に留まっている状態の場合には、試験後のボルトはそのままとし、これを補うボルトは打設しないものとする。
図のB領域に入るときは、その他のボルトの状態を判断して施工が悪いと思われるものについては、試験したボルトを補うボルトを打設する。また地山条件によると思われる場合には地中変位や、ロックボルトの軸力分布等を勘案して、ロックボルトの設計を修正する。

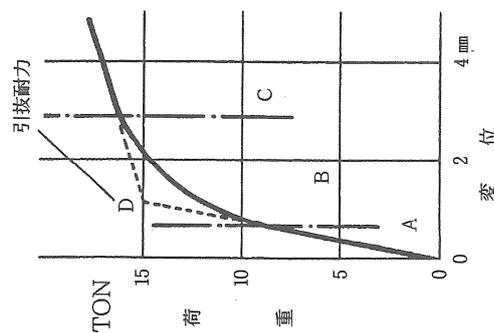


図4-1 ロックボルト引抜試験

(ロックボルトの引抜試験方法)

この方法はISRMの提案する方法に準拠したものである。
(International Society for Rock Mechanics, Commission on Standardization of Laboratory and Field Tests, Committee on Field Tests Document No.2, 1974)

- (1) 引抜試験準備
ロックボルト打設後に、載荷時にボルトに曲げを発生しないように図4-2のように反カブレートをボルト軸に直角にセットし、地山との間は早強石膏をはりつける。
- (2) 引抜試験
引抜試験は、図4-3のようにセンターホールジャッキを用い、油圧ポンプで1 ton毎の段階載荷を行って、ダイヤルゲージでボルトの伸びを読み取る。
(3) 全面接着式ボルトの場合の注意事項
(イ) 吹付コンクリートが施工されている時は、コンクリートを取りこわして岩盤面を露出させるか、あるいは、あらかじめ引抜試験用のロックボルトに、吹付コンクリートの付着の影響を無くすよう布等を巻いて設置して試験を行うのが望ましい。ロックボルトに歪みゲージを貼付けて引抜試験の結果が得られている場合には、その結果を活用することにより、特に吹付コンクリートを取り壊す必要がない場合もある。
(ロ) 反力は、ロックボルトの定着効果としてピラミッド形を考慮する場合には、できるだけ孔等は大きいものを用い、ボルト周辺岩盤壁面を拘束しないこと。
(ハ) ロックボルトの付着のみを考慮する場合は、反力をできるだけロックボルトに近づけると。

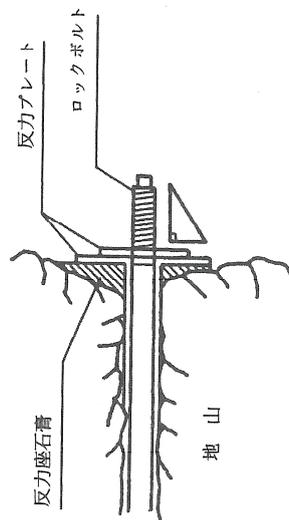


図4-2 反力座の設置

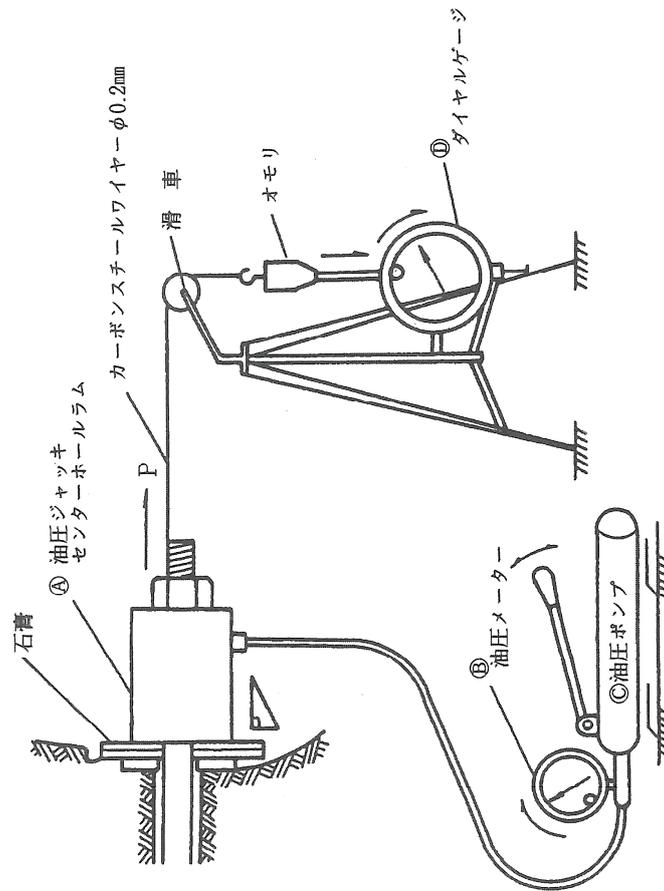


図4-3 引抜試験概要図